

# **デジタル時代の全国書誌：指針および新しい方向性**

**全国書誌のためのガイドラインに関する  
IFLA 作業グループ**

**編者：Maja Žumer**

**2009**

**翻訳：国立国会図書館収集書誌部 2012.3**

# 目次

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 序                                  | 1  |
| 全国書誌のためのガイドラインに関する IFLA 作業グループの構成員 | 3  |
| 1. 歴史および背景                         | 4  |
| 1.1 全国書誌                           | 4  |
| 1.2 法定納本                           | 4  |
| 1.3 国際的勧告                          | 4  |
| 1.4 新しい勧告／ガイドライン                   | 7  |
| 1.5 結論                             | 7  |
| 2. 全国書誌の価値：利用法および利用者               | 9  |
| 2.1 全国書誌の使命は何か                     | 9  |
| 2.2 利用者は誰か                         | 10 |
| 2.3 情報ニーズおよび要件は何か                  | 12 |
| 2.4 共通検索要件                         | 15 |
| 2.5 結論                             | 16 |
| 3. 選択原則                            | 17 |
| 3.1 序                              | 17 |
| 3.2 一般的選択基準                        | 17 |
| 3.3 電子資料の選択基準                      | 18 |
| 3.3.1 電子資料において考慮すべき特定の観点           | 18 |
| 3.3.2 選択されない電子資料の例                 | 19 |
| 3.4 選択に関するその他の問題                   | 20 |
| 3.5 結論                             | 22 |
| 3.6 全国書誌収録のための選択基準（含．インターネット資料）    | 22 |
| 4. 目録作業                            | 24 |
| 4.1 序                              | 24 |
| 4.2 全国書誌作成機関の責務                    | 24 |
| 4.2.1 全国書誌のための目録作業の範囲              | 24 |
| 4.2.2 全国書誌と国立図書館蔵書目録の関係            | 24 |
| 4.2.3 全国書誌を取り巻く状況の変化               | 26 |
| 4.2.4 包括的な書誌レコード                   | 27 |
| 4.2.5 書誌コントロールと書誌標準                | 27 |
| 4.2.6 内容に関する標準                     | 28 |
| 4.2.7 識別に関する標準                     | 29 |
| 4.2.8 典拠コントロール                     | 31 |
| 4.2.9 書誌標準とセマンティック・ウェブ             | 32 |
| 4.3 全国書誌とアクセス                      | 33 |

|           |                        |           |
|-----------|------------------------|-----------|
| 4.3.1     | 全国書誌の利用者および利用法：メタデータ要素 | 33        |
| 4.4       | 目録作業のレベル               | 34        |
| 4.4.1     | 資料に付与されたメタデータのレベル      | 34        |
| 4.4.2     | 全国書誌における電子資料の重要性       | 36        |
| 4.4.3     | 継続的な改善                 | 37        |
| <b>5.</b> | <b>機能およびインターフェース</b>   | <b>39</b> |
| 5.1       | 序                      | 39        |
| 5.2       | 一般的勧告                  | 39        |
| 5.2.1     | クエリーの形成                | 40        |
| 5.2.2     | 検索結果の確認                | 41        |
| 5.2.3     | 検索結果の保存または抽出           | 41        |
| 5.2.4     | ヘルプ                    | 41        |
| 5.3       | 共通要件                   | 42        |
| 5.4       | アクセスポイント               | 42        |
| 5.4.1     | 主題アクセス                 | 42        |
| 5.4.2     | 検索結果の表示                | 44        |
| 5.4.3     | 機能性                    | 45        |
| 5.5       | 相互運用性                  | 45        |
| 5.5.1     | 目録規則の互換性               | 46        |
| 5.5.2     | ISBD（国際標準書誌記述）         | 46        |
| 5.5.3     | 国際目録原則                 | 47        |
| 5.5.4     | FRBR（書誌レコードの機能要件）      | 48        |
| 5.5.5     | FRAD（典拠データの機能要件）       | 48        |
| 5.5.6     | RDA（資源記述とアクセス）         | 49        |
| 5.5.7     | 書誌フォーマットの互換性           | 49        |
| 5.5.8     | 文字符号化の互換性              | 53        |
| 5.5.9     | プロトコルの互換性              | 53        |
| <b>6.</b> | <b>全国書誌の組織および管理</b>    | <b>59</b> |
| 6.1       | 序                      | 59        |
| 6.2       | 全国書誌コントロールの責務          | 59        |
| 6.3       | 全国書誌コントロールの管理形態        | 59        |
| 6.3.1     | 全国書誌作成機関としての国立図書館      | 60        |
| 6.3.2     | その他の機関における全国書誌作成機関     | 60        |
| 6.3.3     | 協同・分散型の全国書誌作成機関        | 60        |
| 6.3.4     | 独立型の全国書誌作成機関           | 61        |
| 6.3.5     | 書誌標準のための国立機関           | 61        |
| 6.4       | 法定納本制度／自発的納本           | 61        |
| 6.4.1     | 法定納本                   | 61        |
| 6.4.2     | 自発的納本                  | 63        |
| 6.4.3     | 混合型納本                  | 63        |
| 6.4.4     | 各国の納本モデルの例             | 63        |
| 6.5       | ビジネスモデル                | 65        |
| 6.5.1     | 全国書誌の目的と範囲             | 65        |
| 6.5.2     | 全国書誌の費用                | 66        |
| 6.5.3     | 各国のビジネスモデルの例           | 67        |
| 6.5.4     | 知的所有権および著作権に関する問題      | 70        |

|            |                            |            |
|------------|----------------------------|------------|
| 6.5.5      | 利用促進と市場調査                  | 71         |
| 6.6        | 全国書誌データの組織化                | 71         |
| 6.6.1      | 例                          | 72         |
| 6.7        | 全国書誌の速報性                   | 73         |
| 6.7.1      | 概要                         | 73         |
| 6.7.2      | CIP プログラムの確立               | 74         |
| 6.7.3      | CIP プログラムの例                | 74         |
| 6.8        | 全国書誌の頒布媒体の選定               | 74         |
| 6.8.1      | 紙媒体                        | 75         |
| 6.8.2      | CD-ROM                     | 75         |
| 6.8.3      | オンラインアクセス                  | 75         |
| 6.9        | 全国書誌の効用の測定                 | 76         |
| 6.9.1      | 網羅性                        | 76         |
| 6.9.2      | 速報性                        | 76         |
| 6.9.3      | 全国書誌の利用法                   | 77         |
| 6.10       | 他機関から学ぶべきこと                | 77         |
| <b>7.</b>  | <b>出版者との協力：メタデータの統合と共有</b> | <b>79</b>  |
| 7.1        | 序                          | 79         |
| 7.2        | フィンランド国立 ONIX センター         | 80         |
| 7.3        | スウェーデンのモデル                 | 81         |
| <b>8.</b>  | <b>用語・略語集</b>              | <b>86</b>  |
| <b>9.</b>  | <b>参考文献</b>                | <b>94</b>  |
| <b>10.</b> | <b>リンク集</b>                | <b>100</b> |
| <b>11.</b> | <b>付録：全国書誌番号</b>           | <b>109</b> |

## 序

2001 年、IFLA 世界図書館情報会議がアメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストンで開催された。IFLA 書誌分科会は、二つの主要な作業が完成したことを祝った。一つは、1998 年の全国書誌サービスに関する国際会議での勧告に呼応した Bell と Langballe による世界の全国書誌に関する報告書 (Bell and Langballe, 2001) であり、もう一つは、Knutsen による 1996 年以降の全国書誌の変化に関する調査 (Knutsen, 2001) である。

委員会は、重要性を高めつつある電子媒体、特にウェブ出版物に対して、全国書誌がどのように対応していくべきかについても議論を行った。会議が終わろうとしたとき、アゼルバイジャンのゲストから、全国書誌を作成する適切な方法に不慣れな全国書誌作成機関に対して、書誌分科会が助言と支援を与えてはどうか、との発言があった。

この出版物は、その会議の成果物である。書誌サービスを開始または改善しようとする全国書誌作成機関を支援するため、例示や参考文献を伴ったガイドラインの開発と更新を調査するよう、2002 年に作業グループが設立された。翌年、作業グループに託された任務は、電子的全国書誌のためのガイドラインをも含むよう拡大された。作業グループの任務は次のとおりである。

- ・全国書誌作成機関が書誌サービスを開始または改善するためのガイドラインを開発すること
- ・電子形式で書誌を刊行するためのガイドラインを開発すること
- ・全国書誌に電子資料を含めること、およびその提供方法についてガイドラインを開発すること

これらの別々に見えた鎖は、グループの作業が進むにつれ、絡み合ってきた。ウェブや電子媒体の激増によってもたらされた変化は、全国書誌が基礎を置いていた多くの仮説に疑問を投げかけた。我々がこれらの未知の領域を進むためのガイドとなる地図が求められているのである。

この文書が想定している読者は幅広い。第一に、この文書は全国書誌サービスの管理に責任を有する人々、特に、新規に全国書誌を立ち上げる人々に向けたものである。第二に、この文書は、新しい技術や媒体によってもたらされた機会や課題に対応しようとしている、すでに確立された全国書誌の管理者、スタッフに関心を抱かれるだろう。

この文書が規範となる意図はないことを強調しておこう。書誌コントロールは、国によって大きく異なり、ローカルな要件は、財務、法的または運用上の制約に影響されることがある。状況によって応用や取捨選択のレベルを変えられるよう、多くの潜在的選択肢が用意されている。事例は、様々な全国書誌作成機関が採用した手法の範囲を説明するためのものである。

この文書は、それぞれが異なる問題を取り上げている比較的独立した章からなっている。同時に、全体として一つの出版物となるよう計画されている。読者は、順番に全ての章を読んでも良いし、特定の章のみ読むこともできる。

IFLA 第四部会 (書誌調整部会) からは、作業グループが 4 回の会合を行えるよう資金を提供していただいた。これらの会合は、グループの作業を進めるのに不可欠であり、チェコ国立図書館 (2004 年)、リトアニア国立図書館 (2006 年)、フランス国立図書館 (2007 年と 2008 年) の寛大なもてなしがなければ開けなかったであろう。作業グループの構成員は、電子メールによって意見交換を行い、IFLA 世界会議でも会合を持つことができた。進捗状況についてのレポートは、書誌分科会の公開セッションで発表された。

作業グループは、IFLA の目録分科会、分類・索引分科会、国立図書館分科会を含む他の分科会の同僚からの支援、貢献に感謝する。

この文書は、2008 年 6 月から 9 月までワールドワイドレビューのために利用可能となった。コメントは、ドイツ国立図書館、IFLA ISBD レビューグループ、デンマーク書誌委員会、Marcelle Beaudiquez 氏、Pat Riva 氏、米国議会図書館、および国立国会図書館から寄せられた。この文書は、それらのコメントにおける提案、勧告から多大なる恩恵を受けている。

環境のめまぐるしい進化を考慮し、この文書は、書誌分科会が定期的に改訂を行い、変更を反映させる予定である。

## 文献

Bell, B. L., & Langballe, A. M. H. (2001). *An examination of national bibliographies and their adherence to ICNBS recommendations*.

2009 年 2 月 6 日 <http://www.ifla.org/VII/s12/pubs/sbrep.pdf> から取得。

Knutsen, U. (2001). *Changes in the national bibliographies, 1996-2001*.

2009 年 2 月 6 日 <http://www.ifla.org/IV/ifla67/papers/143-199e.pdf> から取得。

## 全国書誌のためのガイドラインに関する IFLA 作業グループの構成員

|                         |                           |
|-------------------------|---------------------------|
| Anders Cato             | スウェーデン国立図書館、2007 年～       |
| Genevieve Clavel-Merrin | スイス国立図書館、2007 年～          |
| Whitney Coe             | 元・プリンストン大学図書館（米国）         |
| Alan Danskin            | 英国図書館                     |
| Tuula Haapamäki         | フィンランド国立図書館               |
| Randi Diget Hansen      | デンマーク書誌センター               |
| Agneta Holmenmark       | スウェーデン国立図書館、2004 年～2006 年 |
| Unni Knutsen            | オスロ大学（ノルウェー）              |
| Christian Lupovici      | フランス国立図書館                 |
| Ingrid Parent           | カナダ国立図書館・文書館、2007 年～      |
| Bohdana Stoklasová      | チェコ国立図書館                  |
| Regina Varniene-Janssen | マルティナス・マジュヴィダス・リトアニア国立図書館 |
| Beacher Wiggins         | 米国議会図書館                   |
| Maja Žumer（委員長）         | リュブリャナ大学（スロベニア）           |

# 1. 歴史および背景

Randi Diget Hansen（デンマーク書誌センター）

## 1.1 全国書誌

「カレント版全国書誌は、国の文化を映す鏡である。カレント版全国書誌を見ることによって、その国の独自性を学ぶことができる。農業や技術に力点を置くこと、様々な言語の出版物を通じたその社会の構成、国民生活において重要な特定の習慣・儀式、教育・文学・科学の重要性、その時代の著名な文学者、その国の政治・社会・宗教の動向、それら全てが認識可能となる。鏡が一人一人の特徴を映し出すように、カレント版全国書誌は、その国の関心事や独自性を反映すべきである。」（Bell, 1998）

### 定義

50 年以上も前の定義では、「理想的な（カレント版全国）書誌は、一国の範囲内で、遅くとも前年中に出版された全ての図書、文書、パンフレット、逐次刊行物およびその他の印刷物の完全なリストである。」（Conover, 1955）

1998 年の定義は、より一般的なものとなっている。現代的な意味では、全国書誌は、国の成果物（すなわち国内出版業界の生産物）の信頼できる包括的な記録の集積であり、定期的に出版され、遅延は最小限とする、と定義される。全国書誌は、全国書誌作成機関によって、国際標準に従って作成される。出版物の詳細と著者性が調査され、詳細に検証される。

特に多くの電子情報資源とウェブをもたらした最近 10 年間の出版の変化は、全国書誌の範囲を変えてしまった。このことは、検索エンジンの技術の進歩とあいまって、全国書誌サービスの再評価を要求するものである。

## 1.2 法定納本

全国書誌コントロールが機能するために、全国書誌への登録を国の法定納本機能と結びつけることも重要である。法定納本は、印刷者、出版者および頒布者が、国立図書館またはそれ以外の「法定納本図書館」に自らの出版物の 1 部以上を無償で提供するための、法律による、または別の種類の規則による義務付けである。国によっては、さらに、出版物の早期登録を望む出版者と全国書誌作成機関の間で自発的な協定が結ばれることもある。

## 1.3 国際的勧告

全国書誌が書誌システムまたは特に全国書誌として定義されたのは、比較的最近のことである。「全国書誌」という語句は、19 世紀半ば頃の文献では、主に、その国の図書のリストという意味で用いられていた。より広範な定義が認知されたのは、20 世紀前半になってからである。（Madsen, 2000）

全ての種類の資料へと定義を拡大するための基本的な決定は、ユネスコが 1950 年に開催した国際会議、ユネスコが IFLA（国際図書館連盟）と協力して開催した 1977 年の国際会議、および IFLA

が開催した 1998 年 11 月の国際会議でなされている。会議の成果は、一連の勧告として、世界中の全国書誌サービスの構造に大きな影響を与えた。

## 1950 年 書誌サービスの改善に関する会議

1950 年のユネスコ会議による勧告では、全国書誌は単なるリストではなく、ある国で出版された資料の登録の全体としての書誌システムである、ということが強調されている。(Conference on the Improvement of Bibliographic Services, 1950)

全国書誌はそれぞれの国で出版され販売されている図書やパンフレットのリストを含むべきである、という要請で始まっているのが、この勧告の特徴である。これは、当時（1950 年以前）、幾つかの国、特に英国ではいわゆる「書店リスト」しかなかったという事実と結びついている。「書店リスト」は、書籍流通業者および出版者が出版した図書のみのリストだった。

また、全国書誌には図書やその他の印刷物だけでなく、視聴覚資料も含まれるべきであることが強調された。定期刊行物の索引については、重要な記事のみを登録すべきとする選択条件があった。また、当該国において資料を販売する機関、会社の名簿を確立すべきであることも勧告されている。

上述のとおり、1950 年の勧告では、全国書誌にどのような種類の資料を登録すべきかについては詳細な勧告が行われているが、目録作業のレベル、全国書誌の出版、法定納本および国立図書館における資料の所蔵については、どのような要望を行いうるかについての極めて簡略な方向性が示されているのみであった。

1950 年の勧告で重要なのは、全国書誌は単なる図書のリストではなく書誌システムであると定義したこと、「全国書誌サービス」という概念を導入したことである。

## 1977 年 全国書誌に関する国際会議

ユネスコと IFLA による 1977 年の会議の結果は、『全国書誌作成機関と全国書誌のためのガイドライン』(International Federation of Library Associations, IFLA International Office for UBC & UNESCO, 1979) として出版された。このガイドラインは、全国書誌のための選択基準を明示するだけでなく、目録作業のレベルや登録のための基礎に対処する多くの勧告を含んでいる。

ガイドラインにおいて、全国書誌は、「「国の出版物」の信頼できる包括的な記録の集積であり、印刷物として（および／または他の物理的形態（例：目録カード、機械可読テープ）で）定期的に出版され、遅延は最小限とする」と定義されている。「国の出版物」は、「国内出版業界の生産物」と定義されている。つまり、資料が登録されるべき国は、出版者の本拠地である国ということになる。

二組の勧告の間には、大きな違いがある。1950 年のものでは登録すべき資料の全ての種類を列挙することが非常に重要だったが、1977 年の勧告は全国書誌が登録すべき最小限の範囲を示している。

全国書誌は、最小限、官庁出版物を含む国の出版物のうち、単行資料、逐次刊行資料のうち初号およびタイトルに変化があったものに関するレコードを含めるべきである。また、その他の範疇の資料についても、国内の図書館界の要件および全国書誌作成機関の資源に応じて、可能な限り迅速に収録すべきである。（後略）

また、「（全国書誌作成）機関は、政策の問題として、全国書誌に国の出版物の記録だけでなく、その他の範疇の資料を収録するという判断を下すこともある。すなわち、その国の文化的、歴史

的、地理的、言語的環境に何らかの関係がある資料は全て、一般的に、その国にとって特別関係があるものであり、国の蔵書の一部とみなすことができる。」と述べられている。

ガイドラインは、全国書誌が、個人名や団体名の典拠コントロールを含む、国の出版物の基本的な信頼できる登録を確保しなければならないこと、登録は目録法および分類法の国際規則に従うべきであることを非常に強調している。用いられる書誌フォーマットについては、国内的にも国際的にも互換性があるべきである。一国の全国書誌は、国際書誌コントロール（UBC）のために不可欠であり、書誌データを交換して再利用できることが重要である。

## 1998 年 全国書誌サービスに関する国際会議（ICNBS）

1977 年の勧告は、それ以前の 1950 年の勧告と同様、全国書誌を印刷物として出版することに関する指示が含まれている。1977 年の勧告では、全国書誌を電子的に公開する可能性や全国書誌データが国際的なデータベースの一部となる可能性への言及があるが、依然として印刷物としての書誌に焦点が置かれている。この勧告は、情報技術を利用することができない国々において全国書誌システムを促進することを目的としていた。

最新の勧告（ICNBS の成果）においては、情報技術のダイナミックな進歩によって新たな可能性が生じ、国内の目録と登録に関して新たな需要が生まれる可能性があることが考慮された。

Google はまだ出現していなかった。

新しい拡張事項として、1998 年の勧告では、全国書誌作成機関の役割と責務および法定納本の重要性を強調している。（International Conference on National Bibliographic Services, 2002）

- ・ 国立図書館および全国書誌作成機関は他の機関と協働できること、しかし、標準の調整と実施のための総合的な責任は全国書誌作成機関にあることを確認する。（序第 4 項）
- ・ 各国の文化的・知的財産と言語的多様性を保持し、現在および将来の利用者がアクセス可能となることを確保するための手段として、法定納本の価値を再確認する。（序第 5 項）

以前の勧告からの最も重要な変更は、次の主題に関するものである。

**法定納本：**全国書誌サービスの基礎として法定納本制度が緊急の課題であることが強調されている。

（勧告 1）各国は、緊急の課題として、既存の納本法規を検証し、現在および将来の要件に関連してその規定を検討し、必要な場合には、既存の法規を改正すべきである。

（勧告 2）現在、法定納本制度を有しない国は、これを導入することが要請される。

**全国書誌の範囲：**以前の勧告が様々な種類の資料を列挙していたのとは対照的に、1998 年の勧告では単に「現在の国の成果物」としか述べられていない。そのことは、フォーマット（媒体）は問わず（例：印刷物、視聴覚資料、電子資料）、その国で出版された全ての資料が全国書誌に登録されるべき範囲であることを意味している。その自然な帰結として、インターネット資料を含む全ての新しい種類の資料は、伝統的な種類の資料と対等に扱われるべきことになる。

1998 年の勧告では、今後の活動として次のようなものが挙げられている。

（勧告 16）IFLA は、新しい形の出版物および将来出てくるであろう形の出版物全てに関する規定を制定するため、既存のガイドラインの改訂を支援すべきである。

## 1.4 新しい勧告／ガイドライン

1950年から1998年までの勧告の進化を見てみると、1950年の勧告の力点が全国書誌に登録すべき資料の種類についての非常に詳細な記述にあったこと、目録作業のレベル、全国書誌の出版、法定納本および国立図書館における資料の所蔵については、どのような要望を行いうるかについての極めて簡略な方向性が示されているのみだったことに驚かされる。

1977年のガイドラインでは、全国書誌に登録すべき資料の種類については最小限の勧告しかなかった。力点は、個人名や団体名の典拠コントロールを含む、国の出版物の基本的な信頼できる登録を確保することに置かれた。登録は目録法および分類法の国際規則に従うべきであり、用いられる書誌フォーマットは互換性があるべきとされた。1950年から1977年の間に、焦点は、全国書誌の範囲から、書誌データの登録およびフォーマットへとシフトした。このシフトが生じたのは、全国書誌の範囲は明白であると考えられたこと、当時の課題がオンライン目録作業と書誌データの共有に向けて動いていたことによるかもしれない。

1998年の勧告では、全国書誌の範囲に関して詳細な記述はない。勧告は、次のとおり、とても一般的なものである。

(勧告 4) 全国書誌は、現在の国の成果物を含み、実行可能な場合は遡及した範囲をも提供すべきである。必要であれば、全国書誌作成機関は選択基準を定義し、公開すべきである。

(勧告 5) 全国書誌は、一国で製作される出版物に使用される全ての言語および／または文字による資料に関するレコードを収録すべきである。また、可能な限り、それらのレコードは、その出版物がもともと書かれていた言語および／または文字を含むべきである。

1998年の勧告の特徴は、全国書誌作成機関の役割と責務、法定納本の重要性を強調したことである。

## 1.5 結論

当作業グループは、1998年の勧告が一般原則を特定したこと、しかし、現在の国の成果物の定義方法についての指針は示していないことを見出した。また、作業グループは、全ての種類の電子情報資源を全国書誌に収録することについて定義する必要があることを見出した。

勧告では、全国書誌は網羅的である、と定義されている。

(前略) どの時点であるかにかかわらず、ある国で出版された全ての図書／現在の国の成果物(の総量)。全国書誌のもう一つの際立った特徴は、その目標が、資料の物理的形態や扱っている主題、質に関わらず、出版された資料の(一定の正式な枠組みの中での)完全な登録である、という意味において、概ね「客観的」なことである。

1977年以来、全国書誌は、形式にかかわらず一国の全ての出版物の完全な登録であると仮定されていた。目録作業のレベルは同一であり、しばしば、既存レベルでは最高のものを意味するものと解釈された。結果的に、予算を担当する機関の管理者は、目録作業が非常に高価なものであると見なすことになる。この考え方は、さらに何人かの管理者を、全国書誌にウェブ資料を含める必要は全くないという早まった結論に導いた。アクセスはウェブを検索するブラウザによって提供できるので、全国書誌の対象とする必要はない、という見方もある。

既存のガイドラインを検討し、全国書誌作成機関の実務を考慮した結果、作業グループは、以下のとおり勧告する。

- ・規則、標準、選択基準を開発し、維持管理し、利用促進する責務は、全国書誌作成機関に与えられるべきである。
- ・全国書誌は、全ての種類の出版物を収録すべきであるが、それは必ずしも全ての出版物というわけではない。網羅性は、絶対的な目標である必要はない。
- ・実用的な公式の選択基準が定義され、公開されるべきである。
- ・全国書誌作成機関は、資料の重要性に基づいて、出版物の種類毎に目録作業のレベルを決定すべきである。
- ・全国書誌作成機関は、全国書誌の作成と維持管理を支援するため、利用可能な全ての技術を活用するよう奨励される。
- ・全国書誌作成機関は、全国書誌を支援し改善するため、他の利害関係者と協働する機会を追求すべきである。
- ・全国書誌作成機関は、全国書誌の（潜在的なものを含む）利用を分析し、定期的に検証を行うべきである。

## 文献

Bell, B. L. (1998). *An annotated guide to current national bibliographies* (2<sup>nd</sup> completely rev. ed.). München: K.G. Saur.

Conference on the Improvement of Bibliographic Services. (1950). *General report of the Conference on the Improvement of Bibliographical Services, UNESCO House, Paris, 7-10 November, 1950*. Paris: UNESCO.

Conover, H. F. (1955). *Current national bibliographies*. Washington: U.S. Government Printing Office.

International Conference on National Bibliographic Services. (2002, October 1). *The final recommendations of the International Conference on National Bibliographic Services: ICNBS: Copenhagen 25-27 November 1998*.

2009年2月6日 <http://www.ifla.org/VI/3/icnbs/fina.htm> から取得。

International Federation of Library Associations, IFLA International Office for UBC, & UNESCO. (1979). *Guidelines for the national bibliographic agency and the national bibliography*. Paris: UNESCO.

Madsen, M. (2000). The national bibliography in the future: New recommendations. *Alexandria*, 12(1), 45-50.

## 2. 全国書誌の価値: 利用法および利用者

Maja Žumer (リュブリャナ大学 (スロベニア))

### 2.1 全国書誌の使命は何か

完全かつタイムリーな全国書誌は、以下のための重要な情報源である。

- ・ 図書館および類似機関における選書、収集
- ・ 目録作業（直接的にはコピーカタログングで、間接的には目録作業支援として）
- ・ 著者性の検証および出版の来歴

「これまで、三つの主要な目的が、全国書誌サービスに割り当てられてきた。一番目は、図書館における費用対効果の高い目録作業を支援することである。二番目は、図書館の選書・収集業務を容易にすることである。三番目は、資料提供のための情報探索・検索を促進することである。これらの目的は、依然として有効である。今日変化しているのは、そのような目的が遂行される環境である。」 (Vitiello, 1999)

しかし、全国書誌は、図書館、出版業界や書籍流通業界以外でも、次のように使用され(う)る。  
(International Federation of Library Associations, IFLA International Office for UBC & UNESCO, 1979)

- ・ 国の出版成果物の統計数値を提供する
- ・ 教育、言語、経済プログラム等に関する政策の影響の証拠を提供する
- ・ 国が必要とする出版物の自給率を明らかにする

全国書誌は、したがって、資料の選択および収集のために不可欠なツールであり、結果として、出版業界にとっては重要な販売促進ツールである。この機能を満たすために

- ・ データは、出版後速やかに、さらに望ましくは出版前に利用可能でなければならない。
- ・ 選書のためには、主題および対象利用者に関するデータが、価格と同様に必須である。一方、収集のためには、出版者・頒布者、販売条件、および ISSN、ISBN 等の標準識別子が必須である。
- ・ 書誌レコードのフォーマットは、個々の情報システムまたは目録に簡単にデータを取り込めるものでなければならない。(Lewis, 1991)

目録作業担当者のツールとしての要件は、次のとおりである。

- ・ レコードが高品質かつ完全であること
- ・ 全ての範囲にわたっていること
- ・ 新規レコードにタイムリーにアクセスできること
- ・ 国内・国際標準に準拠していること
- ・ 過去の書誌と現在の書誌に連続性があること
- ・ 個々の図書館目録へのレコードコピーが容易であること

情報源として、全国書誌は次のものを支援すべきである。

- ・ 洗練された検索および多数のアクセスポイント
- ・ 求める出版物へのアクセスを可能にするための、図書館目録または全文へのリンク

全国書誌の作成については、国内および国際的な利害がある、と主張されることがある。これらの利害は対立するものだろうか。もしもそうであるなら、どの側面を優先すべきだろうか。

全国書誌は、新刊図書目録、全国総合目録、大規模な大学・調査図書館の目録、さらには Amazon のような他の製品・サービスと重複（および競合）する。だからといって、全国書誌は、他の製品・サービスが行わない（または行えない）何かを提供しているだろうか。全国書誌の付加価値は、常に明白であり、よく広報・周知されているだろうか。

最後に、全国書誌の作成を継続することが当然のことかどうか。国立図書館（および全国書誌作成機関）が直面する制約が増加していることを考慮し、全国書誌が満たすニーズと全国書誌が支援する利用法に基づいた確固たる主張を作成することを、作業グループの目標の一つとした。この分析は、電子的全国書誌のデータモデルと機能に関する勧告の基礎にもなるだろう。

## 2.2 利用者は誰か

図書館における全国書誌の利用については十分な証拠と理解がある一方で、その他の利用者については実質的なデータが不足している。一部の国（チェコ、ノルウェー）では、国立図書館が、利用者や利用内容について調査を行っている。全ての全国書誌作成機関による、一層の研究が推奨される。我々は、全国書誌の作成を正当化するだけでなく、必要なサービスを実施するためにも、現在の利用者に加えて、将来の、および潜在的な利用者にも焦点を当てなければならない。

利用者と利用法に関する興味深い視点が、米国議会図書館の書誌コントロールの将来に関する作業グループ（<http://www.loc.gov/bibliographic-future/>）によって提案されている。2007年3月15日の会議の報告書（[http://www.loc.gov/bibliographic-future/meetings/2007\\_mar08.html](http://www.loc.gov/bibliographic-future/meetings/2007_mar08.html)）によると、「書誌データには二つの主要な情報利用者と利用環境がある。一つは消費者環境であり、もう一つは管理環境である。消費者環境は、書誌データのエンドユーザー、情報の消費者、さらに、検索エンジンから目録の専門的なインターフェースにいたる、エンドユーザーによる関連情報の発見を支援するために設計されたサービスに関連している。管理環境は、資源管理に関係している。この二つの環境は書誌データを異なる視点で捉えたものだが、両者は相互に関連しており、たとえば、主として一方の環境のために記録されたデータが他方でも利用されることがある。信頼できる書誌データの作成は、二つの環境を支援するために依然として必要だが、現在の書誌データはどちらの環境のニーズをも完全には満たしていない。」

書誌分科会の作業グループは、現在の情報要求と、ヨーロッパの幾つかの全国書誌作成機関によって記録された全国書誌の典型的な利用法について、分析を行った

（<http://www.ifla.org/VII/s12/pubs/SurveyEuNationalLibraries24jul06.pdf>）。状況は国によって異なるが、幾つか共通の特徴がある。それによれば、現在の、および潜在的な利用者は次のとおりである。

### エンドユーザー

図書館利用者から、出版物を発見・識別するために遠隔地からオンライン全国書誌にアクセスする利用者に至るまでの、最も多様なグループである。公的／非公的集団および法人も、このグループに含まれる。

多くの特定の利用状況を列挙することができる。幾つか例を挙げよう。

- ・協力先となる出版者を調べる印刷業者
- ・出版物の言語／ジャンル／起源のパターンを調べるジャーナリスト
- ・ブックフェアの主催者

- ・ 特定言語への／からの翻訳者かどうかの特定
- ・ 挿絵画家の特定

エンドユーザーは、常に全国書誌の対象利用者と見なされていたわけではない。作業グループは、国の文化遺産の一部分に対するアクセスを提供するという理由により、一般公衆にとって全国書誌が重要な情報源であると考ええる。

## 図書館

- ・ **目録作業担当者**は、コピーカタログイングや通常の日録作業の支援のために全国書誌を必要とする。後者の場合、目録作業担当者が検索するのは、類似した書誌レコードであり、さらに大抵の場合は典拠レコード（名称、団体名）である。
- ・ **図書館の収集担当者**は、出版物の発注、出版者・頒布者の特定、出版状況の確認のために、全国書誌を必要とする。
- ・ **図書館の蔵書構築担当者**は、入手可能な出版物の分析、蔵書構築基準に従った選択、近刊情報の把握（例：CIPレコードの利用）のために、全国書誌を必要とする。
- ・ **図書館のレファレンス担当者**は、エンドユーザー（図書館利用者、公的／非公的集団および法人を含む）に代わって行動する。
- ・ 全国書誌と法定（または自発的）納本の間に関連があるため、**法定納本の管理**に全国書誌のデータを用いることができる。
- ・ **図書館の資料保存担当者**は、出版状況を把握し資料保存の手順を計画するために、全国書誌を必要とする。
- ・ 全国書誌は、**資料デジタル化管理**のための概要を提供する。

## 書籍流通（他のメディアを含む）

- ・ 全国書誌は、**出版者**（商業出版者、官公庁刊行物の出版者を含む非商業出版者）が市場、競争を分析できるようにする。
- ・ **書店（他のメディアの販売業者を含む）**のニーズは、図書館の蔵書構築担当者・収集担当者と類似している。さらに書店は、図書館のレファレンス担当者の役割を担い、絶版本については図書館を利用するよう顧客に勧めることもある。
- ・ 全国書誌は、どちらのグループにとっても、自らが保有する書誌データを豊かにするための資源である。

## 政府機関

- ・ **資金助成機関**は、現行の出版に関する助成の影響評価や今後の助成方針の計画のために、全国書誌を利用することがある。
- ・ **全国書誌作成機関に資金を提供する政府機関**は、全国書誌作成機関の活動評価のために全国書誌を利用することがある。
- ・ 全国書誌は、**政府統計**のための、国の出版成果物に関するデータの情報源となることができる。

## 権利管理団体

貸与権報酬を学会が徴収したり政府機関が管理したりする際に、知的所有権の管理を支援するために、全国書誌データを利用することができる。

## ソフトウェア（分散型の検索・収集ツール）

電子的全国書誌の利用者は「人間」だけでなく、統合／分散型の検索・収集ツールのように全国書誌レコードに直接アクセスするコンピュータソフトウェアもある。このことは、オンライン全国書誌を計画する際に考慮しなければならない追加の技術要件となる。

## 2.3 情報ニーズおよび要件は何か

全国書誌の様々な既存および潜在的な利用者は、既に挙げたとおりである。これらの様々な利用者は、全国書誌を利用する際に様々な情報ニーズを有しており、全国書誌を利用する状況も様々である。我々は、これらの情報ニーズを考慮して、検索の基準（アクセスポイント）および表示が必要な基本データ要素という要件を定義しなければならないが、現在のところ、それらの全てが全国書誌に含まれているわけではなく、また索引化されているわけでもない。作業グループが特定した事項は次のとおりである。

### エンドユーザーのニーズ

エンドユーザーは、出版物および／または著者を識別するため、出版物へのアクセスを入手するため、参照リストを作成するため、著者とその出版物に関する情報、テーマに関する情報を入手する必要がある。

検索：出版物を**発見**するために必要な全てのアクセスポイント、特に

- ・ 著者名（どのような形でも）
- ・ タイトル中の語
- ・ 言語／出版国
- ・ 出版者
- ・ 出版年
- ・ 件名標目またはキーワード
- ・ 刊行タイプ／ジャンル／形式

データ表示

- ・ 出版物を識別、選択、入手可能にするための全ての要素（IFLA Study Group on the Functional Requirements for Bibliographic Records, 1998）

期待されること

- ・ （権利、認証、許可を考慮した）電子資料への直接アクセス
- ・ 伝統的な出版物の所在情報の入手
- ・ 書誌レコードの異なる形式での表示または抽出

ニーズや内容が異なることから、出力フォーマットも異なるものが必要とされる。

### 目録作業

目録作業担当者は、一般的にコピーカタロギングや通常の日録作業の支援のために全国書誌を利用する。後者の場合、目録作業担当者が検索するのは、類似した書誌レコードであり、さらに大抵の場合は典拠レコード（個人名、団体名）である。したがって、目録作業担当者の典型的なクエリーは、既知項目検索に分類することができる。目録作業担当者は、著者名を確認するため、名称典拠ファイルを直接検索することもある。

目録作業担当者が書誌ファイルを検索する際には、手元の出版物のレコードを探す。典型的なアクセスポイントは次のとおり。

- ・タイトル
- ・著者
- ・標準識別子（例：ISBN、ISSN、ISMN）
- ・出版の日付

個人名および団体名典拠ファイルのためのアクセスポイントは次のとおり。

- ・団体名（名称の異なる形も）
- ・個人名（名称の異なる形も）

結果的に、目録作業担当者は標準フォーマット（例：MARC レコード、ダブリンコア）による完全な書誌レコードまたは典拠レコードを期待する。

### レコードの再利用

レコードの再利用には、ダウンロードや、他のデータベースおよび／またはコンピュータアプリケーション（例：欧州研究図書館コンソーシアム（CERL）の Hand Press Book Database、世界翻訳書目録、図書館目録（特に遡及入力））へのレコードのバッチ抽出が含まれる。図書館内での利用に加えて、商業代理店（例：新刊図書目録）にとってもこの機能の重要性が認識されている。

この場合のアクセスポイントは、レコード（すなわち資料）の選択基準によって定義される。どのような属性も考えられうるが、一般的には、要件は、エンドユーザーの要件と類似している。

レコードが他のデータベースに収録するために必要とされることを考慮すれば、望ましい結果は標準フォーマットによる完全な書誌レコードの提供である。

### 蔵書構築

蔵書構築に有用であるためには、全国書誌は出版物について様々な面から主題アクセスと分析を提供しなければならない。図書館の蔵書構築担当者は、入手可能な出版物を分析し蔵書構築基準に従って選択するために、（国内および外国の）全国書誌を必要とする。また、彼らは、そのためにこれから出版される資料について知っている必要がある（例：CIP レコードの利用）。商業団体であれ、官公庁刊行物の出版者を含む非商業（非営利）団体であれ、市場と競争の分析のために全国書誌を利用する。典型的なアクセスポイントは次のとおり。

- ・特定テーマを検索するための件名標目、分類、キーワード
- ・出版の日付
- ・言語／出版国
- ・刊行タイプ／ジャンル／形式

検索結果として、完全な書誌レコードが表示されるべきである。蔵書構築のためには、以下の情報を入手するための出版者データへのリンクが必要である。

- ・価格
- ・入手可能性（出版状況）
- ・利用条件（権利、技術要件）

検索結果集合が大きな場合は、幾つかの基準で排列できる必要がある。また、意味のあるグループ化（例：FRBR の利用）が有用である。

### 図書館の収集担当者、書店およびその他のメディアの販売業者

このグループは、出版物の発注、出版者・頒布者の特定、出版状況の確認のために、全国書誌を必要とする。検索のための要件は、目録作業担当者と類似している。既知項目で探し、同じ典型的アクセスポイントを必要とする。

- ・タイトル
- ・著者
- ・標準識別子（例：ISBN、ISSN、ISMN）
- ・出版の日付

検索結果の表示要件については、蔵書構築の場合と類似している。完全な書誌レコードが必要であり、出版物の発注に必要な情報を得るため出版者データへのリンクが必要である。

- ・出版者の住所および連絡先
- ・価格
- ・入手可能性
- ・権利

情報の速報性を保証するため、新刊図書目録や出版者のウェブサイトなどの外部リンクが有用である。

### 出版者による分析

出版者は、市場と競争を分析するために全国書誌を必要とする。

#### 検索

- ・特定テーマ：件名標目、分類記号またはキーワードによる検索
- ・出版の日付
- ・出版者
- ・刊行タイプ／ジャンル／形式

#### 必要なデータ

- ・基本的な出版データ（引用形式）

### 出版業界における一般的分析、政府統計

#### 検索

- ・出版物の言語
- ・原著作物の言語
- ・出版国
- ・分類記号
- ・出版の日付
- ・対象利用者
- ・刊行タイプ／ジャンル／形式

必要なデータ

- ・ 基本的な出版データ（引用形式）

## 権利管理

貸与権報酬を学会が徴収したり政府機関が管理したりする際に、知的所有権の管理を支援するために、全国書誌データを利用することができる。

このグループの情報ニーズは特定のであり、二つのシナリオがある。

- ・ ある著者についての完全な典拠レコードを、または、ある著者の全出版物を入手するための、著者名（どのような形の名称でも）による検索
- ・ 著者とその役割を入手するための、タイトルによる検索

アクセスポイントは次のとおり。

- ・ タイトル
- ・ 著者／作成者／寄与者（どのような形でも）
- ・ 役割コード

検索結果は、著者についての完全な典拠レコードか、役割コードを含む（簡略な）引用形式の書誌レコードのいずれかである。書誌レコードを表示する際は、権利の帰属を決定するため、意味のあるグループ化（例：FRBR によるもの）が必要である。

## コンピュータソフトウェア（統合検索、分散検索、ハーベスティング）

多くの国立図書館が、情報検索ポータルを経由して全ての図書館情報資源へのシームレスなアクセスを利用者に提供している。国立図書館ポータルに加えて、ヨーロッパの国立図書館の共通ポータルである欧州図書館（<http://www.theeuropeanlibrary.org>）のような新たな国際的イニシアティブもある。検索を可能にするための現時点でのアプローチは次のとおり。

- ・ 伝統的な Z39.50、または、より新しい ZING SRU/SRW を用いた分散型検索
- ・ OAI-PMH を用いたハーベスティングによって作成・維持管理される集中型インデックス

バースプロファイル（<http://www.nlc-bnc.ca/bath/>）は、標準的に定義されたクエリー用語と Z39.50 コンテキストの用語の組み合わせを支援する方法の明示的なガイドラインを提供する。そのため、バースプロファイルは、支援されるべき最小限のものである。

## 2.4 共通検索要件

以下の表には、アクセスポイントとして常に提供されるべきコアエレメントのみを示している。

| 利用法／利用者      | 著者 | タイトル | 出版者 | 出版の日付 | 言語／出版国 | ジャンル／形式 | 主題 | 識別子 | 対象利用者 |
|--------------|----|------|-----|-------|--------|---------|----|-----|-------|
| エンドユーザー      | ○  | ○    | ○   | ○     | ○      | ○       | ○  |     |       |
| 目録作業         | ○  | ○    |     | ○     |        |         |    | ○   |       |
| 再利用          | ○  | ○    | ○   | ○     | ○      | ○       | ○  |     |       |
| 蔵書構築         |    |      |     | ○     | ○      | ○       | ○  |     | ○     |
| 収集           | ○  | ○    |     | ○     |        |         |    | ○   |       |
| 出版者による分析     |    |      | ○   | ○     |        | ○       | ○  |     | ○     |
| 統計           |    |      |     | ○     | ○      | ○       | ○  |     | ○     |
| 権利管理         | ○  | ○    |     | ○     |        |         |    |     |       |
| コンピュータソフトウェア | ○  | ○    |     | ○     |        |         | ○  | ○   |       |

## 2.5 結論

過去 20 年の間に、多くのものが変化してきた。出版物の種類、出版プロセス全般、全国書誌の形態も印刷物から CD-ROM、オンライン版へと変化している。これらは全て、基本的な調査を行い、全国書誌を新たな目で見、新しい環境における全国書誌の使命について議論する理由である。当文書では、利用者およびその特定ニーズ・要件を明らかにしてきたが、全国書誌作成機関は、その利用者の利用方法およびニーズを調査する必要がある。それらは、選択原則の基礎となり、目録作業のためのガイドラインとなるべきものである。

作業グループは、全国書誌の重要性が再確認されるだけでなく、新しい全国書誌がさらに幅広い利用者層および大いなる関心を得るだろうことを確信している。

## 文献

IFLA Study Group on the Functional Requirements for Bibliographic Records. (1998). *Functional requirements for bibliographic records: Final report*. München: K.G. Saur.

International Federation of Library Associations, IFLA International Office for UBC, & UNESCO. (1979). *Guidelines for the national bibliographic agency and the national bibliography*. Paris: UNESCO.

Lewis, P.R. (1991). The development of national bibliographic services: Issues and opportunities. In P. R. Lewis (Ed.), *National bibliographic services in the European Communities: Roles and perspectives: Report of a workshop held in Luxembourg, 12 February 1990*. Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities.

Vitiello, G. (1999, February 2). *Legal deposit and national bibliographic services: Developments in the framework of the cooperative perspective and the convergence phenomenon*.

2009 年 2 月 6 日 <http://www.ifla.org/VI/3/icnbs/vitg.htm> から取得。

### 3. 選択原則

#### Beacher Wiggins (米国議会図書館)

#### 3.1 序

全国書誌作成機関は全国書誌の作成と維持管理を企図しているため、全国書誌に何が入るかは全国書誌作成機関が検討すべき重要な側面の一つとなる。この工程を進めるためには、十分な根拠のある一連の選択原則が重要である。間違いなく、この領域に最大の空隙が存在するが、それには理由がある。ある国の個々の特徴が最も反映されるのが、この領域である。これまでの章で示されているとおり、全国書誌を構成するものの定義そのものは、ここで行う。我々は、(1950年から1998年にかけて)全国書誌の定義が進化したことについて、さらに、全国書誌の範囲として勧告されたものが何だったかについて総括した。1998年までに、全国書誌作成機関は「現在の国の成果物を含み、実行可能な場合は遡及した範囲をも提供する」よう勧告された。全国書誌作成機関は、さらに「製作される出版物に使用される全ての言語および／または文字による資料に関するレコードを収録する(後略)」よう勧告された(International Conference on National Bibliographic Services, 2002, 勧告5)。

もし指針のこれらの事項が順守されるべきだとするなら、賢明な選択を行わない限り、過去20年間の出版および情報成果物の急激な増加によって、全国書誌作成機関と全国書誌は圧倒されてしまうだろう。どのような機関も、国の遺産に関連する全てのものを収集整理し、その全国書誌に収録することは不可能である。また、1998年の指針では、「必要であれば、全国書誌作成機関は選択基準を定義し、公開すべきである」(勧告4)とも示された。IFLA書誌調整部会のパンフレットで示されているとおり、書誌分科会は、その目的の一つとして、「リモート電子資料の全国書誌への収録および提供方法に関する意思決定について、全国書誌作成機関を支援するための選択基準に関するガイドライン」を開発しなければならない。

#### 3.2 一般的選択基準

この章では、自らの選択基準を策定する全国書誌作成機関を支援するために、広範囲な選択原則の提示に着手する。どの全国書誌作成機関にとっても役立つものとして支持されるような一組の選択原則があるわけではない。この章では、検討すべき様々な基準、考慮すべき根拠、さらに、個々の全国書誌作成機関がその選択基準を定義するという課題に取り組む際に生じる制約についての議論を提示する。この選択肢を一望すれば、個々の全国書誌作成機関は、その国の全国書誌を管理するためのニーズを満たし、どのような法的義務をも充足する選択基準の枠組みを考案できるかもしれない。

最初に記載されることは、デジタル時代が到来したからといって、選択の原則の基本的な観点は変化しないということである。選択の基本は内容であり、フォーマットではない。さらに、デジタルフォーマットに新しい種類が加われば、資料を管理し全国書誌の利用者に提供する際の課題も増え、より複雑なものとなる。本章の基本的な前提として、既存の全国書誌作成機関は、印刷資料その他の類似資料の選択について確固たる基盤を持っている。一般的指針については、既存の全国書誌作成機関によって公開された選択基準のリストを参照されたい(第3章第6節)。これらの選択基準は、伝統的なフォーマットの資料を全国書誌に含めるための選択指針である。選択のための基準は、広範囲な資料(例:単行本、辞書、百科事典、重要な著作の異版、歴史調査、書誌、ハンドブック、逐次刊行物、政府刊行物および非政府団体の刊行物)を含んでいる。これらには、非デジタルなフォーマットの類型があるかもしれない。

電子資料の急速な成長と迅速に変化するという性質を考慮すれば、全国書誌作成機関は、全国書誌の利用者の継続的なニーズを反映していることを保証するために、全国書誌の選択基準を慎重に評価する必要があるだろう。全国書誌作成機関がこれらを考慮する際は、デジタル資料を収録することが伝統的な資料のリストの軽減を意味しないことに留意すべきである。

### 3.3 電子資料の選択基準

電子資料は、全国書誌作成機関が利用者への提供を支援するために収集する多くの形態の一つにすぎない。利用者に提供する内容は、自国から発せられるものであったり、自国に関するものであったり、自国に居住するか自国出身の市民が作成したものである。これらの電子資料には、多くの形態がある。ほんの一部でも挙げるとしたら、ウェブサイト（ブログ、更新資料等を含む）、オンラインデータベース、電子ジャーナル、電子ブック、CD-ROM、DVD-ROM 等。これらの電子資料は、無料、使用料がかかる、購入により利用可能のいずれかである。直接利用可能な場合もあれば、リモートアクセスの場合もある。リモートアクセス資料はコンピュータネットワークを介して利用されるものであり、直接アクセス資料は、手持ちの媒体を介するか、コンピュータ装置に媒体を挿入することによって利用される。電子資料は、リンクによって利用することもあれば、ライセンス契約であったり、購入されることもある。購入された資料は、全国書誌作成機関が管理する、安全で永続的なデジタルリポジトリ内にオンサイトで保持されることがある。また、全国書誌作成機関が所有していても、資料は外部の機関や組織の管理下、離れた場所に格納されることもある。このように収集方法が多岐にわたるため、電子資料の全国書誌への収録は、一層複雑なものとなる。

#### 3.3.1 電子資料において考慮すべき特定の観点

どのような電子資料を収集して全国書誌に収録するかを決める際は、伝統的な形態の場合と同様の検討を行う。資料自体の費用、および目録作業、保管、提供、資料保存の費用である。さらに、ほとんどの全国書誌作成機関は、電子資料に適用すべき一連の適切な収集レベル（例：包括的レベル、研究レベル、教育支援レベル、一般レベル、最低限のレベル）を定めている。最低限のレベルの場合、全国書誌作成機関は、特定の種類の電子資料のサンプルのみを収集するという規定が含まれる。全国書誌に何を含むべきかを定める上で、内容の重要性を念頭に置くことが、資料が選択に値するかどうかを判断するための重要な側面である。繰り返しになるが、それぞれの全国書誌作成機関は、以下の観点から電子資料の有用性の程度に応じて、自ら選択基準を開発する責任がある。

- ・ 知的／調査／学術レベル
- ・ 将来の利用者の調査にとっての有用性
- ・ その国の多様性または多様化する人口構成に対する価値
- ・ 資料の現代的な関心（その国の社会的、文化的または政治的な観点からの、明確な、または独自の視点）
- ・ 作成者／出版者／製作者の評判
- ・ 一意性（内容がデジタル形式でのみ利用可能か、全国書誌作成機関または外部機関によって作成されたか／デジタル化されたか）
- ・ 全国書誌作成機関の非デジタルな蔵書との関係における価値（非デジタルな蔵書を補完するもの。以前は非デジタルだったものがデジタルで継続するのみのもの（例：印刷物として始まった雑誌が、印刷物としては継続せず、電子媒体に変換される））
- ・ 資料が消失するかもしれないリスク

- ・その国の歴史、文化、社会活動に関して少数派、反体制的または反対意見を反映している度合い
- ・今後の研究者との関連において、短命なデジタル資料を代表するものであるかどうか
- ・利用に際しての技術的要件（ナビゲーションの容易さ、機能の範囲、サーバーの信頼性、移行の容易さ）
- ・メタデータ：関連するメタデータの利用可能性
- ・現在の代表的なフォーマットであるかどうか
- ・別の機関／信頼できるリポジトリで保存される可能性

### 3.3.2 選択されない電子資料の例

全国書誌に収録する資料を選択する際に電子資料において考慮すべき観点を示した前記リストは、全国書誌作成機関が自国のための選択基準枠を選ぶ手本となるかもしれない。前記のリストは、積極的な手法を提示しているが、選択方針を確立する際に、何を含まないことにするかを検討することも有益である。全国書誌作成機関は、資料を保管はするがそれを全国書誌には収録しないという決定がありうることを留意すべきである（第3章第4節「法定納本」の項の最終段落の例を参照のこと）。以下は、幾つかの全国書誌作成機関が、その選択方針で除外していると報告しているカテゴリや形態の例である。これらの例は、単に例示的なものにすぎないが、全国書誌作成機関による検討のための選択肢を提供することを目的としている。

- ・アプリケーションプログラム／ソフトウェア
- ・電子掲示板
- ・チャットルーム
- ・Cookie
- ・主として統計その他の生データを格納したデータベース（例：データセット。しかし、データセットとしてのみ把握される科学調査については、幾つかの全国書誌作成機関で関心が高まりつつある。）
- ・印刷物の複製およびその他の類似資料
- ・電子メール
- ・ゲーム類
- ・非公式／不完全な資料（例：進行中の著作、プレプリント、より大きな資料の一部分）
- ・ニュースグループ
- ・新聞（印刷版が存在するもののオンライン版。幾つかの全国書誌作成機関は、新聞が非常に重要であると考えている。）
- ・組織の記録
- ・小売／広告サイト
- ・学位論文（大学その他の機関によって収集されている場合。幾つかの全国書誌作成機関は、これらの資料が非常に重要であると考えている。）

幾つかの全国書誌作成機関は、少なくとも当面は上記の資料を選択しないとしているが、それらのうち一つないし複数を収録することについて、議論の提示は可能である。たとえば、ゲームは、学習者のうち一番若い世代にとって強力な学習機器と見なされるようになってきている。将来の研究者は、ゲームがどのように進化して洗練され、教育・学習過程を支援するかを確認するため、ゲームのサンプルを持っていたいと思うのではないか。小売／広告サイトのサンプルを持つことが、変化する文化的・社会的環境について将来の社会学者が行う評価の質を高めることになるだろうか。全国書誌作成機関が収集せず、その存在を全国書誌に記録しない場合、データセットの一部としてのみ記録されている重要でおそらく画期的な研究は失われてしまうのだろうか。これらの問いは、全国書誌作成機関が利用者に最善の利益を提供するための選択基準を決定する際に考慮しなければならない事項に内在する複雑さを強調するものである。

### 3.4 選択に関するその他の問題

資料（特に電子資料）を収録するかどうかという選択に関しては、さらに対処すべき問題および制約がある。

#### 法定納本

法定納本は、全国書誌に何を収録するかにとって極めて重要であるが、全国書誌と同一ではないため、必ずしも全国書誌作成機関の選択基準を定義するパラメータを設定することにはならない。電子資料の場合は、特に顕著である。電子資料を含めるよう法定納本制度の改訂を行う進捗状況が、国によって異なるためである。2005年初頭、ヨーロッパの国立図書館に対して行われた調査では、納本法を更新してウェブやデジタル資料を対象とし、国の伝統的な出版物と同様の充足率レベルにするためには、様々な国で多くの作業が残っていることが明らかになった。朗報は、回答の大半（32件中21件）で、改正法の成立まで数年はかかってしまうとはいえ、法案が提出中または法改正の手続きに着手しているということである。その間に、多くの国では全国書誌作成機関が、出版者やウェブコンテンツの製作者が全国書誌作成機関に電子資料を自発的に納本するためのパイロットプロジェクトその他の協力体制を立ち上げている。そのため、ある国における納本法の状況は、全国書誌作成機関がその選択工程で考慮しなければならない電子資料の量に影響を与えることになる。以下に挙げるイギリスからの報告は、多くの全国書誌作成機関にとっても、現在の状況を示すものとなっている。

イギリスでは、全国書誌への電子メディアの収録は、最近まで納本が印刷物に限定されてきたことの制約を受けていた。2000年以降、英国図書館とプロジェクトに参加する出版者が、手で操作できる電子出版物について限定的な自発的な納本の枠組みを運用し始めた。納本法が議会の首尾よく通過したことによって全体的には法定納本の範囲は拡大したが、実際には、他のメディアを含めることは政府と「出版者」との交渉に依存するという施策が可能になったにすぎず、それゆえ、新しいメディアに適用するために法定納本が対象とする範囲は増加していくだろう。

フランスの場合は、法定納本の変化の影響を受けた例である。フランスでは、全国書誌作成機関に納本されるものと、全国書誌に収録されるものの差異が大きくなったことが特徴である。フランスでは、ウェブサイトは収集されるが全国書誌には掲載されない。

#### 著作権／知的所有権

法定納本と密接に関連して、著作権および知的所有権を取り巻く無数の問題がある。国の法律が全国書誌作成機関にデジタル資料の収集を許可している場合でも、同じ法律が利用者に資料への無料または無制限のアクセスを認めないことがある。全国書誌作成機関は、このような資料を全国書誌に収録するかどうかを決定しなければならない。ここで一つの問題が生じる。資料がリモートアクセスもオンサイトアクセスもできず、今すぐだけでなく将来にわたって利用できないのだとしたら、資料の存在を知ることによって利用者はサービスを提供されたといえるだろうか。

#### 地理的境界

地理的な境界に関連する問題に、留意する必要がある。問題は、幾つかの原因に拠っている。自国で発行された資料を収録したい全国書誌作成機関は、複数の国際都市で出版したり出版事務所を有したりしている国際的な出版者と争わなければならない。全国書誌作成機関は、他国に所在している頒布業者によって刊行された出版物を含めるかどうかを決定しなければならない。ある

国の出版物が他の国で日常的に相当量出版されている場合、全国書誌作成機関はそのような出版物を収録するかどうかについて意思決定しなければならない。自国の著者が他国で出版した場合も考慮しなければならない。これらの状況から生じる疑問に対する明確な解答はない。疑問とその解答は、地理的な境界が曖昧になっている世界に関連して存在する可能性のある様々な状況を示している。それは、全国書誌作成機関がどの電子資料を全国書誌に収録するかについて意思決定を行う際に他の基準を評価しなければならない、ということかもしれない。全国書誌作成機関は、曖昧となった地理的境界の影響を受けそうな他の国々との間で、どちらの国の機関が問題の著作の記録を収録するかを決定する協定の書式を検討したいかもしれない。

## 資料の入手可能性と全国書誌への収録

電子資料は、全国書誌作成機関にもう一つの重要な問題を提起する。伝統的な資料の場合、全国書誌にその書誌レコードを収録することは、その資料が全国書誌作成機関の蔵書として利用可能なことを示していた。デジタル資料の分野において、このことは依然として当てはまるべきだろうか。本章で言及されている選択基準のうち一つ以上を満たしている資料が全国書誌作成機関では所有されていない場合、その資料は全国書誌に収録されるべきだろうか。解答は、機関がその利用者に提供したいサービスに拠って異なる。資料が存在することを記録するか、機関が資料を所蔵している場合のみ記録するか。どちらの方法が利用者ニーズに一番良く対応しているだろうか。全国書誌作成機関は、伝統的な資料についても類似した状況を考慮すべきである。蔵書でない資料について、全国書誌において幾つかの表示方法（例：「収集対象外」資料）があった。

もう一つの問題は、多くのウェブ資料が一時的なものだということである。消失したり、リンク（URL）が無効になってしまったりしたウェブサイトその他の資料を全国書誌に収録する責任があるだろうか。これらは、全国書誌作成機関がその国民へのサービス事項の中で決定しなければならないことである。全国書誌作成機関は、一定の種類・グループのウェブサイトを収集・保存するために、他の機関や文化施設との協力体制を確立することを検討してもよいかもしれない。そうすれば、それぞれの全国書誌の中でウェブサイトに関連付けることができる。

## 自動的選択

図書館と情報アクセスの作業に自動化された手段を用いることができる場合は必ず、検討がなされるべきである。自動的選択の技術は、特にウェブハーベスティングに関して用いられる。検索フィルタがハーベストの対象を効果的に選別するよう構築されている場合、人間の介入の必要性は排除され、費用を軽減することになる。たいていの全国書誌作成機関にとって、第一レベルの選択は、国のドメインである（例：フィンランドは *fi*、リトアニアは *lt*）。資料に付与されたメタデータを用いることが、選択の自動化のもう一つの方法である。ウェブ資料の質は、識別子（例：ISBN、ISSN）が存在すること、刊行タイプ／形式／ジャンルを示すインディケータが存在すること、著者／作成者の種類を示すインディケータが存在すること、メタデータが豊富に用意されていること、および資料へのリンク数によって明らかになるかもしれない。全国書誌作成機関は、どの資料をハーベストの対象とするかしないか、クロウラの要件を設定する際に、これらの条件を用いることができるかもしれない。

自動的選択を検討する際、幾つかの疑問が生ずる。最初の疑問は、ウェブハーベスティングにおいて、どこまで深くリンクを辿っていくかである。幾つかの全国書誌作成機関においては、主たるウェブサイトからリンクを辿れる全てのウェブサイトをハーベストしている。この方法では、著者の完全な作品がハーベストされていることがより一層保証される。この方法では、主たるウェブサイトに関連付けられている周辺的なリンクや URL が複数の国でハーベストされるという多少の重複が起こりうるが、その他の方法では失われてしまうかもしれないサイトを見逃すよりは良いかもしれない。たとえばフランスでは、このモデルを用いている。もう一つの疑問は、全国書誌作成機関がハーベストする量のうちのどれだけが、全国書誌に収録されるかである。ウェブサイトは、収集されたからといって、必ずしも全国書誌に収録されるべきであるというわけで

はない。ウェブサイトは、後世のために、自国のウェブ成果物のより完全な表現となることを保証するようハーベストされるかもしれないが、ウェブサイトの知的価値のレベルは様々である可能性がある。ウェブサイトの一部は、全国書誌作成機関の OPAC か同等のデータベースを通じてのみアクセス可能となるかもしれない。

### 3.5 結論

選択基準は、これまで伝統的な資料にとってそうだったのと同様に、デジタルな分野でも極めて重要である。本章では、全国書誌作成機関がその全国書誌にどのような電子資料を収録するかの決定を行う場合に予期される、様々な利用可能な方法と問題を提示した。しかし、全てを選択すべき立場にある全国書誌作成機関は存在せず、したがって全てを収集すべき全国書誌作成機関も存在しないことは明らかである。決定は行われなければならないが、しばしば困難なものであることが認識されている。どのような場合にも適用できる基準はなく、それぞれの機関は、全国書誌の利用者コミュニティ（全国書誌の利用と利用者に関する議論については、第2章「全国書誌の価値：利用法および利用者」を参照のこと）、法的要件、利用可能な資金、および技術的基盤／リポジトリの能力について熟考しなければならない。以下に、オンライン資料の選択基準のサンプルを挙げた。追加の指針を必要とする全国書誌作成機関にとっては有益なものかもしれない。

### 3.6 全国書誌収録のための選択基準(含. インターネット資料)

<http://www.onb.ac.at/ev/catalogues/bibliography.htm> (オーストリア)

<http://www.collectionscanada.gc.ca/collection/framework/003024-201-e.html> (カナダ)

McKeen, L. (2008, June 4). *Canadiana, the national bibliography for Canada, in the digital age*. 2009年4月6日 <http://www.ifla.org/IV/ifla74/papers/162-McKeen-en.pdf> から取得。

<http://en.webarchiv.cz/criteria> (チェコ)

[http://www.nkp.cz/pages/page.php3?page=weba\\_weba\\_pv.html](http://www.nkp.cz/pages/page.php3?page=weba_weba_pv.html) (チェコ)

[http://www.d-nb.de/wir/ueber\\_dnb/sammelauftr.htm](http://www.d-nb.de/wir/ueber_dnb/sammelauftr.htm) (ドイツ)

<http://www.utgafuskra.is/?lang=1> (アイスランド)

<http://www.nbs.bg.ac.yu/> (セルビア)

[http://www.e-helvetica.admin.ch/eng/suppliers/eng-suppl\\_index.htm#](http://www.e-helvetica.admin.ch/eng/suppliers/eng-suppl_index.htm#) (スイス)

Kopaleva, V. A. (2005). Archiving of Internet scientific information resources: The basic conceptual positions. *The Library News*, 2005(#2).

<http://www.bl.uk/bibliographic/natbib.html> (イギリス)

<http://www.loc.gov/acq/devpol/> (アメリカ合衆国)

### 文献

International Conference on National Bibliographic Services. (2002, October 1). *The final recommendations of the International Conference on National Bibliographic Services: ICNBS: Copenhagen 25-27 November 1998*.  
2009 年 2 月 6 日 <http://www.ifla.org/VI/3/icnbs/fina.htm> から取得。

## 4. 目録作業

Alan Danskin（英国図書館）

### 4.1 序

この章の目的は、次のとおりである。

- ・ 1998 年にコペンハーゲンで開催された「全国書誌サービスに関する国際会議」（ICNBS）において採択された目録作業に関する勧告を実施するための、実用的な指針となること
- ・ 電子資料の目録作業を全国書誌に統合するための最適な手法に関する指針を提供すること

### 4.2 全国書誌作成機関の責務

IFLA は、1998 年にコペンハーゲンで開催された国際専門家会議（International Conference on National Bibliographic Services, 2002）および 1977 年にパリで開催された国際専門家会議（International Federation of Library Associations, IFLA International Office for UBC & UNESCO, 1979）において発出された一連の勧告の中で、全国書誌のための目録作成に関して全国書誌作成機関の責務を定義している。

全国書誌サービスに関する国際会議（ICNBS）は、「書誌情報のコントロールおよび交換のための世界的規模のシステムを開発するための長期プログラムとして、国際書誌コントロール（UBC）という概念を支持した」。

（勧告 11）全国書誌作成機関は、

- ・ その国の出版物の包括的な書誌レコードの準備（または準備の調整）に責任を負うこと。
- ・ 目録作業に関する国内および国際標準・原則を採用すること。
- ・ ISBN や ISSN 等の識別システムを採用すること。
- ・ 文字変換、典拠コントロール、分類体系、メタデータ、デジタルオブジェクトの永続的命名法に関する国内および国際標準・原則を採用すること。

#### 4.2.1 全国書誌のための目録作業の範囲

全国書誌のための目録作業の範囲は、次の事項によって決定される。

- ・ 法定納本制度または同等の枠組みによって全国書誌作成機関に課された責務（第 6 章を参照）
- ・ 全国書誌のための選択基準（第 3 章を参照）
- ・ 全国書誌のための除外規定（第 3 章を参照）
- ・ 資源の入手可能性（予算、人員、設備・機器）（第 6 章を参照）

#### 4.2.2 全国書誌と国立図書館蔵書目録の関係

多くの国において、全国書誌の作成の責務は国立図書館にある。全国書誌は、国立図書館の蔵書目録と同義ではない。全国書誌の収録範囲は、目録の範囲とは異なる。目録は、図書館の蔵書全体の記録である。蔵書の中には、国外で出版されたり、国内の文献とは直接の関係がなかったりするため、全国書誌の範囲から外れる資料がある。全国書誌は、その国の出版物の記録である。国の出版物の収集と目録作業の責任が異なる組織に分散されている場合には、全国書誌は、国立図書館の蔵書でない資料を含むことがある。全国書誌は、CIPプログラムによって全国書誌作成機関に通知された、これから出版される資料の記録を含むこともある。CIPプログラムについては、第4章第5節で記述する。

それぞれの全国書誌作成機関は、そのニーズに最適の作成モデルを採用する。全国書誌は、国立図書館自身の蔵書の目録作業から生じた産物であることもあれば、全国書誌作成機関が作成したレコードが国立図書館蔵書目録に取り込まれることもある。理想は、全国書誌と国立図書館蔵書目録とが同一のデータ集合から生じた産物となることである。前述のどちらの作成モデルであっても、国立図書館蔵書目録と全国書誌がオーバーラップしていることをうまく利用して、メタデータを再利用し手作業による修正は最小限に留め、効率性を最大にしなければならない。

メタデータを効果的に再利用できるかどうかは、標準化と一貫性にかかっている。全国書誌と蔵書目録は同一の標準を採用すべきであり、作業工程はできる限り統合されるべきである。各作業工程（選書、収集、受入、書誌記述）では、既存のメタデータが再利用される。各工程で付加されるメタデータは、その目的に適合しているべきである。すなわち、メタデータは、正確かつ、その種類のデータに適合する標準、方針に準拠している。標準化された作業工程は、自動化が容易である。例外的な運用は、資源を消費するので、工程の継続的な改善によって最小限にすべきである。

実際には、製品またはサービス特有のメタデータの付与が必要なことがある。メタデータは、工程管理や蔵書管理のための情報を提供することもある。そのようなメタデータを付与する際は、最も効率かつ費用対効果の高い手段について慎重に検討することである。一つの目的または機関のために必要とされたメタデータが別の目的・機関のために付与されたメタデータと競合するのは、非効率的である。競合は、一般的な標準と個々の機関における慣行の間でも生じる可能性がある。長期的にみれば、標準に準拠したほうが個々の機関の慣行を維持管理するよりも効率的であることが証明されるだろう。

メタデータと作業工程の合理化の課題は、過小評価すべきではない。確立した工程と方針を変更するためには、膨大な時間とエネルギーが必要である。しかし、これらの問題への対処に失敗すれば、とてつもない無駄が生じる。ある全国書誌作成機関では、全国書誌レコードが国立図書館蔵書目録に統合され図書館の分類が付与されることになり、全国書誌レコードに付与されていた標準的な主題分類と索引が廃止された。図書館の分類を維持するための資源が不十分だったため、その分類はだんだん時代遅れなものとなった。ある資料は主題索引作業が2回行われ速報性が失われる一方で、別の資料は全く索引作業が行われなかった。以上は、方針と作業工程を効果的に管理しないと、いかに間違ったことが行われるかの極端な例である。

作業グループの勧告は、全国書誌と全国書誌作成機関の蔵書目録は単一の論理的データセットから生じるべき、というものである。新たな全国書誌を確立させようとする全国書誌作成機関は、包括的な書誌データセットから生じる全国書誌と全国書誌作成機関の蔵書目録を別個の産物として概念化することが強く望まれる。

## 各国の運用例

### イギリス

イギリスにおいては、『英国全国書誌』（BNB）は、英国図書館統合図書館管理システムの産物であるデータベースにおけるデータの画面表示である。BNB を構成するレコードには、米国議会図書館、法定納本制度による協同目録プログラム、英国図書館の CIP 契約者である BDS（<http://www.bibliographicdata.com>）など、様々な出自がある。2004 年に統合図書館システムを導入して以来、効率性を向上しデータの再利用を最大化するため、作業工程の改善が継続的に行われている。

統合図書館システムのウェブインターフェースでは、画面を分けることによって、利用者は英国図書館蔵書目録か BNB を検索することができる。BNB の画面では、英国内で出版・頒布されているが、まだ英国図書館が受け取っていないかったり、他の納本図書館の対象だったりするため英国図書館目録には含まれない資料が表示されることがある。統合図書館システムからは週次で、新規、更新または削除レコードが抽出される。抽出されたレコードは、内部で開発されたデータベースやユーティリティに取り込まれる。この仕組みは Catalogue Bridge という総称で知られており、データを組織化して BNB のような特定の製品に仕立てるためや顧客へのデータ抽出のための柔軟なツールを提供している。

#### 4.2.3 全国書誌を取り巻く状況の変化

一般的に全国書誌は、国内および国際的に合意された標準によって目録作業担当者によって作成された書誌レコードの集合体である。伝統的に、これらのレコードは、主題、著者およびタイトルで組織化され、印刷物として発行されてきた。全国書誌がデータベースとして存在し、そこから電子媒体または印刷物が生成されること、さらにウェブを通じてエンドユーザーが直接的に電子的アクセスを行えることが、ますます一般的になっている。

このように形式が変化しているにもかかわらず、全国書誌の目的は変わっていない。それは、国の出版成果物の広範囲な記録である。新しい形式や媒体の出現によって、国の出版成果物の範囲は変わってきている。特にウェブは、国の出版成果物に関する我々の理解を変えてしまった。ウェブは、出版に対する多くの伝統的な障壁を取り除いた。資料は、ウェブ上でアクセスできる場合は公開されているとみなすことができる。このことによって生じる選択の問題については、第 3 章で扱った。デジタル資料は、優先順位、持続可能性およびこれまでの目録作業の慣行重視について、目録作業の管理者に疑問を投げかけている。

高学歴の専門家が資料を手にとって分析することを前提とした伝統的な目録作業の慣行は、ウェブ全体に当てはめられるものではない。デジタルな媒体や形式が増えることによって、情報の組織化と提供方法およびアクセスの提供のための新たな課題が生じる。既存の利用者ニーズの充足を継続しつつ、限られた資源を広範囲な目標達成のために可能な限り有効に割り当てることは、全国書誌作成機関の責務である。ウェブは、利用者の期待をも変化させた。公衆は、資料にすばやくアクセスすることに慣れており、特定の資源が存在する（あるいは特定の時点で存在した）という情報だけでは十分でない。

電子資料は、資料の書誌記述およびアクセスのための新たな課題を提起する。電子資料は、既存の印刷資料に関連しつつ対象や内容が異なることがある。たとえば、複数の形式で利用可能だったり、複数の構成要素を含んでいたりと、絶えず更新されたりすることがある。このような資料の多重性を、どのように利用者に有意義な方法で伝えられるのか。この混乱する新しい環境下で、全国書誌レコードはどのように資料の発見を支援することができるのか。

電子資料によってもたらされる課題は、IFLA が開発した『書誌レコードの機能要件』（FRBR）につながる課題の一つである。FRBR は、書誌的宇宙の概念モデルである。FRBR は、資料を発見するという利用者タスクの詳細な分析から生じた。この分析の過程で、FRBR は、資源を発見するというタスクを支援するために必要なメタデータの構造を特定した。

#### 4.2.4 包括的な書誌レコード

ICNBS は次のとおり勧告した。

(勧告 12) 全国書誌作成機関は、書誌レコードの機能要件に関する IFLA 研究グループの最終報告書 (Saur ; Munich, 1998. UBCIM Publications New Series; vol. 19) で勧告された基本レベルレコードの構成要素を採用すべきである。

FRBR の基本レベルレコードは、「基本」なのは名前の上だけであり、資料発見に基本的なものとして FRBR で定義された利用者タスク「発見」「識別」「選択」および「入手」を支援するために必要な要件を満たす、洗練されたメタデータである。さらに、FRBR の基本レベルレコードは、記述されている資料と他の実体との関連を特定する。関連の識別と記述は、データベース内の探索やグループ化等の補助的機能を支援する。FRBR の基本レベルレコードの作成は費用がかかり、伝統的なメディアと電子メディアの増加に対応してこのレベルのレコードの範囲を拡張することは、全国書誌作成機関にとって大きな課題である。

FRBR の基本レベルレコードの内容は、書誌コントロールの伝統的な概念に根強く基づいている。これらの概念がデジタル時代でも依然として有効な場合、図書館界は、どのような処理を行えばこのレベルのメタデータをより効率的に作成できるかを想定する必要がある。

#### 4.2.5 書誌コントロールと書誌標準

国際書誌コントロールは、書誌データの共有と再利用を奨励することによって資料の書誌記述の労力を共有し、冗長性を排除することを前提としている。効率的な協同は、標準化に依存している。ICNBS は、書誌標準に関して多くの勧告を行っている。

(勧告 10) 全国書誌に含まれる書誌レコードは、

- ・ 国際的に認められた標準に基づき、
- ・ 頒布に用いられるフォーマットの特徴に沿って、適切な方法で、利用者のニーズを満たすアクセスポイントを伴った形で排列されるべきである。

(勧告 11) 全国書誌作成機関は、その国の出版物の包括的な書誌レコードの準備 (または準備の調整) に責任を負い、目録作業、ISBN や ISSN 等の識別システム、文字変換、典拠コントロール、分類体系、メタデータ、デジタルオブジェクトの永続的命名法に関する国内および国際標準・原則を採用すべきである。

(勧告 13) 全国書誌作成機関は、典拠データの国際交換を容易にするための典拠コントロールに関する標準、ガイドラインおよび方法を開発、利用促進するための計画を含め、上記 [勧告] 第 11 項で類別された全ての書誌ツールの開発を行うことによって、国内および国際標準・原則の更新・維持管理を率先して行うべきである。

(勧告 14) 図書館、情報・出版界の間での書誌交換フォーマットの適合性、互換性、アクセス可能性を保証するために、国内・国際レベルで細心の注意が払われるべきである。その際、全ての要素が識別され、変換プロセスにおいていかなる要素も失われないよう注意する必要がある。

(勧告 15) 全国書誌作成機関は、逐次刊行物を始めとする全ての形態の出版物に関して、確立された書誌標準を調和させるために進行中の活動を奨励すべきである。

#### 4.2.6 内容に関する標準

内容に関する標準は、どのような情報を記録するか、記録した情報をどのように表示するかを規定する。内容に関する標準は、資料中の最も信頼できる情報源についてのガイドラインと説明を含んでいることもある。内容に関する標準に準拠することによって、公開された書誌の一貫性が確保される。

##### 4.2.6.1 書誌記述に関する標準

###### ISBD（国際標準書誌記述）

ISBD は、ISBD レビューグループ (<http://www.ifla.org/VII/s13/isbd-rg.htm>) によって維持管理されている。「ISBD の主な目標は（中略）書誌情報を共有する場合の一貫性を提供することである。（<http://www.ifla.org/VII/s13/isbd-rg.htm>）」ISBD は、書誌記述の形式と内容を規則化している。ISBD は、資料の書誌記述を扱うものであり、資料へのアクセスや典拠コントロールとは直接の関係はない。ISBD は、以前は資料の種類ごとに刊行されていたが、2007 年に ISBD 統合版（International Federation of Library Associations and Institutions, Cataloguing Section, Standing Committee, 2007）に一本化された。ISBD 統合版は、ISBD の適用を単純化するとともに、全ての種類の資料内容について電子媒体の重要性が増加していることを反映している。

ISBD は、パリ原則（International Conference on Cataloguing Principles, 1969）に由来する。パリ原則は、図書館目録の目的と本質的特性についての基本的表現である。パリ原則は 1961 年に公表されたが、その当時、ほとんどの図書館ではコンピュータは知られていなかった。IFLA 専門家会議（IME）は、情報技術の可能性を良く反映させた『国際目録原則覚書』（International Federation of Library Associations and Institutions, Cataloguing Section, Standing Committee, 2009）によって、パリ原則を更新した。

ISBD は、目録対象資料の記述の基盤として、データ要素の記録方法または特定の順番での転記方法を定めている。ISBD は、多くの目録規則がその基盤としている標準だが、それ自体は全国書誌の目録作業の指示書ではない。

###### 各国の目録規則

全国書誌作成機関、図書館協会、その他の機関は、全国書誌作成機関等で働く目録作業担当者が用いるための実用的なツールとして、各国の（および国際的な）目録規則を開発してきた。そのような規則の大半は、ISBD から生じており、ISBD は密接な基盤である。各国の目録規則は、アクセスポイントの選択と構築に関する指針を提供し、また、ISBD が規定していない目録作業の他の側面（例：典拠コントロール）をカバーしていることがある。

国レベルの目録規則の例としては、『英米目録規則第 2 版』（AACR2）や *Regeln für die alphabetische Kataogisierung*（RAK）等がある。AACR2 など一部の国レベルの規則類は、多くの言語に翻訳され、元の利用者をはるかに超えて採用されている。RDA: *Resource description & Access* と題された新しい国際規則は、広く使用されている AACR2 の後継として開発中である。RDA は、形態に関係なくどのような資料をも記述できるよう、また、FRBR を支援するよう設計されている。RDA は、2009 年に刊行される予定である<sup>1</sup>。相互運用性については、第 5 章第 4 節を参照のこと。

<sup>1</sup>（訳注）実際には、2010 年 6 月にオンライン版として刊行された。

#### 4.2.6.2 主題に関する標準

##### 主題索引の体系

IFLA は、全国書誌への主題アクセスの提供を推奨している。主題索引の体系は、資料の内容への統制されたアクセスを提供する。体系は、利用者のナビゲーションを支援するため、概念および概念間の関連を定義する。

##### 主題分類の体系

IFLA は、全国書誌の排列のために主題分類体系を採用することを推奨している。分類体系は、主題の体系に直接関連していることもあれば、独立した体系であることもある。言語的および文化的に中立的な方法で概念を識別するために、分類体系の可能性に対する関心が高まっている。IFLA 分類・索引分科会では、全国書誌への主題アクセスのためのガイドラインを開発している。

#### 4.2.7 識別に関する標準

多くの国では、全国書誌作成機関は標準識別子の管理機関として機能し、識別子割り当ての責務を担っている。他の国では、商業機関その他の関係者がその役割を担うことがある。

標準識別子は、識別、さらにはサプライチェーン全体の相互運用性を支援する。標準識別子は、書誌記述の重要な要素であり、資料が正式に刊行されたというしるしである。全国書誌作成機関は、資料のメタデータを豊かなものするために標準識別子を用いることができる。以下の国際標準番号は、良く確立された、製品識別子である。

国際標準図書番号 (ISBN) (<http://www.isbn-international.org/>)

国際標準逐次刊行物番号 (ISSN) (<http://www.issn.org/>)

国際標準楽譜番号 (ISMN) (<http://ismn-international.org/>)

全国書誌作成機関は、資料に付与されている標準識別子か、または資料に添付されたメタデータに記録されている標準識別子を保持するよう、強く推奨される。

個人、団体、著作等の実体を曖昧さなしに識別することは、機械間操作に不可欠の前提であり、多くの識別子が開発されてきている。ISBN や ISSN 等の識別子は、製品 (FRBR 用語では「表現形」) に関するものである。新しい識別子は、著作や表現形を扱うため、表現形と個人、団体の間の関係の識別が容易になる可能性がある。識別子および識別子に関連付けられたメタデータセットの数が増加するにつれ、相互運用性を確保する必要性が認識されてきた。ISO TC 46/SC9 (情報・ドキュメンテーション) は、ISWC (国際標準音楽著作コード) と ISRC (国際標準レコーディングコード) の関係、さらに ISAN (国際標準視聴覚作品番号) と ISWC、ISTC (国際標準テキストコード) と ISBN の関係を調査するため、識別子相互運用グループを設置した。既に、最初の進捗報告書が発行されている。(Identifiers Interoperability Group, 2007)

##### 4.2.7.1 リンキング ISSN (ISSN-L)

リンキング ISSN (ISSN-L) は、ISSN 標準が進化したものである。電子ジャーナルは様々なデジタルフォーマット (例: pdf、HTML、NLM DTD) で利用可能であり、さらに印刷物やマイクロ

形態、CD-ROM 版等がありうる。リンキング ISSN は、ナビゲーションおよび管理を容易にするために、これらのフォーマットの全てに共通の識別子（通常は、最初に利用可能になったフォーマットの ISSN）を提供する。

#### 4.2.7.2 ISTC(国際標準テキストコード)

ISTC (<http://www.collectionscanada.ca/iso/tc46sc9/21047.htm>) は、国際規格原案である。ISBN が表現形を識別するのに対して、ISTC は著作の表現形を識別する。ISTC は、書籍流通業者が在庫管理と知的所有権管理のために開発したものではあるが、FRBR の実装の可能性は明らかである。たとえば、ある著作の特定の翻訳を識別する ISTC によって、その翻訳の全ての表現形が関連付けられるかもしれない。

#### 4.2.7.3 ISAN(国際標準視聴覚作品番号)

ISAN (<http://www.isan.org>) は、国際規格 (ISO 15706-1 & 15706-2) である。ISAN は、ISAN システムに登録されている視聴覚作品に対する一意で恒久的な参照番号を提供する著作識別子である。ISAN は、全ての種類の視聴覚作品に適用される可能性がある。

#### 4.2.7.4 ISWC(国際標準音楽著作コード)

ISWC (<http://www.iswc.org/en/html/Home.html>) は、国際規格 (ISO 15707:2001) である。ISWC の目的は、個々の音楽著作を一意かつ正確に識別することである。ISWC は、政治的、言語的境界を越えて頒布された著作を識別する恒久的な識別子である。ISWC は、著作の表現形や表現形を識別するものではない。ISWC は、録音資料であるか、出版物であるか、それとも放送作品であるかを識別するものではない。ISWC は、音楽作品についての情報を追跡、交換するための手段となる大きな可能性を持っている（例：印税の分配）。ISWC は、最初の文字「T」に続けて数字 9 桁の一意番号、最後に検査数字で表現される。ISWC の最小限のメタデータセットは、著作のタイトル、著作の全ての作曲者、編曲者および著者の属性、著作の分類記号ならびに ISTC である。編曲は、原曲の著作に関連付けられなければならない。

#### 4.2.7.5 ISRC(国際標準レコーディングコード)

ISRC ([http://www.ifpi.org/content/section\\_resources/isrc.html](http://www.ifpi.org/content/section_resources/isrc.html)) は、国際規格 (ISO 3901: 2001) である。ISRC は、録音資料および音楽映像資料のための一意で恒久的な識別子である。ISRC は、デジタル指紋を提供するために、製品に直接エンコードすることができる。ISRC は、デジタル時代の印税徴収のための基礎である。国際 ISRC 機関は、標準化された最小限のメタデータセットを開発中である。

#### 4.2.7.6 ISNI/ISPI(国際標準創作者名識別子)

ISNI (<http://www.collectionscanada.ca/iso/tc46sc9/27729.htm>) は、開発の段階でいえば、ISTC よりも手前にある。ISNI も、権利管理と資料発見のための手段となる。ISNI は、個人または団体のための識別子であり、典拠コントロールに適用されることは明らかである。

#### 4.2.7.7 NBN(全国書誌番号)

NBN は、まだ公式規格ではない。提案されている仕様の詳細については、付録 1 を参照のこと。

NBN の目的は、永続的な資料の識別を可能にすることである。NBN は、全国書誌のそれぞれのレコードを明確に参照可能にする。

(推奨) 全国書誌作成機関は、全国書誌のために作成されたレコード毎に全国書誌番号を付与すること。

(推奨) NBN は、全国書誌に記録される各資料のためのレコードの一部として公開すること。

(強く推奨) NBN は再使用しないこと。

(推奨) 重複したレコードを統合する必要がある場合でも、両方の NBN を保持しておくこと。置き換えられたレコードの NBN は、その旨が分かるようにしておくべきである。

#### 4.2.8 典拠コントロール

典拠コントロール（またはアクセスポイントの制御）とは、統制形アクセスポイント（標目）の統一と、代替アクセスポイントおよび関連するアクセスポイントの提供のことである。典拠コントロールは、特定の著者の著作を集中させること、無著者の著作をタイトルで集中させることによって、**発見機能**を支援する。個人名、団体名、著作と表現形のタイトルの曖昧性を解消することによって、**識別機能**を支援する。典拠コントロールは、主題による資料の識別および関連付けのためにも利用される。典拠コントロールのために作成された典拠形および異形の統制形アクセスポイントならびに典拠レコード間の関連は、エンドユーザーによるナビゲーションを支えるものである。

IFLA は、典拠データを作成するための伝統的な作業工程と原則を説明する『典拠レコードと参照のためのガイドライン』を刊行している。（International Federation of Library Associations and Institutions, Working Group on GARE Revision, 2001）

全国書誌作成機関は、「個人であれ団体であれ、その国の著者の名称の典拠形およびその国の著者の信頼できるリストを確立する責務がある」（Anderson, 1974）。実際には、多くの国で、典拠リストは「その国の」著者に限定せず、その国で出版・頒布された著作の全ての著者を含んでいる。典拠ファイルの範囲は、タイトルにも拡張されることがある。

全国書誌の範囲は、典拠ファイルの範囲に反映されるべきである。たとえば、全国書誌に雑誌記事を収録している全国書誌作成機関は、それらの記事の著者および寄与者を典拠ファイルに収録すべきである。実際には、多くの全国書誌作成機関は、雑誌記事の目録作業の余裕がなく、記事の著者について典拠レコードを作成することはできていない。この問題は、典拠コントロールにより効率的にアプローチするための刺激的な研究領域である。

典拠コントロールは、費用のかかる工程である。協力を通じて典拠コントロールの費用を削減する目的で、様々な国際的イニシアティブが存在する。そのようなイニシアティブは、異なる環境での検索を容易にすることについても多大なる貢献をしている。プロジェクトの例として、次のようなものがある。

#### バーチャル国際典拠ファイル (VIAF)

VIAF (<http://www.oclc.org/research/projects/viaf/>) は、米国議会図書館、ドイツ国立図書館、フランス国立図書館および OCLC が関与する協同プロジェクトであり、各国の典拠ファイルを自動的に統合するための方法を開発することを目的としている。

#### LC/NACO 名称典拠ファイル (LC/NAF : LC/NACO Authority File)

LC/NAF (<http://authorities.loc.gov/>) は、米国議会図書館 (LC) によって維持管理される国際的な名称典拠ファイルである。LC/NAF には、600 万件を超えるレコードが収録されており、参加する図書館、プログラムの数は世界中で数百にのぼる。LC/NACO は、協同目録作業プログラム (<http://www.loc.gov/catdir/pcc/naco/>) の中核となる活動である。

典拠コントロールは、大部分の工程が依然として手作業である。典拠コントロールの範囲を拡大するには、工程の自動化が必要である。前述した ISNI と ISTC は、名称とタイトルに関する機械可読の識別子を提供してくれるかもしれない。VIAF や People Australia (<http://www.nla.gov.au/initiatives/peopleaustralia/>) のようなプロジェクトでは、典拠データの自動照合を試行している。出版者も、著者の同定のための自動処理を開発中である (例: Elsevier 社の SCOPUS サービス (<http://info.scopus.com/overview/what/>))。出版者は、典拠作業工程の自動化が権利管理に役立つかもしれないことに徐々に気が付き始めている。

## 4.2.9 書誌標準とセマンティック・ウェブ

セマンティック・ウェブは、機械が自動的に情報内容进行处理するというウェブの構想である。ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム (W3C) は、新興勢力であるセマンティック・ウェブのための標準となる勧告を公開している。

### 4.2.9.1 RDF

RDF (<http://www.w3.org/RDF/>) は、ウェブ上で、資源および資源間の関係を記述するための簡単なセマンティクスを提供する。RDF にエンコードされた表現は、機械可読であり、ソフトウェアアプリケーション間で交換され、さらにウェブ上で公開することができる。

RDF は、ウェブ上の資源に関する記述を「トリプル」の形式、すなわち主語・述語・目的語の表現 (例: 「本章」「著者である」「Alan Danskin」) で定式化することを可能にする。RDF の用語法では、この記述の各構成要素は「資源」であり、資源は統一資源識別子 (Uniform Resource Identifier: URI) で表すことができる。したがって、記述全体が、機械処理可能な用語で表現できることになる。

### 4.2.9.2 OWL

OWL (<http://www.w3.org/TR/owl-features/>) は、情報内容の機械処理を可能とするために設計された。OWL は、語彙集における用語の意味および用語間の関係を明示的に表現するものである。

SKOS (Simple Knowledge Organisation System) (<http://www.w3.org/2004/02/skos/>) は、統制語彙集 (例: シソーラス、分類体系) を記述するためのモデルを提供する。米国議会図書館とフランス国立図書館が、件名標目表をセマンティック・ウェブに公開するために、SKOS の利用を模索中である<sup>2</sup>。

書誌モデルおよび標準の維持管理を責務とする機関は、書誌標準がセマンティック・ウェブとなんらかの関連性を持つことになった場合、これらの発展途上の標準との整合性が不可欠であることを認識している。これらの勧告に従って書誌標準を定義するため、既に幾つかのイニシアティブが進行中である。

---

<sup>2</sup> (訳注) 米国議会図書館は 2009 年 5 月に SKOS ウェブサイト (<http://id.loc.gov>) を開設し、LCSH (米国議会図書館件名標目表) の全標目が複数のフォーマットでダウンロード可能になった。

FRBR レビューグループは、「FRBR のための適切な名前空間を RDF その他の適切な構文で定義する」ためのタスクグループを任命した (<http://www.ifla.org/VII/s13/wgfrbr/>)。RDA: *Resource Description & Access* とダブリンコア・メタデータイニシアティブは、RDA データ要素語彙を定義し、RDA 値語彙を NSDL レジストリを用いてウェブ上に開示するための合同タスクグループを設置している (<http://metadataregistry.org/>)。これらのプロジェクトは、RDA の語彙を表現するために RDF と SKOS を用いている。

### 4.3 全国書誌とアクセス

法定納本の背後には、国の出版物という物理的な蔵書へのアクセスが永久に保証されるという伝統的な仮定がある。法定納本を電子資料に拡張することは、この仮定に対する疑問を呼び起こす。多くの電子資料は、その性質上、一過性であり、場所には依存しない。

全国書誌作成機関は、電子資料の記述に資金と人員を割り当てる際、電子資料への長期にわたるアクセスの提供について考慮すべきである。

#### 4.3.1 全国書誌の利用者と利用法:メタデータ要素

『書誌レコードの機能要件』(FRBR)は、エンドユーザーに焦点をあてており、そのため、資料発見のための基本的な利用者タスクを定めている。

利用者が設定する検索基準に合致する実体を**発見**すること（すなわち、実体の属性または関連を用いた検索の結果として、ファイルまたはデータベースの中に単一の実体または一組の実体を見つけ出すこと）

例：タイトル検索「Harry Potter and the Goblet of fire」の結果、複数件がヒット

実体を**識別**すること（すなわち、記述された実体が求める実体に合致することを確認すること、または、同じような特性を持つ二つ以上の実体間の区別を行うこと）

例：検索結果集合を著作の表現形が「小説」であるもののみに限定、すなわち、動画や楽譜等の除外

利用者のニーズに適合する実体を**選択**すること（すなわち、内容、物理的形態等に関して利用者の要件を満たす実体を選ぶこと、または、利用者のニーズに適合しない実体を排除すること）

例：利用者が、Jim Dale でなく Stephen Fry が朗読したオーディオブックを選ぶ

記述された実体を取得または**入手**すること（すなわち、購入、貸出等によって実体を取得すること、または、リモート・コンピュータにオンライン接続して電子的に実体にアクセスすること）

例：オーディオカセットを地域の公共図書館で予約する

メタデータの要件を評価するための出発点は、全国書誌の利用者および利用法の分析である。全国書誌を利用したり、その機能が発揮されたりするのは、適切なメタデータが入手可能な場合に限られる。利用者グループおよび個人利用者は、標準的な機能（例：**発見**）に関してもメタデータのニーズが異なり、さらに、他の利用者グループや個人利用者と共有されない特殊なニーズを持つこともあるだろう。この分析においては、全国書誌作成機関は個人のために特定のメタデータを作成することはない、と仮定している（利用者自身が独自のタグや注釈を付与する機能を与

えることはあるかもしれない)。したがって、分析では、個人利用者は利用者グループの一員として扱っている。

第2章第3節における利用者の要件分析は、FRBRで明確に規定された資料発見のための要件以上のものである。その分析では、出版業界のための要件（例：権利管理、市場調査）や図書館機能（例：蔵書管理、流用目録作業、データ管理）を考慮している。これらの機能を支援するために必要な幾つかのデータ要素は、通常は資料の書誌記述の範囲外と見なされており、全国書誌作成機関がそのような情報を作成することは推奨されていない。全国書誌作成機関は、可能な限り商用の情報源とリンクすること、および他の機関が作成したメタデータを再利用することが推奨される。

## 4.4 目録作業のレベル

1977年のパリ会議で勧告され（さらに1998年コペンハーゲンで開催された全国書誌サービスに関する国際会議で確認され）た、国の出版物の**包括的な**レコードを作成するという全国書誌作成機関の責務は、主に印刷資料について述べられたものであり、もはや持続可能なものではない。現在、国の成果物に占める電子資料の割合が増加しつつある。ウェブ上で出版される電子資料が、資料の主流になるかもしれない。国の成果物の拡大は、資料を包括的に処理する全国書誌作成機関の能力を超えてしまうかもしれない。

作業グループは、ウェブ上で作成された内容については、一つのやり方を何にでも当てはめる方式はもはや持続できなくなっているとの結論に達した。将来的には、目録作業のレベルは資料の種類に応じて適切に、以下のように決定する、という段階的な手法が避けられなくなるだろう。

- ・既に資料に付与されているメタデータのレベルに応じて
- ・全国書誌に対する資料の重要性の観点で
- ・媒体ではなく、内容に応じて

これらの勧告のうち最初のものは、全国書誌の作成手法の大きな変化を示している。目録作業のレベルを実際に適用すれば全国書誌の利用者は直接影響を受けるので、全国書誌作成機関は、利用者への影響と電子資料の重要性について認識していなければならない。

さらに、工程は簡素化し、可能な限り自動化しなければならない。労力の重複は、部門を越えた協働とデータ交換の障壁の除去によって、さらに低減されなければならない。

### 4.4.1 資料に付与されたメタデータのレベル

第3章で記述されているとおり、電子資料に付与されたメタデータの量と質は様々である。全国書誌作成機関は、電子資料に付与されたメタデータを再利用するよう奨励される。

再利用されるメタデータは、資料の発見を目的として作成されたものではないかもしれない。別の目的のためのものと考えるほうが正確かもしれない。別の目的のためのメタデータは、資料の発見という機能を支援するために特に作成されたメタデータとして効率的に機能することはほとんどない。

別の目的のためのメタデータの機能的な弱点は、資料の発見を支援するために開発された内容に関する標準との不適合から生じている。このことは、別の目的のためのメタデータの、資料を発

見するというタスクの全範囲を支援する能力にも影響する。より複雑なタスク（例：資料を識別し、選択し、より広い書誌的文脈または主題的文脈と関連付ける）の場合は、特に重要である。

資料間の関連の識別と記述は、人間の介入に大きく依存している。米国議会図書館（LC）は、電子資料について、いわゆる「アクセスレベル」のレコードを試行したが、そこでは、人間の介入は記述よりも典拠コントロールに傾いていた。LC は、実質的な節約の可能性を報告している。

全ての電子資料について、メタデータが利用可能なわけではない。ウェブのページや、法定納本または自発的納本によって取得された資料は、メタデータを付与されていないかもしれない。この点は重要だが、フルテキストのデジタル資料は自分自身を記述しているという特徴があるため、しばしば軽視されている。この特徴は、フルテキストの資料が索引付けられ検索されるという点においてのみ正しい。資料に含まれる全てのキーワードを索引付けすることと、統制語彙（例：件名索引システム、分類体系）を用いて資料の主題を要約することは異なる。その違いは、精度と再現率の点で明らかである。キーワードによる検索では、多くの誤った結果が含まれる傾向があり、他の言語の資料や異なる専門用語を用いている資料を見逃す可能性がある。

多くの電子資料は、テキスト形式ではない。画像、録音された音声・データ、テキスト形式ではない資料の組み合わせということもありうる。この種の資料の検索は、母集団を限定するためにメタデータを用いることができるかどうか依存する。たとえば、ある表現に適切なイラストが含まれているかどうかを検索することは困難であり、時間がかかる。テーマ別にイラストを組織化するための言語機能がなければ、事実上、不可能といつてよい。

作業グループは、付与されたメタデータを四つのレベルに類別した。

#### 4.4.1.1 第一レベル

第一レベルは、資料に付与されたメタデータが最高レベルであることを示す。第一レベルであるという表示は、（特定の）アクセスポイントが典拠レコードによって統制されていること、および、書誌記述が内容に関する明示された標準に適合していることを示している。

第一レベルのメタデータは、資料を発見するための最も柔軟な支援を提供する。名称、タイトルおよび主題アクセスポイントに関する典拠コントロールは、資料の正確な識別を支援する。名称およびタイトルに関する典拠コントロールは、効率的な表示のためのグループ化を支援する。典拠レコード内の参照構造は、関連する資料、実体または主題へのナビゲーションを支援する。

第一レベルのメタデータは、付与に最も費用がかかるものだが、書誌作成機関はレコードを最小限の手直しで再利用できるという確信を持つことができる。国の成果物の全ての資料に第一レベルのメタデータを付与することは、ほとんどの全国書誌作成機関の能力を超えてしまうだろうことは認識されている。全国書誌作成機関は、国の成果物のうちどの部分にこのレベルのメタデータを付与するかについて、決定基準を開発する必要がある。指針となる原則は、資料の形式や媒体ではなく、資料の内容によるべきである。第4章第2節第2項を参照のこと。

#### 4.4.1.2 第二レベル

第二レベルは、書誌記述とアクセスのための広範なメタデータの付与を示す。書誌記述は公開された内容に関する標準に準拠していることが明示されるが、どのアクセスポイントも典拠レコードによる支援は行われていない。第二レベルのメタデータの例としては、MARC レコード、限定子付きダブリンコア、ONIX 等の書店によるレコード等がある。

第二レベルのメタデータは、利用者タスクを完全には支援しない。典拠レコードによるアクセスポイントの統制がなされていないため、検索結果のグループ化は行えず、著者名、著作名、主題

の個々の実体ごとに複数の表示が行われることになる。その結果、利用者にとってはサービスの低下になる。**発見**というタスクは十分には支援されず、資料の間のナビゲーションが損なわれる。資料を明確に識別することはできない。

#### 4.4.1.3 第三レベル

第三レベルは、第四レベルの資料に幾つかのメタデータが付与・補完されているものである。第三レベルのメタデータでは、内容に関する標準が用いられていることが明示されていないか、アクセスポイントの典拠コントロールがなされているかどうか不明なことがある。全国書誌作成機関によって再利用されるかもしれない第三レベルのメタデータの例としては、限定子なしのダブリンコアや TEI ヘッド等がある。

第三レベルのメタデータは、全国書誌での利用は推奨されない。全国書誌に統合するのであれば、時間をかけてアップグレードする必要がある。第三レベルのメタデータは、資料を発見するというタスクを支援するには十分ではない。内容に関する標準についての情報が明示されていないため、全国書誌作成機関は利用者に対して検索結果を保証できない。

#### 4.4.1.4 第四レベル

第四レベルは、書誌作成機関によっても資料自体によっても、資料にはメタデータは付与されていないという想定である。このカテゴリが該当する可能性が最も高いのは、メタデータなしにウェブから直接収集されるか、自動処理によってメタデータが生成される資料である。

資料の発見は、完全に自然言語検索に依存する。検索結果は、検索に用いた用語に対応したものとなる。標準的なウェブブラウザでは、検索結果はランク付けして表示される。この対処方法は、非常に効果的である。求められている資料が容易に区別可能な場合は、最も効果的である。たとえば、その用語法によって区別可能な場合や、利用者の情報ニーズが一般的で類似した資料ならどれでも良いような場合である。このレベルは、書誌作成機関にとっては最も経済的だが、アップグレードする場合には最も高価なものとなる。

第四レベルで資料を発見させることは、費用をエンドユーザーに転嫁することで達成される。エンドユーザーは、元々存在するリンク以外の手段では関連する資料に到達することができない。巨大な検索結果のリストは、特定の資料を**選択**するために十分な検索結果の絞り込みを困難にしてしまう。

このレベルのメタデータは、ウェブから収集された比較的低い価値しかないと見なされたテキスト資料に最も適しているが、画像その他の非テキスト資料には適切ではない。しかし、全国書誌に統合するのであれば、時間をかけてアップグレードする必要がある。

### 4.4.2 全国書誌における電子資料の重要性

全国書誌における電子資料の発見のために必要なメタデータのレベルは、全国書誌作成機関によって決定されるべきである。この決定に際しては、国の出版物との関係における資料の重要性を考慮しなければならない。資料の重要性に関する決定は、通常、全国書誌と国の蔵書の選択基準の設定に責任を有する者が行う。目録作業の管理者は、メタデータの最も適切なレベルの決定に責任を有することになる。次の表は、資料の種類に応じて、付与されるメタデータのレベルを示したものである。

| 重要度 | 定義                                                     | 推奨レベル         |
|-----|--------------------------------------------------------|---------------|
| 高   | 正式に公開された、印刷資料の代替物または後継資料で、標準識別子を有する場合もある。調査研究の価値を有する資料 | 第一レベル         |
| 中   | 高い文化的価値を有する資料または正式に公開されていない革新的なサイトの資料                  | 第二レベル         |
| 低   | 現在または将来の利用者にとってほとんど関心がないと判断される、個人による資料または一時的な資料        | 第四レベルまたは第三レベル |

#### 4.4.3 継続的な改善

現在の書誌作成工程は、大部分が人間の作業規模で進行する。全国書誌作成機関の能力に関する基本的な制約は、一人の目録作業担当者が一日に処理できる資料数である。コピーカタログと目録作業協同プロジェクトは、書誌作成機関における受入量のかなりの部分について完全に目録担当者抜きで済ませられる作業工程を作ることができるように、拡張レベルのメタデータの自動検索と予備レコードの更新は、既に書誌作成機関で運用されている作業工程である。

このような作業量の増加による機能強化では、出版物の増加を相殺するために必要な生産性向上はほとんど見込めない。出版・書籍流通業者の間では、メタデータを識別子と関連付けることへの関心が高まりを見せている。商業部門と図書館部門が、資料の十分かつ正確な表現を構成するものについて合意に達することができれば、メタデータ基準の収束の機会が訪れるかもしれない。これは、両部門にとって利益となるものである。

## 文献

Anderson, D. (1974). *Universal bibliographic control: A long term policy, a plan for action*. Pullach/München: Verlag Dokumentation.

Identifiers Interoperability Group (2007, May 3). *Report to the TC46.SC9 Plenary, 10 May 2007*. 2009年3月25日 <http://www.collectionscanada.gc.ca/iso/tc46sc9/docs/sc9n460.pdf> から取得。

International Conference on Cataloguing Principles. (1969). *International Conference on Cataloging Principles, Paris, 9-18 Oct. 1961. Report*. London: Bingley.

International Conference on National Bibliographic Services. (2002, October 1). *The final recommendations of the International Conference on National Bibliographic Services: ICNBS: Copenhagen 25-27 November 1998*. 2009年2月6日 <http://www.ifla.org/VI/3/icnbs/fina.htm> から取得。

International Federation of Library Associations, IFLA International Office for UBC, & UNESCO. (1979). *Guidelines for the national bibliographic agency and the national bibliography*. Paris: UNESCO.

International Federation of Library Associations and Institutions, Cataloguing Section, Standing Committee.  
(2007). *International standard bibliographic description (ISBD)* (prelim. consolidated ed). München: K.G. Saur.

International Federation of Library Associations and Institutions, Cataloguing Section, Standing Committee.  
(2009). *Statement of international cataloguing principles*.

2009 年 3 月 25 日 [http://www.ifla.org/VII/s13/icp/ICP-2009\\_en.pdf](http://www.ifla.org/VII/s13/icp/ICP-2009_en.pdf) から取得。

International Federation of Library Associations and Institutions, Working Group on GARE Revision.  
(2001). *Guidelines for authority records and references* (2<sup>nd</sup> ed.). München: K.G. Saur.

## 5. 機能およびインターフェース

Maja Žumer (リュブリャナ大学 (スロベニア) )

Christian Lupovici (フランス国立図書館)

### 5.1 序

これまでの章で説明したとおり、電子的全国書誌は、異なる文脈における様々な利用者グループにとって重要な情報源である。インターフェースは、可能な限り、これらの利用者グループが必要とする全ての機能を可能とすべきである。分析によって、共通または類似の要件を持つ幾つかの主要な利用者グループが特定された。

- ・エンドユーザー（情報源として全国書誌を用いる集団、法人を含む）：著者とその出版物、主題に関する情報を入手するため、出版物または著者を識別するため
- ・蔵書構築、出版者による分析：入手可能な出版物の分析のため（近刊出版物の案内を含む）
- ・収集、書店：出版物の選択と発注のため
- ・目録作業：コピーカタロギングおよび目録作業支援のため
- ・レコードの再利用：他のデータベースやコンピュータアプリケーションにレコードをダウンロードしたりレコードを抽出したりするため（例：CERL、世界翻訳書目録、図書館目録（遡及入力用））
- ・権利管理：出版物の追跡および著者の識別のため
- ・コンピュータソフトウェア：統合検索、分散検索、ハーベスティング等のため

利用者グループは多く、そのニーズや文脈、要件が非常に多岐にわたっていることは明白である。全ての利用者に役立つよう、我々は次の観点から要件を分析する。

- ・インターフェース
- ・アクセスポイント（検索形）
- ・表示形式
- ・追加機能

### 5.2 一般的勧告

全国書誌のインターフェースは、一般に、OPAC と書誌データベース両者の特徴を共有する。

OPAC のインターフェースと利用法については、一般に、多くの研究があるが、幾つかの研究は現在の OPAC のデザインにとって重要である（例：Borgman, 1996; Calhoun, 2006; Yee, 2006）。初期の研究（Matthews, 1987; Shires & Olszak, 1992）から最近の研究（Bates, 2003; Calhoun, 2006）まで、OPAC のデザインについて幾つかの勧告が行われている。

書誌データベースは、主としてエンドユーザー（非図書館員）によって利用されるよう設計されている。したがって、インターフェースは単純明快であり、間違った使い方を許容するものでなければならない。エンドユーザーは、複雑なシステムを使いたくはない。エンドユーザーは長い訓練は避けたがるものであり、その特徴を記憶するほど頻繁にシステムを利用するわけではない。さらに、検索手段としてのGoogleの普及が、検索とインターフェースに関する利用者の期待に影響

響を与えている。図書館員自身がしだいにOPACに批判的になっており<sup>3</sup>、利用者の要件に対処する方法を模索している。インターフェースを改善する試みは膨大にある。特に、書誌データを再利用することによって、利用者が検索結果を絞り込むためのオプションを提供したり、利用者が直接参加できたりするようになっているものがある。この例として、ノースカロライナ大学で開発されたソフトウェアEndeca (<http://www.lib.ncsu.edu/catalog/>) や、プリマス州立大学のWOPAC (検索例：<http://www.plymouth.edu/library/opac/search/joe+monninger?s=joe+monninger>) がある。

これらのアプリケーションの設計者は、一覧表示の支援の必要性に気が始めている。この機能は、特定のでない一般的な情報ニーズを持っている利用者を支援したり、検索結果集合が大きな場合にナビゲーションを可能にしたりするために必要である。後者は、しばしば、いわゆるファセット表示（検索結果をジャンル、形式、言語等のファセット別に整理して表示する方法）によって実現している。

### 5.2.1 クエリーの形成

情報ニーズが特定のである場合、利用者は情報ニーズを単一のクエリーか検索式の形で表現する。

ユーザーインターフェースに関する調査の大半が、この段階に注目し、中心となる最も重要なものと見なしている。利用者は様々な方法でクエリーを形成する。

- 一つ以上の検索語（キーワード）の入力
- テンプレートへの入力
- 検索語リスト（またはメニュー）からの選択
- 論理式の形成
- 自然語の使用

最初と最後の選択肢は、幾つか共通の特徴を持っている。どちらも、利用者がデータベースの用語法に慣れていることを要求していないため、一見とてもユーザーフレンドリーだが、利用者はシステムが自分の要求を「理解した」と誤解してしまうおそれがある。しかし、単純なキーワード検索は標準的なものとなっており、最も重要な情報源として最初に Google を使う利用者からも期待されている。したがって、一般利用者を対象とする場合は、キーワード検索の提供が推奨される。キーワード検索は、精度が低く検索結果集合が大きくなるという特徴があるので、関連度による順位付けのような仕組みを備える必要がある。

テンプレートは、特に、経験の少ない利用者がシステムを使う場合には、一般的で、ユーザーフレンドリーな方法である。システムの設計者は、あらかじめ、典型的なクエリーを支援するように決定しているので、テンプレートという方法は柔軟性が低い。テンプレートに入力された語は、自動的に（最も一般的にはフィールド間の AND で）、または明示的に（利用者がフィールド間の論理演算子を選んで）論理式に展開される。後者は、柔軟性が高くなるのが利点だが、欠点は論理式による検索が一般的に持っているものと同一である。

コマンド検索は、クエリーの入力方法としては歴史的に最初のものである。ブール演算子（および近接演算子）による論理式は、商用データベースでも図書館目録でも依然として用いられている。研究では繰り返し示されてきたが（Cooper, 1988; Ensor, 1992; Harman, 1992; Larson, 1992）ブール演算子の使用は、特に、検索式に関する概念的な問題や、検索結果が大きすぎるか少なすぎる（しかもランク付けがないこと）、重み付けの欠如という問題を抱えてきた。そのため、幾つかの改善策が開発されてきた。検索結果のランク付け、フィードバック、語の重み付け、近

<sup>3</sup>（原注）たとえば、<http://www.techsource.ala.org/blog/2006/03/how-opacs-suck-part-1-relevance-rank-or-the-lack-of-it.html> から始まる ALA TechSource の一連の論文およびその後の議論を参照のこと。

接演算子等である。検索結果集合が大きくなった場合には、ファセット表示によるナビゲーションが提供されるようになってきている。

検索語リストからの選択は、大抵の場合、テンプレートか論理式との組み合わせである。利用者は、索引（または辞書）から語を選び、検索式に直接入力する。

### 5.2.2 検索結果の確認

クエリーの結果是一群のレコードだが、それらは、検討し、妥当性を決定する必要がある。インターフェースは、この機能を使いやすいものとするべきである。検索結果のリストは、明快でなければならない、理想的には、（クエリーに拠って）期待されるどおりの順番に排列され、関連性のフィードバックを支援すべきである。それに加えて、結果の表示方法には、幾つかの共通した目標がある。（Shneiderman, 1998）

- ・データ表示の一貫性（レイアウト、形式、フォント、色、用語法等）
- ・利用者が情報を効率的に把握できること（適切なレイアウト、余白、総合的な見出し等）
- ・利用者の記憶負荷を最小限にすること
- ・データの記録と表示の互換性
- ・利用者によるデータ表示の切り替えの柔軟性（複数の表示形式、排列等）

### 5.2.3 検索結果の保存または抽出

一群の関連するレコードを入手した利用者は、今後の参照、他のコンピュータアプリケーションによる加工と利用のために、レコードを保存したい可能性がある。第一の選択肢は直接印字であり、最初のニーズには応じられる。ファイルに保存すれば、どちらのニーズにも応じられる。ファイルに保存するレコードのフォーマットは、特にその後のレコードの利用方法によりけりである。

### 5.2.4 ヘルプ

ユーザーインターフェースがどのような種類のものであっても、システムで作業を行う利用者にはヘルプが必要である。情報検索システムは、理想的には、エンドユーザーが外部からの援助や特別の文書、訓練なしに使えるべきである。

オンラインヘルプには幾つかの形式があり、最も一般的なものは、オンラインチュートリアル、オンラインマニュアル、コンテキスト依存ヘルプ、オンラインガイダンスである。エラーメッセージ等のシステムメッセージも、オンラインヘルプの一種と見なすべきである。オンラインヘルプについての一般的なガイドラインは次のように要約できる。

- ・オンラインヘルプは、いつでも利用可能であるべきである。
- ・ヘルプ機能への出入りは容易であるべきである。
- ・ヘルプ機能は、良く組み立てられ、利用者に構造を明らかにすべきである。
- ・ヘルプは、良く表示されるべきである。
- ・オンラインヘルプは、良く記述され、表現は親しみやすいものであるべきである。
- ・オンラインヘルプは、複数の利用者レベルに適合すべきである。

### 5.3 共通要件

様々な利用者グループの特定のニーズについては、第2章で論じた。ここでは、そのニーズを全体的、概括的に分析する。

### 5.4 アクセスポイント

検索の基本要件は第2章で論じた。常に支援されるべき中核的アクセスポイントは、次のとおりである。

- ・ 著者
- ・ タイトル
- ・ 出版者
- ・ 出版の日付
- ・ 言語／出版国
- ・ ジャンル／形式
- ・ 主題
- ・ 識別子
- ・ 対象利用者

著者名アクセスポイントの場合、（主標目であれ、異なる名称であれ）どのような著者名の検索であっても支援されるべきである。つまり、名称典拠コントロールが完全に装備されていなければならない。権利管理のためには、著者の役割（役割コード）も中核的なものである。

#### 5.4.1 主題アクセス

情報への効率的なアクセスを保証することは、図書館や情報センターの主要な目標の一つである。図書館員は、図書館の利用者と豊富な蔵書に含まれる情報を結びつけるツールや手段の開発を常に行う義務がある。図書館員の任務は、図書館の利用者が個人的な、あるいは研究目的の多くのニーズに合う情報を発見し選択できるような方法を開発し続けることである。図書館（および全国書誌）の課題は、全ての種類の情報ニーズを、最も基本的なものから知識の特定分野の最新の成果に至るまで、確実に満たすことである。そのためには、情報の価値と、情報が社会や個人の生活の中で果たす役割を認識することが問題となる。主題アクセスは、全国書誌の利用者グループの大半にとって重要なものと見なされており、効率的な主題アクセスの提供は必須である。

図書館は、効率的な検索を容易にするため、情報の組織化を行ってきた。図書館は伝統的に、資料に関する情報を適切に組織化するために、書誌コントロールや典拠コントロールを生み出し、開発し、促進することに資源を投入してきた。この作業は、利用者による資料の発見を可能とするための図書館目録や書誌の基礎となるものである。図書館員や情報専門家が開発した検索戦略は、様々な方法によって情報にアクセスできることに焦点を当てている。一つの方法は、著者やタイトル等の具体的な情報が分かっている既知資料の検索である。もう一つは特定主題の資料の検索であり、この場合、利用者は通常、主題索引を一覧するか、正しい件名標目を入力するか、分類表を用いて蔵書を一覧することによって、クエリーを作る。

研究によれば（Matthews, Lawrence & Ferguson, 1983; Drabentstott, 1984; Bates, 2003）、主題アクセス（すなわち、ある主題の検索）は、エンドユーザーによる書誌データベースの検索の中で主流であることが示されている。調査によれば、図書館目録において、主題検索に関連した検索は最

大で 50 パーセントあったことが示されている。主題検索の割合を正確に決定することが困難なのは、利用者が主題検索の際にしばしば「キーワード検索」かその他の検索方法を用いることに起因する。1980 年代以前の機械化時代には、図書館の利用者は、著者・タイトルのアルファベット順に排列された目録と、主題目録（分類体系に基づいて組織化された分類目録または件名標目のリストによって組織化されたアルファベット順件名目録）の間を容易に行き来できた。その時代には、図書館の利用者は自分が行っている検索の種類についてかなり明確な意識を持っており、米国で行われた調査によれば主題検索の割合は 20 パーセントから 50 パーセントだったことが示されている。Bates (1970) は、主題検索を行う割合が異なるのは利用者の学術知識の多寡によるものであり、利用者は自分の研究に関連する既知情報に頼ることができるため、知識が多くなるほど主題検索の割合は少なくなる、と説明している。

オンライン書誌データベースにおける主題アクセスは、データベース、主題分析に用いられる言語、適用する（個々の図書館の）方針や慣行、利用者、および利用者がシステムと遣り取りするためのハードウェア、ソフトウェアといった多くの構成要素とそれらの相互作用を含む複雑な過程である。主題検索が成功するためには、全ての構成要素と一緒に働かなければならない。1980 年代以降、オンラインデータベースは書誌アクセスの標準形式となり、ウェブは図書館のデータベースを世界規模の利用者に利用可能なものとした。ポータルサイトや、異なる資料・サービスを跨ぐ統合検索／分散検索は、状況を一層複雑なものにしている。しかし、（図書館で知られ発展してきた）主題アクセスの原則は、このような状況においても適用することができる。

著作をその主題によって検索することが可能な情報検索システムは、三つの基本的なグループに分けることができる。一つは、その資料で用いられている実際の語、タイトル、要約を索引付けしたもので、「非統制語」または「自然語」と呼ばれるものを用いる。他の二つのグループは、「統制された」（または「所定の」）索引言語を用いる。「統制された索引言語は、主題を表現する語と、特定の資料に語を付与する工程の両方が人手によって統制され実行される索引言語である」（Rowley, 1994）。これらのグループのうち、一方は著作の主題を記述するために規定された言葉を用い、他方は符号（数字、文字または両者の組み合わせ）を用いる。分類順のファイル構成とアルファベット順のファイル構成、統制された主題索引言語と非統制の主題索引言語、それら全てに支持者がおり、それらの総体的な利点と欠点は何十年にもわたって研究されてきた。

コンピュータソフトウェアとオンライン目録の発展は、一つのデータベースに対して異なる索引言語やアプローチ方法を組み合わせることを可能にした。この能力は、統制システムと非統制システム（キーワードアクセス、全文検索）とは相補う傾向にあるので利用者はどちらも利用可能であるべき、という一般的な合意と思われるものに準拠している。

統制索引語彙は、

- ・一つの概念に対しては一つの語または表記のみを認める。
- ・規模と範囲を設定する。
- ・通常は、階層関係および類縁関係を明示的に記録する。
- ・表記の揺れを統制する。
- ・同音異義語で表現される複数の概念を、形容詞や限定語句、および正確な用語法で明示的に識別する。（Olson & Boll, 2001）

典拠リストに基づく統制索引語彙は、次の理由により、索引作業と検索の助けとなるよう企図されている。

- ・索引作業者と検索者が同じ概念を同じ方法で表現する可能性が増加する。
- ・索引作業者と検索者が関連（例：上位語、下位語、関連語）によって適切な主題に到達する可能性が増加する。
- ・異なる索引作業者が同じ語を用いることによって、索引付けの一貫性が保証される可能性が増加する。

- ・必要とする情報が不完全かつ不正確な検索者がシステムを利用する際、検索者が焦点を絞ることを支援する。(Olson & Boll, 2001)

一方、キーワード／全文アクセスでは、利用者は自分の用語法を用いることができ、再現率を上げることができる。再現率は、辞書、コーパス、ステミング機能、構文解析機能等によって補強することができる。

入力費用が高くつくことは、統制語彙の主な欠点としてしばしば指摘されている。極めて多く主張されることだが、「科学的散文という自然言語が、索引付けにも検索にも完全に適している」(Klingbiel, 1970)。しかし、Olson & Boll (2001) は、うまい反論を展開している。「全ての科学は自然と分類学的になりがちであるため、科学の言語は実際に強く統制され標準化されている。分類学とは定義であり、その結果、語の意味を統制することになる。しかし、特定の科学から書き言葉一般への一般化は誤りである。調査によれば、テキストやテキストのタイトル（非統制システムにおける検索に必要なもの）で用いられている用語法の正確さは、分野によって異なっている。」たとえば、Buxton & Measows (1977) は、「論文のタイトル中における有益な語（すなわち、非統制システムにおける検索で用いるのが合理的な類の語）の使用は、化学や植物学の学術誌では極めて高く、社会科学では極めて低く、哲学は最低である」ことを示した。他にも、Mann (1993, 2005) は、検索者が主題の専門知識を全く持っていない場合でも統制された件名標目と分類が相互作用して主題アクセスを提供すること、伝統的な目録作業の原則である「統一標目」と「特定記入」がキーワード検索よりも良い検索結果をもたらすことを論じている。

このように、全国書誌の主題アクセスを可能にすることは重要である。この問題に関する詳細な分析とガイドラインの開発は本文書の範囲外である。全国書誌への主題アクセスのためのガイドラインは、IFLA 分類・索引分科会の作業グループが準備中であり、別文書として刊行される予定である。

## 5.4.2 検索結果の表示

一般に、検索結果の表示は、利用者ができる限り容易かつ迅速に検索結果の妥当性を評価できるようなものであるべきである。通常、検索結果は、一覧画面に表示され、表示形式の選択が可能になっている。

現行の書誌情報の表示方法には批判がある (Carlyle & Timmons, 2002)。『書誌レコードの機能要件』(FRBR) (IFLA Study Group on the Functional Requirements for Bibliographic Records, 1998) は、(特に大きな) 検索結果集合の、より直観的で意味のあるグループ化を提供している。FRBR に基づいた新しい目録規則が開発されつつある一方で、既存データから FRBR の実体やその属性、関連に関する情報を抽出する試みもある。この工程は、「FRBR 化」として知られるようになった。FRBR 化の最初の実験は、図書館界が現在の慣行を変える必要性に気付いていることを明らかにした (Hegna & Murtomaa, 2002; Hickey, O'Neill & Toves, 2002)。ひとたび新しい目録規則が利用可能になった際は、全国書誌が、FRBR 化（全国書誌がカバーする範囲が理由で）、および FRBR に拠る目録作業の両者にとって最善の出発点であると思われる。

最小限の要件として、次のフォーマットが利用可能となるべきである。

- ・完全な書誌／典拠フォーマット（レコードの全フィールドの表示）
- ・出版物の識別に必要な全ての情報を備えた引用形式（例：ISO 690、APA、MLA 等）

加えて、その他のフォーマット（ラベル付きの利用者向けフォーマット、ISBD 等）が提供されてもよい。

直接的なナビゲーション（例：同一著者の著作、同一主題）を可能にするため、ハイパーリンクが提供されるべきである。収集業務のためには、出版者情報（例：住所、連絡先、価格、入手可能性、権利）へのリンクが必要である。

### 5.4.3 機能性

Google、Amazon および同様のツールは利用者の期待や情報検索の行動を変化させ、利用者は検索結果が膨大になることや精度が低くなることに慣れてしまった。一方、多くのシステム（例：電子ジャーナル）では、より正確な検索を提供している。様々な状態にある情報の検索に求められるものについて、一層の調査が必要である。

単純なキーワード検索は必要だが、より高度な利用者やより特定の情報ニーズには十分なものとはいえない。それらのためには、より特定のクエリー（例：特定のアクセスポイントと（暗黙的であれ明示的であれ）ブール演算子の使用による検索）が必要となる。検索フォームは、最も直観的な選択肢だろう。クエリーの形成を簡単にするため、インデックスは一覧可能であり、選択した値は検索式に直接入力されるべきである。

著者名（個人、団体）の検索は、我々の分析によれば頻繁に必要とされるものだが、典拠コントロールがとても重要である。

典拠コントロールは、現在の慣行では、目録においてアクセスポイントを表すために用いられる語形の一貫性を維持するための工程であるとともに、名称、著作および主題の間の関連を示す手段でもある。典拠コントロールは、識別と集中という目録の機能を可能にしている。

より国際的な観点からは、典拠コントロールはアクセスコントロール以上のものとなりつつあり、国際的には一つの「典拠形」というものではなく、言語や規則に依存する同等の異形の集合体である。

典拠コントロールは、アクセスポイントとして一貫した形を用い、用いなかった形からの参照を行うことによって、目録の識別および発見という機能を可能にし、さらに増強する。典拠コントロールが行われるシステムでは、利用者は、ある名称に関連付けられている全ての著作がまとめて検索され、参照によって連結されていることが保証される。

検索結果の操作に関連する二つの重要な補助的機能として、レコードの抽出と排列がある。

レコードの抽出は、別のコンピュータアプリケーションでカスタマイズして利用するために（例：書誌や参考文献リストの編纂）利用者が書誌レコードを移し替えようとするときに必要とされる。

排列は、検索結果集合が大きい場合に重要であり、そのことは全国書誌では珍しいことではない。幾つかの排列キーが、たとえば、体現形では次のものが、利用可能であるべきである。

- ・ 出版の日付（昇順および降順）
- ・ 著者の関連
- ・ 出版者

排列に加え、ジャンル、言語、対象利用者のような基準によるファセット表示があれば、典型的な利用者の行動を支援することができるだろう。

## 5.5 相互運用性

国際的に認められた標準や原則の採用は、国内および国際交換のために広範囲に書誌レコードを用意する責任のある全国書誌作成機関にとって、重要な勧告である。全国書誌の分野における標準と原則は、目録規則、フォーマット、典拠コントロール、分類体系、識別子、文字変換および文字コードである。

全国書誌は、国レベルで作成され国レベルの利用者にとって有用なツールであるならば、国際的な集約を視野に入れて設計されるべきである。特に電子的全国書誌の場合、豊富な検索・一覧機能を有する十分に機能的なデータベースとなるためには、相互運用性を維持することは非常に重要である。

国立図書館は、かなり長期にわたって、交換用フォーマット、目録規則および通信プロトコルの標準化を唱道してきた。これは、1969年にコペンハーゲンで開催された目録専門家国際会議（Chaplin, Anderson & Honoré, 1970）に端を発する IFLA のプログラム「国際書誌コントロール」（UBC）の直接の成果である。

1977年、ユネスコは、全国書誌の開発に影響を与えた「全国書誌に関する国際会議」を主催した。20年後、書誌的環境は劇的に変化した。印刷物よりはオンラインで利用可能となってきた全国書誌の刊行形態だけでなく、全国書誌が記録する出版物の形式も同様である。1977年のガイドラインの再検討は時宜にかなったことであり、その目的のために IFLA は、コペンハーゲンで 1998 年 11 月に新しい会議を主催した。詳細については、第 1 章を参照のこと。

前述したとおり、全国書誌は様々な利用者によって様々な方法で使用されている。書誌の利用の大半は、元のソースファイルから抽出される書誌レコードによっている。

そのため、データ作成とアクセスの提供のための共通ルールが必要である。共通ルールは、データの伝達、処理および理解のために必要なものである。

最近まで、標準は本来それぞれ分野の専門家の中で作成されるものであり、その分野の機関同士の相互運用性を保証することが目的だった。図書館の標準が、博物館・美術館、文書館、情報センターおよび出版業界の標準と互換性がなかった理由はそこにある。今日、幾つかの分野のためのより一般的で共通の標準が数多くある。そのため、現在の問題は、既存の標準のうち特定の処理に最適なものをどうやって選びだすか、ということである。

### 5.5.1 目録規則の互換性

目録規則の互換性は、フォーマットの互換性と同様に重要である。フォーマットを構造とすると、目録規則は内容を統制するものである。

互換性のある目録規則の定義に関する国際的な作業の始まりといえる二つの出来事がある。1961年のパリ原則は、名称とタイトルのための標目の選定、形式および構造に関する勧告を行った。また、1969年にコペンハーゲンで開催された目録専門家国際会議（Chaplin, Anderson & Honoré, 1970）では、書誌記述の形式と内容を規則化するための標準の作成を提唱する決議がなされた。

### 5.5.2 ISBD(国際標準書誌記述)

国際標準書誌記述（ISBD）は、1971年に印刷物として出現した。この時点では、何が「書誌情報」であるかの定義を担う中核的な概念が関係者に知らされ共有されたと考えられた。新しいニーズが現れると、目録規則は実践的な方法で適応された。こうして、最初の ISBD に続いて、資料の

種別ごとに六つの類似した標準が作られた。逐次刊行物、地図資料、楽譜、非図書資料、古典籍および電子資料である。各国の目録規則は、ほとんど全てがこれらの ISBD に由来しているが、少なからず重要な解釈がほどこされている。

2003 年、一連の標準について、一層の整合性を達成するとともに更新を促進し簡素化するために、七つの標準を「統合版」ISBD（International Federation of Library Associations and Institutions, Cataloguing Section, Standing Committee, 2007）に一本化することが決定された。ISBD に残されているもののうち非常に重要なのは、全国書誌作成機関が書誌記述を確立するために必要なデータ要素の定義と、規定の情報源に拠ってそれらのデータ要素を転記する際に適用する規則である。データ要素の順序や、句読点に関する規定は、今日では確かに重要性が低くなっている。より重要なことは、全ての種類の資料に対して一組の一貫した規則を用いることである。IFLA 目録分科会が国際目録規則を開発するための新しいイニシアティブを主導した理由はそこにある。FRBR の基本要素の確立のための基礎は、他の出典の中でもとりわけ ISBD に由来するものである。

ISBD の詳細については、以下を見よ。

<http://www.ifla.org/VII/s13/pubs/cat-isbd.htm>

ISBD 統合版の詳細については、以下を見よ。

<http://www.ifla.org/VII/s13/pubs/Invitation4WWreview07-2006.htm>

以下はその PDF 版である。

[http://www.ifla.org/VII/s13/pubs/ISBD\\_consolidated\\_2007.pdf](http://www.ifla.org/VII/s13/pubs/ISBD_consolidated_2007.pdf)

### 5.5.3 国際目録原則

1961 年に採択されたパリ原則を更新するため、2003 年から 2007 年にかけて、一連の「国際目録規則に関する IFLA 専門家会議」（IME ICC）が開催された。5 回の会合が世界中で行われたが、2003 年のフランクフルトの会議はヨーロッパおよび英米を、2004 年のブエノスアイレスの会議はラテンアメリカを、2006 年のカイロの会議は中東を、2006 年のソウルの会議は極東を、2007 年のプレトリアの会議はアフリカを対象としたものである。その成果物である『国際目録原則覚書』（International Federation of Library Associations and Institutions, Cataloguing Section, Standing Committee, 2009）は、FRBR と FRAD の概念的データモデルを考慮したものだが、依然として ISBD が基になっている。全ての種類の資料と全ての種類のアクセスポイント（件名標目、分類記号および標準識別子を含む）が考慮されている。アクセスポイントは、「中核的」および「付加的」という用語で定義されている。書誌レコードのアクセスポイントの選定は、著作および表現形の（統制された）タイトル、体現形の（通常は非統制の）タイトルおよび著作の作成者の統制形を含んでいる。加えて、書誌データおよび典拠データの確実な検索を提供し、検索結果を限定するという検索能力の向上のため、書誌レコードに作成者以外の個人、家族、団体の名称および主題の統制形アクセスポイントを与えることが推奨されている。

典拠レコードは、名称の典拠形と異形を統制するために構築されるべきである。目録規則は、書誌レコードと同様、典拠レコードにもかかわるべきである。

IFLA の『国際目録原則覚書』刊行後には国際目録規則が開発されるべきであり、それは『国際目録原則覚書』と、FRBR および FRAD の概念的データモデルに基礎を置くべきである。『国際目録原則覚書』は一般原則を提供する「のみ」であり、目録規則への実装内容を提供するのは将来の国際目録規則の役割である。

『国際目録原則覚書』（ICP）は、2009 年 2 月に刊行された。

[http://www.ifla.org/VII/s13/icp/ICP-2009\\_en.pdf](http://www.ifla.org/VII/s13/icp/ICP-2009_en.pdf)

IME ICC の活動の詳細については、以下を見よ。

<http://www.ifla.org/VII/s13/icc/>

#### 5.5.4 FRBR(書誌レコードの機能要件)

まず、FRBR と FRAD は、目録規則ではなく概念モデルであり、目録規則に直接組み込むことは容易ではないことを強調することが重要である。

1990 年代初めから、専門家たちは、新しい技術環境における目録作業の機能を記述するのに適した概念モデルを見つけ出そうと努力してきた。新しい情報システムは、エンドユーザーのニーズに焦点を当てている。FRBR の概念モデルは、エンドユーザーのニーズに応えることを企図している。1998 年 9 月には最終報告書が刊行され、2008 年 2 月に幾つかの修正事項を加えた最終版が出されている。このデータモデルは、新しい書誌的実体（「著作」「表現形」「体現形」および「個別資料」）の作成と、書誌的実体間の関連を形式化する新しい方法を提案している。アクセスポイントの管理方法も修正され、「基本記入」という概念を放棄する一方で、「基本レベルのレコード」が定義された。ISBD は書誌記述に関する標準として引き続き推奨されているが、幾つかのデータ要素は、特定の状況における利用者ニーズに依存する選択的なものと見なされた。書誌データに関するこの新しいモデルは、用語法にも影響を与えている。

FRBR の詳細については、以下を見よ。

現在参照すべき版（英語版）は、以下のとおりである。

<http://www.ifla.org/VII/s13/frbr/>

他言語版については、以下のとおりである。

<http://www.ifla.org/VII/s13/wgfrbr/finalreport.htm>

#### 5.5.5 FRAD(典拠データの機能要件)

典拠データの機能要件（FRAD）は、FRBR モデルを拡張し展開するものとして、1999 年に検討が開始された概念モデルである。FRAD の目的は、典拠データをその利用者のニーズと関連付けるための明確に定義され構造化された参照の枠組みを提供することと、図書館部門その他の部門のいずれにおいても典拠データを国際的に共有し利用するための可能性の評価を支援することである。

FRAD の詳細については、以下を見よ。

Functional Requirements for Authority Data : a conceptual model [work in progress], IFLA Working Group on Functional Requirements and Numbering of Authority Records,  
(<http://www.ifla.org/VII/d4/wg-franar.htm>)

<http://www.ifla.org/VII/d4/franar-numbering-paper.pdf>

### 5.5.6 RDA(資源記述とアクセス)

RDA開発合同運営委員会は、『英米目録規則第2版』(AACR2)の全面的な改訂に従事している。当初、規則の新しい版はAACR3と呼ばれていたが、過去からの決別を強調するために「資源記述とアクセス」(RDA)と改名された。目標は、FRBRとFRADのモデルおよび『国際目録原則覚書』に準拠すること、データベースおよびデータベースに記録される資源に影響を与える電子的環境に規則を適合させること、および普遍性を目指すことである。RDAは、フォーマットや表示には依存しない。RDAは、2009年中に刊行される予定である<sup>4</sup>。

RDAは、典拠コントロールの要件を含んだ、包括的な目録規則となることを目指している。典拠コントロールは、ISBD 統合版にもAACR2にも含まれていないものである。

RDAの取り組みは、これまでかなりの準備作業に携わってきた国際的な図書館コミュニティの間で大きな期待を巻き起こしている。

RDAの詳細については、以下を見よ。

*RDA : Resource Description and Access*, Joint Steering Committee for Development of RDA  
(<http://www.collectionscanada.ca/jsr/rda.html>)

<http://www.rdaonline.org>

### 5.5.7 書誌フォーマットの互換性

フォーマットは、(目録)データ要素をコンピュータで処理できるようにするための構造である。その観点からすれば、コンピュータが理解できる構造である限り、多くのフォーマットが存在可能である。しかし、ここで問題となるのは、図書館から図書館へ、国から国へのデータの相互運用性である。自家製の個別解決策でなく標準化されたフォーマットが推奨される理由はそこにある。

#### 5.5.7.1 MARC フォーマット

印刷物や視聴覚資料を符号化するために、たいていの図書館は今でも、ISO 2709 規格を適用したMARC(機械可読目録)フォーマットを用いている。このフォーマットは、とても古い(シーケンシャル)フォーマットであり、1960年代に米国議会図書館が最初に用いたものである。世界中で利用可能な図書館ソフトウェアの大多数は依然としてMARCフォーマットを用いているが、情報の処理、索引作業および表示がより強力なXMLを実装しようという大きな動きがある。

その国の慣行に合わせるため、多くの国がMARCの自国版を開発してきた。このようなMARCフォーマットの多様化に対応するため、IFLAは、国立図書館の間で書誌レコードを交換するための国際的なフォーマットの開発を進めた。UNIMARCは、その結果である。

MARCフォーマットの詳細については、以下を見よ。

*MARC Standards*, Library of Congress (<http://www.loc.gov/marc/>)

##### 5.5.7.1.1 UNIMARC

---

<sup>4</sup> (訳注) 実際には、2010年6月にオンライン版として刊行された。

UNIMARC は、書誌データの交換を可能にするための橋渡しとなるフォーマットとして設計された。現在、四つのフォーマット（書誌、典拠、分類、所蔵）がある。

UNIMARC は、多くの国（主にヨーロッパ）で、製品フォーマットとして開発されてきた。また、主に発展途上国が自動化図書館管理システムや標準データフォーマットに移行することを支援するために、ユネスコがその図書館製品として用いている。

現在、UNIMARC の維持管理機関は、ポルトガル国立図書館である。UNIMARC の詳細については、以下を見よ。

UNIMARC Forum : a dedicated web site prepared by the IFLA UNIMARC Core Activity  
(<http://www.unimarc.org/>)

#### 5.5.7.1.2 MARC 21

MARC21 は、USMARC、UKMARC および CANMARC (Canadian MARC) を統合した製品である。MARC21 は、世界で最も広く使用されている MARC フォーマットであり、事実上の標準である。MARC21 は、製品フォーマットであるとともに交換用フォーマットでもある。MARC21 には五つのフォーマット（書誌、典拠、所蔵、分類、コミュニティ情報）がある。

現在、MARC21 の維持管理機関は、米国議会図書館である。

MARC21 の詳細については、以下を見よ（数カ国語の翻訳あり）。

*Understanding MARC Bibliographic*, Library of Congress (<http://www.loc.gov/marc/umb/>)

*Understanding MARC Authority Records*, Library of Congress  
(<http://www.loc.gov/marc/uma/index.html>)

#### 5.5.7.2 XML フォーマット

全てのマークアップ言語は、1980 年代に科学技術出版という専門的環境で使用された SGML（標準一般化マークアップ言語）に由来する。同一の「文法」に基づいた異なる「フォーマット」が、文書型定義 (DTD) と呼ばれるレコードプロファイルにリンクされている。

XML は、異なる分野で広く用いられている。XML は、特に電子的書誌において、MARC フォーマットよりも機能性が高い。XML は、柔軟性や拡張性があるため、異なるデータモデルの表現を支援する。XML は、処理が容易であり工業規格として認められているため、分野を越えた相互運用性を促進する。XML は、階層的・分析的な情報の表示に一層適している。さらに、書誌レコード（および典拠レコード）とデジタル資料との間のリンク管理をうまく行うことができる。

XML フォーマットは、出版・書籍流通業界と同様、図書館や文書館の世界でも用いられている。

#### a) 図書館界

##### 5.5.7.2.1 MARCXML

MARCXML は、MARC21 を XML 言語で記述した文書型定義 (DTD) である。米国議会図書館や、OCLC の WorldCat など多くのアプリケーションで使われている。既存の書誌データとの互換性を維持する限りにおいて、書誌フォーマットは XML へ進化する道が開かれている。

MARCXML の詳細については、以下を見よ。

*MARCXML, MARC21 XML Schema : official web site, Library of Congress*  
(<http://www.loc.gov/standards/marcxml/>)

#### 5.5.7.2.2 MarcXchange

MarcXchange は、MARC レコードのために一般化された XML ベースの交換フォーマットの要件を特定したものである。この新しい XML DTD は、ISO 規格化の過程にあり (DIS 25577)、主にデータ処理システム間の通信のために設計された、一般化された構造を記述する。また、内部フォーマットとしての利用も関係するかもしれない。MarcXchange は、MARCXML を一般化したものである。この構造による業務用アプリケーションはまだないため、この新しい XML DTD の成功を予想するのは時期尚早である。

<http://www.bs.dk/MarcXchange/index.htm>

### b) 出版業および書籍流通業

#### 5.5.7.2.3 ONIX(Online Information eXchange)

ONIX は、出版者および書店のための標準的な XML DTD (フォーマット) である。米国出版者協会 (AAP) によって作成され、2000 年 1 月に規格となった。他のマークアップ言語と同様の規則を持っている。異なる環境下でできる限り多くの機能を許容するため、フォーマットは非常に包括的であり、かなり洗練されたものといえる。ONIX は、ヨーロッパの EDItEUR およびイギリスの英国書籍産業コミュニケーション (BIC) との協力の下で、米国の書籍産業研究グループ (<http://www.bisg.org/index.html>) が維持管理を行っている。2009 年 1 月に、新しい拡張版が公開された。

ONIX から MARC21 への変換ルーチンは、オープンソースとして米国議会図書館のウェブサイトから入手可能である。図書館は、出版者のデータベースからドラフトレコードを入手するために、この変換ルーチンを用いている。ドラフトレコードは、MARC フォーマットに変換され、その後、目録や全国書誌に使うためにアップグレードされる。ほかに、基本的なフォーマット (例: MS-Excel) から単純な ONIX への変換ルーチンも存在する。

<http://www.btlf.qc.ca/onixWebConverter/Convertisseur.aspx>

ONIX の詳細については、以下を見よ。

*ONIX (Online Information Exchange)*, (<http://www.bisg.org/documents/onix.html>)

*ONIX to MARC21 mapping*, (<http://www.loc.gov/marc/onix2marc.html>)

#### 5.5.7.3 ダブリンコア

ダブリンコア・メタデータ要素セット (DCMES) は、ISO 規格 (ISO 15836) であり、領域横断的な情報環境における資源記述のための 15 のデータ要素を定義した標準として、図書館界と同様、ウェブ空間でもよく知られている。The Dublin Core Element Set – Reference Description は、24 の言語に翻訳されている。ダブリンコアは、基本的な書誌記述によって、電子情報資源への容易なアクセスを提供するために作成された。この規格が 2007 年に ANSI/NISO によって改訂されたことに留意すべきところだが、ISO 公式規格はまだ改訂されておらず、ISO 規格は無料で入手可能ではない。規格の改訂版は、ANSI/NISO のウェブサイトの Z39.85-2007 で見ることができる。

### 5.5.7.3.1 DCMI(ダブリンコア・メタデータイニシアティブ)

ダブリンコア・メタデータイニシアティブ (DCMI) は、相互運用可能なメタデータ標準の広範囲な採用の促進と、専門的なメタデータ語彙の開発を目的とする組織である。DCMI に関する情報は、<http://dublincore.org> で入手可能である。この組織は、情報資源発見のための標準を改善するために図書館員、電子図書館関係者、コンテンツプロバイダーやテキストマークアップの専門家が一堂に会した 1995 年、オハイオ州ダブリンにおける招待ワークショップに端を発する。元のダブリンコアは、小規模の記述要素として登場したが、すぐさま様々な分野（芸術、科学、教育、企業、政府機関）の情報プロバイダーから世界的な関心を集めた。作成が容易で誰もが理解できる資源記述への関心は、着実に成長している。DCMES は、2001 年 7 月には ANSI/NISO Z39.85-2001 として ANSI（米国規格協会）に承認され、2003 年には、ISO 規格 15836 として承認された。

### 5.5.7.3.2 DCMI 図書館アプリケーションプロファイル

アプリケーションプロファイルという概念 (<http://www.ariadne.ac.uk/issue25/app-profiles/>を参照のこと) は、DCMI において、特定のアプリケーションやプロジェクトにおいて用いられる名前空間で要素を宣言するための方法として登場した。アプリケーションプロファイルは、一つ以上の名前空間から引き出されるデータ要素で構成され、実装者によって一つに統合され、特定のローカルアプリケーションのために最適化されたスキームと定義される。DCMI 図書館作業グループは、図書館および関連するアプリケーションにおける DCMES の多様な利用を調査し、次のような利用可能性を提示した。

- ・異なるメタデータ標準／フォーマットを用いる多様なシステムの間で、フォーマットを交換するために役立つこと
- ・図書館ドメインの内部または外部のデータソースからメタデータをハーベストするために使用すること
- ・システムの多様性の中で、資源に対する図書館の目録レコードの簡単な作成を支援すること（例：ダブリンコア要素と同等な MARC を使用する）
- ・MARC データを（DC への変換を通じて）他のコミュニティに提示すること
- ・図書館以外で DC を用いる作成者から、資源発見のためのメタデータを収集できるようにすること

図書館アプリケーションプロファイルは、仕様として次のものを定義する。

- ・必要な要素
- ・許容される DC 要素
- ・許容される DC 限定子
- ・許容されるスキームおよび値（例：特定の統制語彙または符号化スキームの使用）
- ・図書館ドメイン要素（要登録）
- ・図書館ドメイン限定子（要登録）
- ・使用が考えられる他のアプリケーションプロファイルからの付加的要素／限定子（例：DC-Education: Audience）
- ・標準の定義の詳細化

DCMI 図書館アプリケーションプロファイルは、図書館および図書館関連のアプリケーションやプロジェクトにおける DCMES の使用を明確にする。

DCMI 図書館アプリケーションプロファイルに関する情報の詳細については、以下を見よ。

<http://dublincore.org/documents/2001/10/12/library-application-profile/>

### 5.5.8 文字符号化の互換性

文字の符号化は、常に本質的な問題であったが、データを世界中で共有し交換する必要がある現在、より大きな問題となっている。利用者が必要とするスクリプトの情報を符号化し表現できるようにすることが不可欠である。一つの目録や書誌においてさえ、索引作業のために単一のスクリプトへの翻字が依然として必要とされているとしても、一つのレコード中に異なるスクリプトが見つかるのは珍しいことではない。

コンピュータ処理における最初の文字符号化は、ASCII だった。しかし、図書館の自動化の開始時から、書誌の符号化のためには基本ラテン文字セット以上のものが必要だった。1970 年代に文字セットのための標準が多く作られた理由はそこにある。最もよく使われるのは、ISO 5426（拡張ラテン）である。ラテン文字以外のスクリプトを（エスケープシーケンスによって）表現することは、常に困難だった。

データ交換のための必要性は、標準化されたユニバーサル文字セットの符号化、ユニコードを導いた。

1991 年、ISO/IEC 10646（JTC 1/SC 2/WG 2）に責任を持つ ISO の作業グループとユニコードコンソーシアムは、多言語のテキストを符号化するための国際規格の作成を決定した。それ以降、ISO 10646 作業グループ（SC 2/WG 2）とユニコードコンソーシアムは、規格を拡張し、各自の版が同期を保てるよう、密接な協働作業を行ってきた。ISO 10646 規格は、2002 年 10 月に最初に刊行され、2003 年 12 月に改訂された。

ユニコード（または ISO 10646）は、ほとんど全てのスクリプトを包含しており、エスケープシーケンスによって生じる曖昧さを回避できるという利点がある。16 ビットのセット（UTF-16）または 8 ビットのセット（UTF-8）が使用できる。書誌データの交換には、後者が推奨される。ユニコードは、ウェブ環境ではますます使用されるようになり、書誌レコードおよび図書館におけるデータ処理のためには最善の選択である。

ユニコードに関する情報の詳細については、<http://www.unicode.org> を参照のこと。

### 5.5.9 プロトコルの互換性

独自のインターフェースによって複数の異なる書誌データベースにアクセスする必要性については、かなり早い時期から示されていた。異なる通信プロトコルが開発されている。

#### 5.5.9.1 Z39.50(ISO 23950)

Z39.50 は、図書館界において最も普及している同期プロトコルである。クライアント・サーバー構造および MARC フォーマット構造に基づいている。

維持管理機関は、米国議会図書館である。（<http://lcweb.loc.gov/z3950/agency>）

規格に関する情報については、米国情報標準化機構

（[http://www.niso.org/standards/resources/Z3950\\_Resources.html](http://www.niso.org/standards/resources/Z3950_Resources.html)）で見ることができる。

フリーウェアおよび商業製品のリストについては、維持管理機関のウェブサイト (<http://lcweb.loc.gov/z3950/agency/resources/software.html>) で見るができる。また、実装団体のリストもある。 (<http://lcweb.loc.gov/z3950/agency/register/entries.html>)

Z39.50 クライアントには、ZNavigator、ZSearcher、Bookwhere などがある。

Z39.50 は、書誌アトリビュートセットをサポートしており、維持管理機関のウェブサイト (<http://lcweb.loc.gov/z3950/agency/defs/bib1.html>) で見るができる。また、用語集もある。 (<http://lcweb.loc.gov/z3950/agency/markup/02.html>)

プロトコルを実装する際には、プロファイルを定義する必要がある。Z39.50 プロファイルのリストは、以下のサイトで確認することができる。

<http://www.ukoln.ac.uk/dlis/zdir/> (英語)

<http://www.enssib.fr/bibliotheque/autres/bibfranc/z3950.html> (フランス語)

最も普及している簡単なプロファイルは、バースプロファイル (<http://www.collectionscanada.gc.ca/bath/>) である。このサイトからは、英語またはフランス語で利用可能である。

Z39.50 実装団体のグループが活動を行っており、そのウェブサイトでは多くの有用な情報を提供している。 (<http://lcweb.loc.gov/z3950/agency/zig>)

以下のウェブサイトには、Z39.50 に関する簡単な参考文献がある。

[http://www.biblio-tech.com/html/z39\\_50.html](http://www.biblio-tech.com/html/z39_50.html)

<http://www.ariadne.ac.uk/issue21/z3950/intro.html>

<http://scd.uhp-nancy.fr/SCD/scdmed/Infospro/Vubis/z3950.htm>

### 5.5.9.2 SRU/SRW

SRU (Search/Retrieve via URL) は、クエリーを表現するための標準構文である CQL (Common Query Language) を用いた、インターネット検索クエリーのための標準的な同期検索プロトコルである。

SRW (Search Retrieve Web Service) は、SRU と対になるプロトコルである。これらの規格の維持管理は、米国議会図書館が行っている。詳細については、<http://www.loc.gov/standards/sru/>を見よ。

情報プロトコルのためのその他の新たな規格については、IFLA2006 年ソウル大会における Sally McCallum の報告でレビューされている。 (<http://www.ifla.org/IV/ifla72/papers/102-McCallum-en.pdf>)

### 5.5.9.3 OAI-PMH

OAI-PMH (Open Archive Initiative - Protocol for Metadata Harvesting) は、ウェブ上の資源（デジタルだけでなく非デジタルも）の記述を向上するプロトコル仕様である。デジタルオブジェクトそのものではなく、メタデータの交換および普及が可能となる。メタデータ情報には、次のものが含まれる。

- ・ 資源の記述（タイトル、著者、出版の日付、出版者等）
- ・ URL で示される、インターネット上における資源の所在場所

OAI-PMH は、二つの機能を持つ。

- ・データプロバイダとして：図書館がそのメタデータ（ダブリンコアによる書誌レコード）をサーバーに置き、他機関またはインターネット検索エンジンにハーベストさせる。プロトコルは、クライアント／サーバーアーキテクチャに基づいている。クライアントがサーバーに要求を送ると、応答が XML で流れてくる。ハーベストは、限定子の付かないダブリンコア要素で行われるが、追加要素（例：MARC フォーマットによる）が付加されることもある。
- ・サービスプロバイダとして：図書館がその検索用ユーザーインターフェースで使用するインデックスに統合するために、他機関からのメタデータをハーベストする。

OAI-PMH は、非同期プロトコルであり、エンドユーザーは直接相手方のサーバーを検索しに行くのではなく、メタデータがハーベストされた後の自分のデータベースを検索する。メタデータだけが伝送され、資源は元のウェブサイト上で表示される。資源は相手方のサーバーに見に行くことになるとしても、検索は自分のデータベースで行うため、同期プロトコルで検索するよりも早い。全国書誌の場合、ウェブ検索エンジンで良くインデックス化され、どこからでも広くアクセスできることになる。協同型書誌の場合、データ全体がウェブサイト上で検索される。

ハーベストの頻度は、OAI の相手方サーバーの更新頻度に合わせなければならない。

#### 5.5.9.4 永続的識別子

全国書誌がますますオンラインになるにつれ、引用およびリンクのための永続的識別子の問題が国際レベルで重要なものになりつつある。

永続的識別子は、長期にわたって情報検索のために引用可能な識別子である。資源が目録中またはデジタルストレージの中で移動しても、システムが広く知られた識別子と現在のアドレスの対応関係を解決することによって、識別子は同一のままである。

ウェブ上で資源を位置付けるための識別子として、URL（Uniform Resource Locator）が用いられる。URL は、プロトコル構文（ドメイン名と、資源が現在存在するファイルの実際の名前）を含むことによって、資料の所在場所を識別し、与える。

URL だけでは、もしも資源がリポジトリ中で移動してしまった場合、資源へのリンクを保証できない。永続的で一意の識別子なら、その資源の現在の所在場所に関係なく、資源へのアクセスを保持することになる。この形式のマッピングは通常、リゾルバデータベースを通じて行われる。

永続的識別子に関する詳細は、PADI のウェブサイト（<http://www.nla.gov.au/padi/topics/36.html>）および E. Bermès (2006) の論文（<http://www.ifla.org/VI/4/news/ipnn40.pdf>）で見ることができる。

#### 5.5.9.5 URN

URN（Uniform Resource Name）は、インターネットにおけるデジタル資源のための永続的で一意の規格である。URN と URL は、URI（Uniform Resource Identifier）の一形態である。PADI では、次のように記述されている。

「全ての URN は、名前空間識別子（NID）コードおよび名前空間固有文字列（NSS）を含む。NID は URN で用いられている識別システムを示しており、NSS の解釈を容易にする。NSS は個々のドキュメントを識別するためのローカルコードである（IETF:RFC 1737, Functional requirements for Uniform Resource Names および IETF: RFC 2141, URN Syntax を見よ。<http://www.ietf.org/rfc/rfc1737.txt>）。ISBN や ISSN を管理する国際機関は、NID として「ISBN」や「ISSN」を用いることによって URN を登録している。全国書誌番号（NBN）に基づき NID

として「NBN」を用いた URN が、北欧メタデータプロジェクトによって登録、採用されている。」

URN から資源へのリンクを行うためには、リゾルバサービスが必要である。

#### 5.5.9.6 ハンドルシステム

CNRI (<http://www.cnri.reston.va.us/>) によって開発されたハンドルシステムは、世界的なハンドルサービスを通じて、「インターネット上のデジタルオブジェクトその他の資源のために「ハンドル」として知られる永続的識別子を付与し、管理し、解決する包括的システムである。」(Handle System Introduction) (<http://www.handle.net/introduction.html>)

#### 5.5.9.7 DOI

DOI (Digital Object Identifier) システムの開発は、米国出版者協会によって開始され、現在は国際 DOI 財団 (<http://www.doi.org/>) によって管理されている。DOI システムの一意な識別子は、ハンドルシステムに基づいており、商業的デジタル出版物に対する一意なデジタル識別子の割当を可能にしている。

#### 5.5.9.8 PURL

PURL (Persistent Uniform Resource Locator) は、一般的なインターネット資源のための名前付けおよび名前解決サービスとして OCLC によって開発、実装された。PURL は、URN の枠組みが確立するまで使用される暫定的なシステムと意図されている。PURL は、URL と同じに見えるが、指し示すものはデジタル資源の実際の所在場所ではなく名前解決サービスである。名前解決サービスは、利用者に適切な URL をリダイレクトする。

#### 5.5.9.9 ARK

ARK (Archival Resource Key) は、所在場所やプロトコルとは無関係な、永続的識別のための新しいアプローチである。2001 年、アーカイブしたデジタルオブジェクトの管理者のために John Kunze によって開発された ARK は、資源の管理原則と命名体系を強調したものとなっている。

ARK 識別子は、デジタルオブジェクト (画像、テキスト、データセットおよび検索ツールを含む) への永続的アクセスのための命名体系であり、現在はカリフォルニア電子図書館 (CDL) においてテストされ、実装されている。

識別子は、文字列と情報資源の間の関連性である。この関連性は、識別する資源の特徴のセットに識別用文字列を結びつけるレコードによって体现される。ARK 識別子は、特別な構造を持ち、世界的に一意ですぐ使える URL である。

そのスキームは、三つの要件によって支えられている。

- ・オブジェクトから管理メタデータへのリンク
- ・オブジェクトから記述メタデータへのリンク
- ・オブジェクト自体 (または適切な代替物) へのリンク

ARK 永続的識別子に関する情報は、<http://www.cdlib.org/inside/diglib/ark/>で入手できる。

## 文献

Bates, M. J. (1977). Factors affecting subject catalog search success. *Journal of the American Society for Information Science*, 28(3), 161-169.

Bates, M. J. (2003, June 1). *Task force recommendation 2.3, research and design review: Improving user access to library catalog and portal information*.

2009年2月6日 <http://www.loc.gov/catdir/bibcontrol/2.3BatesReport6-03.doc.pdf> から取得。

Bermès, E. (2006, December). Persistent identifiers for digital resources: The experience of the National Library of France. *International preservation news: a newsletter of the IFLA Core Activity on Preservation and Conservation*, 40, 22-27.

2009年3月25日 <http://www.ifla.org/VI/4/news/ipnn40.pdf> から取得。

Borgman, C.L. (1996). Why are online catalogs still hard to use? *Journal of the American Society for Information Science*, 47(7), 493-503.

Buxton, A. B., & Meadows, A. J. (1977, March). The variation in the information content of titles of research papers with time and discipline. *Journal of Documentation*, 33(1), 46-52.

Calhoun, K. (2006). *The changing nature of the catalog and its integration with other discovery tools*.

2009年2月6日 <http://www.loc.gov/catdir/calhoun-report-final.pdf> から取得。

Carlyle, A., & Timmons, T. (2002, April). Default record displays in Web-based catalogs. *Library Quarterly*, 72(2), 179-204.

Chaplin, A. H., Anderson, D., & Honoré, S. (1970). *Report of the International meeting of cataloguing experts, Copenhagen, 1969*. Copenhagen: IFLA.

Cooper, W. S. (1988). Getting beyond Boole. *Information Processing & Management*, 24(4), 243-348.

Drabenstott, K. M. (1984). *Subject searching in library catalogs: Before and after the introduction of online catalogs*. Dublin, OH: OCLC Online Computer Library Center.

Ensor, P. (1992, September). User practices in keyword and Boolean searching on an online public access catalog. *Information technology in libraries*, 11(3), 210-219.

Harman, D. (1992). User-friendly systems instead of user-friendly front-ends. *Journal of the American Society for Information Science*, 43(2), 164-174.

Hegna, K., & Murtomaa, E. (2002, March 13). *Data mining MARC to find: FRBR?*

2009年2月6日 <http://folk.uio.no/knuthe/dok/frbr/> から取得。

Hickey, T. B., O'Neill, E. T., & Toves, J. (2002). Experiments with the IFLA Functional Requirements for Bibliographic Records (FRBR). *D-Lib Magazine*, 8(9).

2009年2月6日 <http://www.dlib.org/dlib/september02/hickey/09hickey.html> から取得。

IFLA Study Group on the Functional Requirements for Bibliographic Records. (1998). *Functional requirements for bibliographic records: Final report*. München: K.G. Saur.

International Federation of Library Associations and Institutions, Cataloguing Section, Standing Committee. (2007). *International standard bibliographic description (ISBD)* (prelim. consolidated ed). München: K.G. Saur.

International Federation of Library Associations and Institutions, Cataloguing Section, Standing Committee. (2009). *Statement of international cataloguing principles*.

2009 年 3 月 25 日 [http://www.ifla.org/VII/s13/icp/ICP-2009\\_en.pdf](http://www.ifla.org/VII/s13/icp/ICP-2009_en.pdf) から取得。

Klingbiel, P. H. (1970). *The future of indexing and retrieval vocabularies*. Alexandria, VA: Defense Documentation Center.

Larson, R. R. (1992). Evaluation of advanced retrieval techniques in an experimental online catalog. *Journal of the American Society for Information science*, 43(1), 34-53.

Mann, T. (1993). *Library research models: A guide to classification, cataloging, and computers*. New York, NY: Oxford University Press.

Mann, T. (2005, August 15). *Will Google's keyword searching eliminate the need for LC cataloging and classification?*

2009 年 2 月 6 日 <http://www.guild2910.org/searching.htm> から取得。

Matthews, J. R. (1987). Suggested guidelines for screen layouts and design of online catalogs. *Library trends*, 35(4), 555-568.

Matthews, J. R., Lawrence G. S., & Ferguson, D. K. (1983). *Using online catalogs: A nationwide survey*. New York, NY: Neal-Schuman.

McCallum, S. H. (2006, July 18). *A look at new information protocols: SRU, OpenSearch/A9, CQL and Xquery (2<sup>nd</sup> version)*.

2009 年 2 月 6 日 <http://www.ifla.org/IV/ifla72/papers/102-McCallum-en.pdf> から取得。

Olson, H. A., & Boll, J. J. (2001). *Subject analysis in online catalogs*. Englewood, CO: Libraries Unlimited.

Rowley, J. (1994). The controlled versus natural indexing languages debate revisited: A perspective on information and retrieval practice and research. *Journal of Information Science*, 20(2), 108-119.

Shires, N. L., & Olszak, L. P. (1992). What our screens should look like: An introduction to effective OPAC screens. *Reference quarterly*, 31(3), 357-369.

Shneiderman, B. (1998). *Designing the user interface: Strategies for effective human-computer interaction* (3<sup>rd</sup> ed). Reading, MA: Addison Wesley Longman.

Yee, M. (2006). *Beyond the OPAC: Future directions for web-based catalogues*.

2009 年 2 月 6 日 [http://www.nla.gov.au/lis/stdnrds/grps/acoc/documents/Yee\\_Keynote.doc](http://www.nla.gov.au/lis/stdnrds/grps/acoc/documents/Yee_Keynote.doc) から取得。

## 6. 全国書誌の組織および管理

**Genevieve Clavel-Merrin** (スイス国立図書館)

**Alan Danskin** (英国図書館)

**Unni Knutsen** (オスロ大学)

**Ingrid Parent** (カナダ国立図書館・文書館)

**Regina Varniene-Janssen** (マルティナス・マジュヴィダス・リトアニア国立図書館)

### 6.1 序

この章の目的は、全国書誌コントロールの遂行に責任を有する機関の設立または再構築にあたって、重要な問題と決定すべき事項を紹介することである。重要な問題は、一般的な用語で記述し、論じた上で、実際の全国書誌作成機関の例を示す。本章は、取扱説明書ではない。事例は全て個別のものであり、どのような場合にも適用できるものではない。要点は、選択肢を示すこと、および様々なアプローチの長所と短所を識別することである。

### 6.2 全国書誌コントロールの責務

全国書誌コントロールは、全国書誌作成機関の責務である。全国書誌作成機関とは、

「一国の図書館システムの中に設置される組織体であり、その国で発行された新規の出版物ごとに信頼できる包括的な書誌レコードを準備する責務を有する。レコード作成は国際的に認められた書誌標準に従い、レコードを全国書誌で公開する際の遅延は最小限とする。全国書誌は、定期的に出版する。」(International Federation of Library Associations, IFLA International Office for UBC & UNESCO, 1979)

全国書誌作成機関の機能は、多くの場合、国立図書館によって果たされているが、管理方法は国によって様々である。実際、全国書誌コントロールの機能を遂行している機関は、以下の例のように、多様な名称で表わされ、様々な体制によって管理されている。

- ・国立図書館の部、課、係
- ・複数の専門国立図書館がサービスを提供する処理センター
- ・書誌センター
- ・書誌研究所
- ・全国書誌の伝統に適したその他の名称

### 6.3 全国書誌コントロールの管理形態

「正しい」管理モデルは存在しない。問題は、全国書誌作成機関が、

- ・全国書誌コントロールを確立し維持するために必要な権限を持っているかどうか
- ・全国書誌コントロールに責任を有することに見合った資源を与えられているかどうか

である。

### 6.3.1 全国書誌作成機関としての国立図書館

IFLA 国立図書館分科会は、国立図書館の任務を次のように定義している。

「国立図書館は、一国の図書館情報システムの中で、多くの場合、法律で規定された特別の責務を有している。その責務は国によって異なるが、概ね次の事項が含まれている。国の出版物（印刷物および電子資料）を法定納本によって収集し、目録を作成し、保存すること。中心的なサービス（例：レファレンス、書誌作成、資料保存、貸出）を利用者に直接的に、さらに他の図書館情報センターを通じて提供すること。国の文化遺産を保存し、利用を促進すること。外国の出版物のうち少なくとも代表的な資料を収集すること。国の文化政策を推進すること。国の識字運動のリーダーシップを執ること。国立図書館は、多くの場合、国際的なプログラムやプロジェクトのための国のフォーラムとして機能する。国立図書館は、政府と密接な関係を有していたり、国の情報政策の展開に関与したり、他の分野の専門職との調整役として機能したりすることがある。また、国立図書館は、議会の情報ニーズに直接対応することもある。」

国立図書館の定義の特性から、国立図書館が全国書誌作成機関の機能を司ることが最適の選択である。国立図書館は、多くの場合、法律に規定された国家的責任を有している。そのことによって、国立図書館は、法定納本、デジタル資料の権利管理その他の国家的重要事項に関して、出版者や流通業者の代表と交渉を行う権限を与えられている。この役割によって、国立図書館は、長期計画立案の保障を与えられる。国立図書館は、リーダーシップの発揮や持続可能なサービスの管理のために必要な資源に比較的恵まれていることもある。

### 6.3.2 その他の機関における全国書誌作成機関

多くの国において、国立図書館にはその他の機能もある。国立図書館は、機関図書館であることもある。国立図書館が、大学図書館、公共図書館、または議会図書館として機能することも一般的である。このような機関図書館に全国書誌作成機関の機能を持たせることは、非常に効果的である。機関図書館は、全国書誌作成機関の利益となるような、蔵書、職員および経験という貴重な資源を有している。

親機関の使命、利用者、任務およびサービスは、全国書誌コントロールの責務を課せられることによって影響を受ける。全国書誌の機能は、十分な資源を与えられなくてはならない。国家的な役割と機関の役割との間では、明確な区分けが維持されるべきである。それぞれの観点によるサービスの責務が、明確に定義されなくてはならない。

親機関のサービスを維持するための日々の圧力によって、全国書誌コントロールの機能が阻害される危険もある。管理構造は、活動を評価し、管理者の責任を問えるよう、責務が明確に定義されていなければならない。

### 6.3.3 協同・分散型の全国書誌作成機関

全国書誌コントロールの責務は、しばしば、資料の種類によって担当機関の間で分散される。たとえば、文字資料は国立図書館が、映画とテレビ映像は国立のフィルムアーカイブが責任を有することがある。これらの異なる領域における責務は、集中されることもあるし、さらに委任されたり分散されたりすることもある。多くの国において、複数の図書館が法定納本による資料を入手し、全国書誌編纂の責務を共有することがある。

協同・分散的な構造は、離散した資源を結集し、書誌コントロールという共通の目的に向かわせることができる。責務の共有によって法定納本システムの管理負荷は分散するが、分散型システムにおいては一貫性や標準化の維持は困難なことがある。共通の目標に貢献するよう共同参加者を促し、変化に対応していくためには、強力なリーダーシップと良好なコミュニケーションが必要となる。

以上のような問題点にもかかわらず、協同モデルはますます重要になるだろう。一機関が全てを収集することはできない。分散モデルにおいても、管理構造は、活動を評価し、管理者の責任を問えるよう、責務が明確に定義されていなければならない。

### 6.3.4 独立型の全国書誌作成機関

全国書誌作成機関は、国の出版成果物の処理に責任を有する独立機関として設立されることがある。独立機関は、デンマーク書誌センターのような成功例もあるが、効果的な書誌サービスを管理するための権限と資源に欠ける危険性がある。いずれの場合も、独立機関は、国の蔵書管理に責任を有する機関と緊密に連携する必要がある。全国書誌作成機関が管理上は独立している場合でも、国立図書館その他の国の蔵書の物理的な連携については有力な賛成論がある。

### 6.3.5 書誌標準のための国立機関

国内における書誌標準の適用および維持管理の責務は、多くの場合、全国書誌作成機関に課せられている。全国書誌作成機関は、適切な技術と権限を有している。ISSN や ISBN などの識別子を付与するためのワークフローは、全国書誌コントロールと重なり合っている。

## 6.4 法定納本制度／自発的納本

全国書誌作成機関は、どのようにして国の成果物の収集、記録、保存および利用を保証するのか。ほとんどの国においては、国の成果物を収集する最も効果的な方法は法定納本である。全国書誌サービスに関する国際会議（ICNBS）は、「各国の文化的・知的財産と言語的多様性を保持し、現在および将来の利用者がアクセス可能となることを確保するための手段として、法定納本の価値」を再確認した。（International Conference on National Bibliographic Services, 2002）

### 6.4.1 法定納本

法定納本は、出版物を国の蔵書に加えるため、出版者、頒布者、さらに国によっては印刷者に対して課される法定義務である。多くの国において、その範囲は、電子資料などの非印刷媒体を含むよう拡大されつつある。法規によっては、法定納本によって受け入れた資料の保存、書誌記述およびアクセスに関して、全国書誌作成機関に義務が課せられることもある。それらの資料の利用／廃棄について制約が課されることもある。

#### 単独法か法律の一部か

法定納本が単独法の対象となる国もあれば、他の法律（例：国立図書館法）の一部として組み込まれている国もある。経験的には、単独の納本法のほうが、他の法律（例：表現の自由に関す

る法律)の一部分を構成する場合よりも効果的である。納本法は、一般的には、法定納本の基本原則を確立するものである。納本法は、通常、納本対象資料の種別、納本部数、適時性等、システムの詳細を定める規則またはその他の法律行為を伴っている。納本に関する法律は、法律の種類とは無関係に、法令順守を促し、納本の範囲を新しい媒体に拡大するための仕組みを持たなければならない。

## 法律の導入

ICNBS の勧告 2 は、現在、納本法を有しない国はこれを導入すべきである、と述べている。また、法定納本制度が現在のニーズに合致していることを確認するための評価についても、勧告がある。一般的に、古くからある法律は新しい種類の資料(例:視聴覚資料、電子資料)を除外する傾向がある。IFLA とユネスコによる『法定納本制度ガイドライン』(Larivière, 2000)は、法定納本の全ての側面について優れた情報と勧告を提供しており、行動を起こす前に精査すべきものである。

ICNBS の勧告 3 は、法定納本制度の要件をまとめたものである。

「新しい納本法または納本法に準拠した規則は、法定納本の対象を規定し、前述した目標を達成するために必要な部数を確保すべきである。情報の内容を伴った既存の資料形態および今後開発される可能性のあるものを包含できるよう、包括的な用語法や表現を用いるべきである。さらに、法律の執行のための措置を含めるべきである。この法律は、2 以上の国の機関の間で納本の責務を分担する可能性を考慮に入れてもよい。」

一般的には、出版物は、どのような種類のものであっても、形態にかかわらず法定納本の対象とすべきである。視聴覚資料やオンライン電子資料も対象となる。除外される出版物があるとすれば、それは出版物の内容に基づくべきであり、情報媒体によるべきではない。選択基準の詳細については、第 3 章を参照されたい。

## 納本部数

納本すべき部数については、国によって顕著な違いがみられる。一般的には、納本部数は増加でなく減少の傾向がある。このことは、納本部数が多く特に製作費が高価である場合、情報の製作者は納本に消極的となる、という証拠に基づいている。IFLA とユネスコによる『法定納本制度ガイドライン』は、納本部数は最小限で 2 部とし、1 部は保存用に、もう 1 部は一般の利用用とすべきと示唆している。

## 法的強制

多くの国が、法定納本制度を執行するための規定を有していないと報告している。法定であれ自発的であれ、納本の強制という問題がある。納本は、回避したいと思う出版者がいるように、出版者にとっては出費である。IFLA は、納本法が強制についての仕組みを含むべきであると勧告している。全国書誌作成機関は、その責務を果たすために法的制裁を必要とするが、強制は一般的に最後の手段と考えられている。出版者への罰則は、書誌コントロールへの参加を出版者に促すことにはならない。罰則は、度を超すと抑止効果を失う。イギリスの経験では、迅速な督促は大きな成果を上げており、法に定められたとおりに納本されるようになることが示された。国によっては、著作権登録が出版者にとって納本への誘因となっている。全国書誌作成機関は、業務を効率よくタイムリーに行うことによって納本を促すべきである。出版者はその義務を自覚しなければならない、公益と出版者の商業的利益が強調されなければならない。結論として、出版者との良好な関係を構築することが重要である。

## 適時性

IFLA とユネスコによる『法定納本制度ガイドライン』では、納本は、出版後できる限り速やかに行われるべきとされている。全国書誌の適時性という点においても、このことは肝要である。国立図書館は、全国書誌レコードの主たる製作者の役割を果たすのであれば、可能な限り出版日に近い日にデータを提供することが重要である。適時性は、製作物の販売促進を望む出版者にとっても価値がある。郵送料の観点から不必要な出費を避けるために出版物を「一括して」納本したい出版者には、出版物が全国書誌に掲載されることに大きな意味があることを知らせるのも一法である。

#### 6.4.2 自発的納本

自発的納本とは、協定によって出版者が全国書誌作成機関に資料の納本を行うことである。全国書誌作成機関は、資料の長期保存、アクセスおよび書誌記述についても関与する。効果的な自発的納本協定は、印刷物であれデジタル資料であれ、法定納本の規約の多くの特徴を取り入れたものになるだろうが、自発的納本に向けて出版者と協働する全国書誌作成機関は、IFLA とユネスコによる『法定納本制度ガイドライン』を指針とすべきである。（第6章第4節第4項スイスの欄を参照）

#### 6.4.3 混合型納本

国によっては、納本の仕組みは法定納本と自発的納本の混合である。このような混合は、法定納本の範囲が限定されていることに対する、全国書誌作成機関による現実的対応である。自発的納本の仕組みは、全国書誌作成機関と特定の分野（例：レコード業界）との間の長期にわたる協定となることがある。政府と全国書誌作成機関が新しい種類の資料へと納本の拡大を試行する選択を行う場合に、一時的に自発的な仕組みとなることがある。その場合のリスクとして、法定納本に至らない可能性がある。全国書誌作成機関は、法定納本の拡大を支援するために、実施中の様々な仕組みについて相対的な有効性を評価、測定することが推奨される。

#### 6.4.4 各国の納本モデルの例

##### ノルウェー

『一般入手可能な資料に関するノルウェー納本法』（1989年6月9日）は、1990年7月1日に施行された。この法律は、オフライン、オンライン両方のデジタル出版物を包含した最初の納本法である。この法律の対象は、紙資料（例：図書、定期刊行物、絵葉書、写真）、録音資料、映画、ビデオ、放送およびデジタル出版物である。2005年からは、ノルウェーをドメインとする全ての資料のハーベスティングが定期的に行われている。より選択的なハーベスティング（例：イベントに基づくハーベスティング、新聞のダウンロード）の取り組みも行われている。

##### リトアニア

2006年11月11日に改正された『リトアニア共和国政府法』は、1996年11月22日の『リトアニア政府法』を置き換えるものであり、図書、定期刊行物、楽譜、マイクロ資料、視聴覚資料、地図資料、絵画、電子出版物および点字資料を対象としている。

リトアニアは、自国ドメインの資料のアーカイビング（2002 年から）およびウェブ資料の書誌コントロールを最初に行ったヨーロッパ諸国のうちの一つである。

## スイス

スイスには、法定納本に関する連邦法はない。しかし、スイス国立図書館（NL）は、蔵書構築のために、二つの国内の出版者協会（スイス書店出版者協会（SBVV : Schweizerischer Buchhändler und Verleger Verband）、スイス取次出版者書店協会（ASDEL : l'Association Suisse des Diffuseurs, Editeurs et Libraires。以前の SLESR））と協定を結んでいる。協定により、出版者は新しく出版した資料 1 部を NL に納本し、NL はこれらを全国書誌（The Swiss Book）とオンライン目録（Helbeticat）に掲載する。NL はこれらの出版物の保存を保証し、スイスの出版成果物の年次統計を作成している。さらに、国立図書館は年間 11,000 件程度の資料を購入しているが、多くは海外で出版された図書と逐次刊行物である。印刷単行資料の納本率は、9 割と推定される。しかし、適時性が一つの課題となるかもしれない。全ての出版者（特に小規模出版者）が資料を自動的に納本するわけではないため、資料を要求してから最長で 2 年かかることがある。法定納本ではないため、出版物を調査し要求するために、多くの職員の時間が必要となっている。

オンラインデジタル資料の納本については、現在、検討中であり、様々な方法を試行している。

- ・商業出版物については、2009 年に出版者との間で個別に協定が準備され試行中である。
- ・非商業出版物遺産（例：美術館・博物館のウェブサイト）については、オプトアウト条項を伴った公正使用協定を検討中である。
- ・学位論文については、大学が協定を定めている。

デジタル資料の納本率はまだ計算できていないが、目標は、デジタル資料をできる限り広範に入手することである。

## イギリス、アイルランド

イギリスとアイルランドは、それぞれが独自の法的枠組みを持つてはいるが、法定納本の義務が国境を越えて出版者に課せられるため、併せて検討する。

イギリスでは『2003 年法定納本図書館法』（<http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2003/20030028.htm>）が、アイルランドでは『2000 年著作権及び関連法』

（<http://www.irishstatutebook.ie/2000/en/act/pub/0028/index.html>）が、イギリスおよびアイルランドの出版者および頒布者に対して出版物を納本する義務を課している。

イギリスおよびアイルランドの出版者および頒布者は、ブリテン諸島内で出版された資料を集合的に維持管理する以下の六つの法定納本図書館に出版物を納本する法的義務を有している。

- ・英国図書館
- ・オックスフォード大学ボードリアン図書館
- ・ケンブリッジ大学図書館
- ・スコットランド国立図書館（エジンバラ）
- ・トリニティカレッジ図書館（ダブリン）
- ・ウェールズ国立図書館（アベリストウィス）

出版者は、出版から一ヵ月以内に、英国図書館に出版物を 1 部送付することを義務付けられている。他の五つの図書館は、資料を要求する権利を持つ。実際には、多くの出版者は、要求を待たずに、六つの図書館に出版物を納本している。英国では、法令順守を強制するために裁判所の命令を取得することができ、最終手段として罰金が科せられる。アイルランドでは、出版

者は最大で 13 部の納本を要求されることがあり、法定納本の要件を満たすことができない場合には、かなりの額の罰金となる可能性がある。

印刷出版物は全て、法定納本の対象である。『2003 年法定図書館法』の下では、電子出版物も法定納本の対象となることになっている。諮問委員会から内閣に対して勧告されたとおり、電子出版物の納本は、媒体ごとに、政府規則によって段階的に導入される二次立法によって、しかるべき時期に施行される。現在のところ、イギリスには、電子出版物およびマイクロフォームその他の非印刷出版物の自発的納本に関する施行規則が存在する。アイルランドでは、『2000 年著作権及び関連法』が、法定納本を電子フォーマットに拡大している。

視聴覚資料を対象とする法定納本制度がないため、英国図書館サウンドアーカイブは、英国レコード産業協会（BPI）と長期の協定を結んでいる。この協定により、BPI の構成員は、イギリスのレコードを無償で最大 2 部納本することに同意している。実際には、BPI の構成員および他のレコード会社の成果物の受入れは、試聴用資料および要求による納本分として入手可能な資料に依存している。

## 6.5 ビジネスモデル

ビジネスモデルの選定は、全国書誌の利用者と目標、作成のために利用可能な資源、および全国書誌作成機関の組織的または政治的な性格によって異なる。たとえば、書誌または関連する製品に課金するか否かの判断は、潜在的利用者にそれを支払う能力と意志があるかどうかによって左右されるかもしれない。その価格および課金方法は、収益をあげることと、潜在的顧客が魅力を感じる（または苦にならない）こととの間で均衡をとる必要があるかもしれない。幾つかの政府は、政府機関である全国書誌作成機関に対して、全国書誌製品を販売することによって収益を維持することを許容していない。これらの、またその他の理由によって、ビジネスモデルを開発する前に、全国書誌の目的と範囲を明確にすることが重要である。

### 6.5.1 全国書誌の目的と範囲

全国書誌作成機関は、適切なビジネスモデルを決定するために、全国書誌の目的および意図する利用者を決定すべきである。全国書誌には、一つまたは複数の目的がある。

- ・その国の政治的、文化的目標または国家的アイデンティティを支えるための国の出版物のリスト
- ・ある国で出版された資料全てのタイトルについて、それらの存在の記録を提供し、明確にそれらを識別するための包括的なリスト
- ・文化産業としての出版の評価に用いる統計的な目的のための全ての出版物の包括的なリスト
- ・特定の利用法や利用者のための、ある国で出版された主要な資料のタイトルの部分的なリスト
- ・読者が興味をもつ分野の出版物がその国で出版された時に、読者に注意を喚起するためのカレントアウェアネスサービス
- ・その国の歴史的な変遷における出版の歴史の遡及的な記録

同様に、全国書誌は、様々な利用者の関心事となりうる。

- ・図書館員：書誌情報の確認、資料収集およびコピーカタログニング
- ・書店：書誌情報の確認および発注
- ・出版者：市場調査または販売促進のツール

- ・ 書誌ユーティリティ：図書館への書誌レコードの再頒布と利益のための書籍流通
- ・ 一般公衆：新しい出版物の一般的な案内ツール
- ・ 歴史家、書誌学者その他の研究者：研究支援（カレント、遡及とも）
- ・ 他国の研究者、図書館、出版者、書店：関心を寄せる国の出版物へのアクセス

これら二つの基本的な問い（何が全国書誌の目的か、誰が利用者か）への回答が、全国書誌のビジネスモデルを決定する。状況は国によって様々であり、予算構造と財政政策を考慮せずに課金政策を決定することはできない。

ICNBS は、遡及的に適用範囲を拡大することを勧告している。新しく確立される全国書誌の場合は、できる限り現在の国の資産を記録することが良く、時間と資源が許す限り、最終的にはより古い出版物を記録しても良いだろう。確立された全国書誌の場合、遡及による範囲拡大は課題である。法定納本の範囲拡大は媒体の増大に遅れをとるため、法定納本制度が施行される以前に製作された情報媒体は、常に収集されないままとなる。

## 6.5.2 全国書誌の費用

ビジネスモデルは、市場調査、作成、提供等の直接費用を考慮すべきである。全国書誌サービスの実施費用は資本費用と見なすべきであり、サービスを提供するための経常費用とは区別される。督促作業、目録作業等の間接費用がどの程度、経常費用に含まれるかは、全国書誌が作成される文脈に大きく依存する。その文脈は、全国書誌が提供される条件をも決定する。

最初の問題は、全国書誌が無料サービスか有料サービスかである。全国書誌作成機関は、現実的になるべきである。無料サービスの提供は望ましいことかもしれないが、そうする余裕はないかもしれない。書誌情報の市場は、全ての費用を回収できる見込みはなく、直接費用を回収する可能性はあるかもしれない。政府の政策と国内的な競争政策が、課金の可否と程度を決定することになるだろう。

### 無料の全国書誌

全てのサービスと製品が無料で提供される。費用は、通常、国の政府が引き受ける。政府の政策で、政府資金で支払われた情報は無料で一般に提供されるべきであると決定されるかもしれない。または、政府の政策目標を実現するビジネスケースを開発することによって、資金がもたらされるかもしれない。資金が、教育、文化、通商、技術革新等の異なる政府部門、機関からもたらされるかもしれない。全国書誌は、公共財として、多くの国において無料で提供されている。そのビジネスケースは、国民の教育、文化、経済生活に寄与する情報へのフリーアクセスへの奨励に立脚している。他の図書館や国家機関は、全国書誌として作成された書誌データの再利用によって経済的利益を得るかもしれない。

### 有料サービス

どのような全国書誌サービスでも、費用と市場を理解することが重要である。サービスが全てまたは部分的でも課金によって支えられている場合には、特に重要である。全国書誌作成機関は、費用を厳格に管理する必要がある。純粋に直接費用を回収する製品やサービスでは、確実な課金を行うこと。利益を回収できない付加価値型のサービスや製品は中止すること。格差価格体系は、学校や支払い能力の低い者（例：学生、失業者）のためのアクセスが、支払い能力のある者によって助成されることを確実にできる。全国書誌というブランドの下で、次の例のように、提供するサービスと製品に幅を持たせてもよい。

- ・書誌ユーティリティ、図書館、書店のような利用者に対して提供される、機械可読書誌レコード
- ・全国書誌の印刷物のセット予約価格、CD-ROM やマイクロ資料のような物理的媒体の書誌
- ・利益を上げるための書誌レコードの再頒布
- ・付加価値サービス（例：カレントアウェアネス、特定利用者のプロフィール用サブセット）

新しい技術は、全国書誌をウェブに移行することで製作と頒布の費用を削減するための機会を提供している。しかし、新しい技術は万能薬ではない。実装には費用がかかり、熟練した技術者による支援が必要である。

### 6.5.3 各国のビジネスモデルの例

#### カナダ

『カナダ全国書誌』（Canadiana）は、カナダの出版者、カナダの著者およびカナダを主題とする出版物を含んでいる。1953 年から月次で印刷刊行され、その後はコンピュータ編集のマイクロフィッシュも刊行されたが、両方とも 1990 年代に終刊となった。カナダ MARC を図書館その他の購入機関に頒布する MARC レコード頒布サービスは、1970 年代に始まり、1980 年代にはオンラインでも利用可能となった。さらに、1998 年から Canadiana の CD-ROM 版が年刊で出版されている。全国書誌に関する情報は、カナダ国立図書館・文書館のウェブサイト

（<http://www.collectionscanada.ca/index-e.html>）で入手可能である。

カナダ国立図書館・文書館は、カナダの全国書誌作成機関である。連邦政府の一部門であるため、収益は全てカナダ国民のための一般歳入となり、図書館の予算には直接的には加えられない。『カナダ全国書誌』のビジネスモデルは、次のように要約できる。

- ・AMICUS データベースのレコードは、オンラインで無料提供される。Z39.50 でも利用可能である。
- ・追加製作分の費用を賄うため、年刊 CD-ROM 版の購入には約 130 カナダドルかかる。しかし、図書館に対して政府出版物を無償で配布するという国家プログラムの下で、多くの部数が無償配布されている。
- ・MARC レコードの週次または月次更新分は廉価で購入できるが、1997 年以降、課金は休止されている。このサービスの購入者には、カナダおよびその他の地域の大規模図書館および書誌サービスプロバイダが含まれる。

#### フランス

フランス国立図書館（BnF）は、フランスの全国書誌作成機関である。『フランス全国書誌』（La Bibliographie nationale française）は、1811 年から刊行され、1999 年まで印刷媒体で刊行された。1999 年から、書誌は BnF のウェブサイトに個別の出版物として掲載され、五部に分かれたそれぞれの刊行頻度は異なる。図書（年 26 回刊）、逐次刊行物（年 11 回刊）、楽譜（年 3 回刊）、視聴覚資料（年 6 回刊）および地図資料（年 2 回刊）である。これらは、無料で利用可能でありダウンロードもできる。レコードは、Z39.50 でもアクセス可能である。

BnF は、購入者ごとに UNIMARC フォーマットまたは INTERMARC フォーマットでレコードを提供する MARC レコード頒布サービスも行っている。料金は年 60 ユーロから 550 ユーロまでだが、フランスの公共図書館は料金を求められない。遡及ファイルや内容のカスタマイズも可能であり、料金は内容によって異なる。全国書誌の価格および利用条件については、BnF のウェブサイト（<http://www.bnf.fr/default.htm>）で入手可能である。

BnF は、利用者がどのようなプロトコルを用いようと全国書誌からレコードを自ら無料でダウンロードできるのと同様、BnF の目録についてもアクセスに用いるプロトコルにかかわらずレコードを提供する、という原則を示している。たとえば、BnF は現在ウェブサイト上で『フランス全国書誌』を公開しているが、そのレコードは容易に匿名で、無料でダウンロードすることができる。図書館目録の利用に Z39.50 を用いる場合も、同様である。

さらに、BnF は、書誌製品として、レコードのセットを刊行している。全国書誌（図書）、全国書誌（逐次刊行物）、全国書誌（視聴覚資料）、全国書誌（楽譜）、全国書誌（地図資料）があり、利用者は各号（図書と逐次刊行物は月刊）を受け取るためには予約購読しなければならない。これらの書誌製品は、企業には課金されるが、図書館は無料である。といっても価格はかなり低額であり、国立図書館の他の書誌サービスと同等である。

BnF は、ウェブサイトで書誌レコードの利用について法的枠組みを公開している。主要な点は次のとおり。

- ・いかなる者も、BnF のデータベースから書誌レコードを抽出する場合は、それらが付加価値を生じる製品またはサービスに含められるものである限り、自由に用い、改作し、修正し、頒布することができる。
- ・このように自由に用いることができる代わりに、利用者は、情報源への参照をコンピュータレコードの適切なフィールドに永久的に保持することを求められる。
- ・利用者によって製品またはサービスに付加価値を加えるための変更が行われた場合以外、BnF から得た書誌レコードを第三者に移譲することは許されない。

## リトアニア

リトアニアの全国書誌は、リトアニアの出版者、リトアニアの著者およびリトアニアを主題とする出版物を含んでいる。カレント版全国書誌は、1928 年から 1943 年の間および 1947 年以降、月次の印刷物として出版されている。

UNIMARC に準拠した全国書誌レコードが、1998 年から公開されている。現在、リトアニア語の資料およびリトアニア関係の資料の書誌レコードが、無料かつ制約なしにオンラインで利用可能である。（<http://www.libis.lt:8080/en/welcome.html>）

リトアニア国立図書館は、1992 年からリトアニアの全国書誌作成機関の役割を果たしている。リトアニア全国書誌のビジネスモデルは、次のとおりである。

- ・全国書誌データバンク（National Bibliographic Data Bank）においても国立図書館の目録においても、UNIMARC レコードがオンラインで、無料で利用できる。これらのレコードは、Z39.50 でも利用可能である。
- ・出版されているカレント版および遡及版全国書誌は、廉価で購入できる。購入者には、学術図書館、公共図書館、その他の国内外の機関が含まれる。

## スウェーデン

『スウェーデン全国書誌』（Svensk bokförteckning）は、2003 年まで印刷形態で刊行された。全国書誌の編集はスウェーデン国立図書館（Kungl. Biblioteket）が行っているが、製品は出版者である Ticningsaktiebokaget Svensk bokhandel によって出版され、Seelig によって頒布されている。

全国書誌は、2004 年から、研究図書館の国内総合目録である Libris の一部分としてアクセスできるようになった。（<http://libris.kb.se>）

Libris へのアクセスは、常に無料である。データベースからレコードをダウンロードする場合も同様である。全国書誌作成機関は、国のレコードを作成するため政府から資金を与えられており、レコードへの課金が真剣に検討されたことはない。また、スウェーデン国立図書館で作成されるレコードは他の図書館の目録作業を基にしている場合もあり、そのことが課金を複雑なものにしている。

## スイス

『スイス全国書誌』(The Swiss Book) は、スイス国立図書館によって出版されるスイスの全国書誌である。この書誌は、全媒体のスイスの出版物(図書、地図、楽譜、電子媒体・マルチメディア、定期刊行物、新聞、年鑑類およびシリーズ)をリストにしたものである。次のいずれかに該当する出版物は、スイスの出版物と見なされる。

- ・著者の 3 分の 1 以上がスイス人
- ・出版者の住所がスイス
- ・内容の 3 分の 1 以上がスイスに関するもの

次のいずれかに該当する出版物が『スイス全国書誌』に収録される。

- ・内容が公表されている
- ・6 ページ以上
- ・出版から 10 年未満

内容がスイス人の翻訳者、編者または寄与者の著作であるか、またはスイス在住の著者の著作である出版物は、スイス国立図書館が収集するが、『スイス全国書誌』には収録されない。

『スイス全国書誌』は、オンラインでアクセス可能だが、異なるバージョンがある。アクセスは無料である。2001 年 1 号以降、『スイス全国書誌』は <http://helveticat.nb.admin.ch/swissbook> で参照することができる。

検索インターフェースはスイス国立図書館のオンライン目録(Helveticat)の一部であり、したがって、検索機能はオンライン目録のものと同一である(例: 著者、タイトル、キーワード)。資料の予約、貸出はオンラインで行え、書誌リストの提供も可能である。さらに、利用者は次のことが可能である。

- ・特定時期のあらゆる主題、特定年のあらゆる主題、特定の主題による検索
- ・デューイ十進分類法による検索
- ・出版物の内容/種別による検索

予約購読を基本とした印刷版は、2007 年に終刊となった。幾つかの要因が、この決定に影響を与えた。

- ・購読者数が減少し、費用を賄えなくなった。
- ・印刷費用が増加していた。
- ・表示方法等が異なるとはいえ、オンライン版が利用可能だった。

さらに、テストの結果、少ない費用でオンラインの PDF 版を製作することが容易であることが示された。

そのため、2007 年以降、『スイス全国書誌』は印刷版の代わりにダウンロード可能(印刷も可能)な PDF 版を提供している。PDF 版は、大部分、従来の印刷版を反映したものとなっている。

- ・書誌は毎年 25 回刊行される。第 16 号には 1 年分の楽譜が、第 25 号には全ての逐次刊行資料（新聞、雑誌、年鑑類およびシリーズ）の累積版が収録される。
- ・出版物は、デューイ十進分類法の主要百区分で分類される。
- ・各号に著者索引およびタイトル索引が収録される。

『スイス全国書誌』PDF 版は毎月 2 回刊行され、<http://www.nb.admin.ch/sb-pdf> で入手可能である。

## イギリス

新刊図書と逐次刊行物は、1950 年から『英国全国書誌』に記録されている。2003 年に法定納本が電子出版物まで拡大されたことを受け、全国書誌の範囲も電子出版物まで拡大されている。『英国全国書誌』は、これから出版される図書の詳細も含んでいる。CIP プログラムの下で、新しいタイトルに関する情報は、出版の日付から最大で 16 週間前に明らかになる。

『英国全国書誌』は、英国図書館によって出版されている。2009 年からは、英国図書館統合目録 (<http://www.bl.uk/bibliographic/natbib.html>) によって無料でオンライン利用可能となっている。英国図書館は、『英国全国書誌』を MARC 交換ファイルや冊子体でも提供している。

### 6.5.4 知的所有権および著作権に関する問題

著作権が保護するのは次のものである。

- ・著作の作成者として認識され、著作に対する報酬を受ける権利
- ・情報および思想へのアクセスの自由における公益

印刷物に関する著作権の位置付けは、確立し、よく理解されている。電子資料に関する状況は、まだ明らかではない。電子資料へのアクセスは、しばしば契約や技術的保護手段によって制限されている。デジタルコンテンツに係る契約では、アクセスに条件を課したり、印刷物に適用される制約を超えてアクセスを制限したりしている。

このような電子メディアにおける制約は、アクセスを阻害するだけでなく、全国書誌作成機関が果たす他の機能を妨げることがある。たとえば、電子資料に組み込まれたセキュリティ装置が、その資料の保存のための複製を妨げたり、一定期間経過後の資料へのアクセスを妨げたりする。著作権の状況は国ごとに異なっている。全国書誌作成機関は、作成者や出版者がその作品を守る法的権利を有することを認識しなければならない。全国書誌作成機関に納本された電子資料へのアクセスは安全に行われるという信頼関係を築くため、全国書誌作成機関は、出版者や作成者と協力しなければならない。その実現方法は、以下のとおり多様である。

- ・資料にアクセスできる場所に制約を設けられるかもしれない。例：国立図書館の館内に物理的に配置されているコンピュータ。
- ・法定納本資料に同時アクセスできる利用者の数に制約を設けられるかもしれない。
- ・法定納本資料にアクセスできる者に制約を設けられるかもしれない。例：全国書誌作成機関の登録利用者。

しかし、全国書誌作成機関は、その関係者の利益をも保護しなければならない。情報への自由なアクセスには、元々公益性がある。全国書誌作成機関は、その保護が損なわれないことを保証するため政府と協力すべきである。

IFLA 著作権その他の法的問題委員会 (CLM) は、「知識へのアクセス (Access to Knowledge : A2K 協定)」および WIPO 開発アジェンダとの関係において、それらの問題に関する声明を発表している。IFLA は、開発途上国が知識経済において競争できるよう、WIPO と図書館との間の連携を求めることを明らかにしている。また、声明は、WIPO がパブリックドメインの制御を行うこと、および技術的保護手段 (Technological Protection Measures : TPMs) の行使を通じてパブリックドメインの資源をアクセス不能としないよう保証することを要請している。  
(<http://www.ifla.org/III/clm/p1/A2K-7.htm>)

### 6.5.5 利用促進と市場調査

全国書誌作成機関を全体的に見た場合、全国書誌の利用促進が効果的であったとは言い難い。図書館は、利害関係者と考えられるが、全国書誌の存在を知らされる必要がなかったかのように見える。図書館向けの雑誌における全国書誌に関する定期的な情報、一般的なイベント (例: 会議、シンポジウム) での寄与が、全国書誌を宣伝する唯一の手段だった。

国内および国際ブックフェアにおける全国書誌のブース出展は図書館界を越えたいという野心を示しているが、市場が特殊であると認識されていることもあって、これまで利用促進は主として図書館に向けられていた。全国書誌の利用促進は、国の出版成果物の包括的かつタイムリーな情報の恩恵を受ける可能性がある出版者・書籍流通業界、権利管理団体、マスメディアや一般公衆を対象とすべきである。全国書誌の利用可能性については、第 2 章で説明したとおりである。

全国書誌の利用促進は、ますますウェブ上で行われることが多くなっている。全国書誌作成機関は、ウェブサイトのトップページから、全国書誌への直接かつ明確なリンクを提供することが重要である。幾つかの機関は、RSS フィードのような技術を用いて、公衆を対象とし始めている。それらの機関では、個人に対して、その個人が関心を持つ分野のプロファイルに基づき、新規に刊行された国の出版物の情報を選択的に配布することによって、全国書誌の利用促進を行っている。同様に、「新着図書」のウェブページは、最近発売された出版物への注意を喚起することができる。

全国書誌は、レコードの出所が明確に示されていることを確保した上で、Google や Yahoo など大手の検索エンジンに収集されることが重要である。

## 6.6 全国書誌データの組織化

全国書誌データをどのように組織化し表示するかについては、選択肢がある。全国書誌が単一のファイルであるべきか、国立図書館の目録の中に置かれるべきかについては、合意はない。国の状況が異なれば、適切な解決策も異なる。全国書誌が目録の一部分である場合、利用者は目録の一部分だけを検索できるようにすべきである。どのように実現するかについては、6.6.1 の例を参照のこと。また、この問題に関する詳細は、第 4 章 (目録作業) および第 5 章 (機能およびインターフェース) を参照のこと。

作業グループは、全国書誌データがどのように組織化されているかにかかわらず、全国書誌データを独立した画面で、蔵書目録や総合目録とは区別して表示させることを推奨する。

全国書誌システムを構築するか更新する際には、次のような一般的な論点が、意思決定に役立つかもしれない。

- ・データ作成は一度しか行わず、多目的に使用する。

- ・全国書誌データは、いくつかの文脈で現れることができる。
  - ・全国書誌の中で（個々の体現形として）
  - ・国の蔵書を記述する国立図書館の目録の中で
  - ・総合目録の中で
  - ・機関の蔵書目録の中で
  - ・その他のデータベース中で
- ・データの取込、抽出ができることを確実なものとする。
  - ・多くの統合図書館システムが、表層的ではあるが、取込・抽出を支援する仕組みを備えている。
  - ・異なるフォーマットから変換を行う必要があるか。
  - ・文字コードセットを変換する必要があるか。
  - ・異なる目的に合わせて異なるデータセットを選択できるか。
- ・一つのシステムで全ての問題を解決しようとするよりは、階層化が可能な拡張性のあるシステムソリューションを探す。
- ・基本的な要件について妥協することなく、他の機関と資金の投入を共有する機会を探す。
- ・高価な独自ソフトウェアだけでなく、オープンソースソリューションを意識する。図書館に特化した製品は、一般的な製品より高価なことがある。
- ・どのようなソリューションをとろうと、それを維持するための資源があることを確認する。
  - ・統合図書館システムのベンダーは頻繁なシステム更改を求めるかもしれないが、それは人的資源とハードウェアの更新の点で厳しいものになるだろう。
  - ・オープンソースソリューションのライセンスに関する節約は、それらを維持するためのスタッフの費用と動員可能性に照らして評価する必要がある。
  - ・オープンソースソリューションは、時がたつと維持が難しくなることがある。

電子資料は、データの蓄積と管理に関して新しい課題を生み出している。「電子図書館」は、伝統的なメディアを支援するために必要なサービスと運営の全ての領域を二重化することになる。全国書誌作成機関の課題は、印刷物の蔵書に対する「伝統的」サービスを維持しつつ、この変化をいかにやりくりしていくかである。課題は、単に新しいシステムを購入したり開発したりすることではなく、職員の技能の再訓練と再設定である。資源が電子メディアのみに移動してしまうと、多くの手作業による工程が不可逆的に減少してしまう。自動処理は電子資料の大量入力を行うようになるだろうが、例外処理として残った部分は、以前よりも一層高度な技能を必要とすることになる。これらの技能は、経済界の他部門からも求められるものであり、結果的に、人材の獲得・保持は困難か高価なものになるかもしれない。

### 6.6.1 例

#### カナダ

『カナダ全国書誌』は、他のソースレコードおよびカナダ総合目録レコードと連携して保持されている。

#### クロアチア

全国書誌レコードは、クロアチアの国立図書館の目録を通してのみ利用可能である。  
(<http://www.nsk.hr/opac-crolist/crolist.html>)

#### リトアニア

リトアニアの全国書誌データバンクは、リトアニアの全ての出版物の書誌レコードを含み、国のリトアニア統合図書館情報システム (LIBIS) の中の独立したファイルとして維持されている。同時に、リトアニアの出版物のレコードは、国立図書館の目録に反映される。  
(<http://www.libis.lt:8080/en/welcome.html>)

## イギリス

2004 年、従来型の分散システムから統合図書館システムへの 1300 万件の書誌レコード移行により、英国図書館は、『英国全国書誌』(BNB) と英国図書館の目録およびその他の書誌データとの関係を検証する機会を得た。英国図書館の目録から BNB が歴史的に分離されてきたことは、非効率であり、結果的にレコード作成に膨大な経費がかかっていただけでなく、維持管理のための費用はもはや持続不可能だった。

統合図書館システムのデータベースとして一つの製品 (プロダクションデータベース) が指定され、そこから様々な「プロダクト」が選択できるようになった。CIP レコードと、英国とアイルランドの他の納本図書館によって作成された『英国全国書誌』(BNB) レコードは、同一のデータベースに格納される。この「プロダクションデータベース」から派生するプロダクトには、『英国全国書誌』、ISSN UK ファイルおよび英国図書館統合目録 (BLIC) がある。このビジョンの実現に不可欠だったのは、BNB レコードの識別子としての BNB 番号の存在である。BNB 番号は、BNB としてのレコードの選択を可能にする。英国図書館の書誌プロダクトの範囲と複雑さは、独立したシステムである Catalogue Bridge が、抽出を管理するために開発されたほどである。2009 年 1 月から、『英国全国書誌』は、英国図書館統合目録を通して、個別の実体として利用可能となっている。([http://catalogue.bl.uk/F/?func=file&file\\_name=login-bl-list](http://catalogue.bl.uk/F/?func=file&file_name=login-bl-list))

## 6.7 全国書誌の速報性

(ICNBS 勧告 7) 「全国書誌は、出版後できるだけ早く、資料を収録すべきである。提供は効果的な配布によって行われるべきであり、利用者のニーズに合うよう、定期的に更新する形式で公開されるべきである。このことによって、利用者は、収録された資料を遅滞なく入手することが可能になる。」

出版後できるだけ早く資料を収録することは、カレントアウェアネスサービスにとって必須の要件である。速報性は、出版者による出版物のタイムリーな納本に依存する。全国書誌作成機関は、これらの出版物を遅滞なく処理する義務をもつ。

全国書誌作成機関は、全国書誌の速報性のチェックに注意を怠らず、速報性が減少した場合には対応して行動しなければならない。適切な対応は、遅延の理由によって異なる。資料が可能な限り効率的に工程を通過することを確保するため、作業工程は継続的に改善されるべきである。

CIP は、出版者が出版に先立って書誌情報を提供する方策だが、蔵書構築に対する全国書誌の価値を高めると同様、情報の速報性を改善するための手段でもある。

### 6.7.1 概要

CIP プログラムは、出版者と図書館を対象としたサービスである。プログラムは、出版者に対しては、図書館の書籍購入市場への架け橋として機能する。図書館にとっては、利用者コミュニティが関心を有する図書を選書担当者が識別できるようにする予告サービスである。

出版者は、CIP プログラムに対して、近刊出版物に関する詳細な情報を提供する。この情報は、予備レコードまたは「CIP」レコードを作成するために用いられる。予備レコードは、全国書誌に公開される。CIP データは出版者にも提供され、出版者は図書にそれを印刷することがある。図書に印刷された CIP データは、図書館における図書の目録作業を一層容易にする。出版者は、図書に CIP データを印刷せず、全国書誌作成機関から CIP データが入手可能である旨を印刷することもある。資料を全国書誌作成機関が受け入れた際には、予備レコードは手元の資料を反映して更新され、全国書誌には「アップグレードされた CIP」レコードが公開される。

### 6.7.2 CIP プログラムの確立

CIP プログラムのための単一のモデルは存在しない。プログラムは、全国書誌作成機関ごとに異なっており、個々の要件を満たすために進化する。IFLA が最後に CIP プログラムの調査を実施したのは、2003 年から 2004 年にかけてである。（Survey of CIP programs report, [2005]）

出版者の積極的な参加は、CIP プログラムの成功に不可欠である。全国書誌作成機関は、出版者や出版者団体に対して、CIP の利点を主張しなければならない。CIP プログラムは自発的なものである。出版者は、無料で CIP プログラムに参加することができる。プログラムは、出版者の業務を混乱させるようなものであってはならない。全国書誌作成機関は、プログラムの資源が適切であることを保証しなければならない。

プログラムに参加する出版者は、出版に先立ち、通常は数ヵ月前に、全国書誌作成機関にデータを提供する必要がある。全国書誌作成機関は、提供されるべきデータ要素を指定する。多くの機関は、出版者の記入用にインフォメーションシートかウェブフォームを提供している。

### 6.7.3 CIP プログラムの例

#### カナダ

カナダにおいては、プログラムの調整はカナダ国立図書館・文書館の責務だが、プログラムの運営は、地域の出版者に合わせたサービスを提供する代理図書館のネットワークを介して行われている。

#### イギリス

英国図書館は、CIP プログラムの運営を商業書誌作成機関に外注するほうが費用対効果が良いことを見出している。英国図書館は、毎年の CIP レコードの数に応じて請負業者に支払いを行うとともに、内容と品質について基準を設けている。

#### 米国

米国においては、米国議会図書館が直接、サービスを調整し、運営している。

## 6.8 全国書誌の頒布媒体の選定

ICNBS は、全国書誌のフォーマットや設計に関して、幾つかの指針を提供している。勧告は、オンラインプロダクトよりも印刷出版物に焦点がある。本書では、第 5 章でオンライン全国書誌の

機能に関してより詳細に扱っている。第 4 章では、目録作業のレベルと典拠コントロールについて論じている。

近年、全国書誌作成機関にとって最も好まれるデータ提供媒体が、印刷物から CD-ROM へ、さらにオンラインへと変化してきている。ある国が行う選択は、その国の機械化のレベルを反映するものだろう。その選択は、ビジネスモデルおよび利用可能な資源によっても影響を受けるだろう。

### 6.8.1 紙媒体

紙は広範に使われ続けており、印刷された全国書誌は、依然として効果的なサービスを提供することができる。短期的・中期的には、作成および頒布のための費用が上昇することで、紙媒体が不経済なものになる可能性がある。

### 6.8.2 CD-ROM

ヨーロッパにおける「国立図書館 CD-ROM プロジェクト」の調査結果と勧告は、全国書誌を CD-ROM で作成することに広く用いられた。一般に、CD-ROM は、印刷媒体の版に取って代わるというよりは、補完するものであった。CD-ROM で全国書誌を刊行しているほとんどの国が、ある国では独立したデータベースとして、他は国立図書館の目録の一部として、同じデータをオンラインで提供している。CD-ROM は、他のフォーマットと比べて、情報検索や機械可読データの頒布において独自の長所をもっていた。しかし、速報性には問題があり、頒布費用は比較的高くついた。CD-ROM は、1990 年代には人気があったが、現在は置き換えられつつある。CD-ROM 版全国書誌を支援するために開発されたソフトウェアは、最新のウェブインターフェースと比較した場合、色あせたものになっている。

### 6.8.3 オンラインアクセス

ウェブは、全国書誌へのアクセスを提供するための好ましい手段である。ウェブからのアクセスは、データの定期的な更新を可能とし、利用者は世界のどこにいても、いつでもほしいときに利用可能である。ウェブにより、付加的サービスの提供（例：利用者の個人プロフィールに合わせた RSS フィード、権利関係に応じたフルテキスト電子資料へのアクセス）の可能性が生まれる。高度なオンラインサービスは、ウェブ上で書誌を収益化するための手段となるかもしれない。

## 例

### ニュージーランド

ニュージーランド国立図書館は、登録利用者に対して、全国書誌の最近追加分の RSS フィードを提供している。『ニュージーランドの出版物』（Publications New Zealand）の利用者は、さらに自分用のレポートをカスタマイズする機能が与えられている。

(<http://www.natlib.govt.nz/catalogues/national-bibliography>)

### スウェーデン

スウェーデン国立図書館は、全国書誌の購読者に対して、最近の出版物の更新分を RSS で提供している (<http://www.kb.se/english/contact-info/subscribe/rss/>)。このサービスは無料だが、データは商業目的での再利用は認められない。

全国書誌へのオンラインアクセスを提供するためには、幾つかの異なる方法がある。印刷物の書誌の代替物として、PDF か HTML 形式のページが提供されることがある。これらは、全国書誌を広く利用可能とするための迅速かつ効果的な手段だが、全国書誌データベースへのインターフェースの代替になるわけではない。

## 6.9 全国書誌の効用の測定

全国書誌への投資、およびそのプロセスへの継続的な関与を正当化するためには、全国書誌の効用をどのように測定するかを考慮することが重要である。国によっては、全国書誌作成機関への資金提供は、活動指標（例：全国書誌作成機関によって収集整理された国の成果物の割合）と直接連動している。

良好な経営情報は、出版者、政府やマスメディアからの照会にタイムリーかつ正確な回答を行うために不可欠である。全国書誌作成機関は、自身の統計を集計しなければならない。独立した第三者に活動評価や監査を依頼することは、特に外部の関係者にとって、評価指標の信頼性と権威を高めることになるかもしれない。

### 6.9.1 網羅性

国の成果物は、どれくらいの割合で全国書誌に収録されているだろうか。これは、特定期間における、全国書誌の内容と国内出版者の成果物を比較することによって決定することができる。データは、国内の出版者協会か書籍流通のための機関から入手可能かもしれない。注意すべきは、計算方法の違いである。出版者は製品を数えるが、それは全国書誌の計算方法とは異なるかもしれない。たとえば、全国書誌は、その目的上、製本単位が異なるものを 1 レコードとすることがあるが、出版者や書店にとってそれらは異なる製品である。

正式に出版された電子資料に関するデータは、業者筋から入手すべきである。電子資料は、伝統的な会計実務では捉えられない新しい出版者から出されることがある。オンデマンドサービスによる印刷物に関しても、意思決定が必要かもしれない。一国のウェブドメインのハーベストの割合を計算に入れるという、追加の取り決めが必要となるだろう。

### 6.9.2 速報性

全国書誌の有用性は、その速報性にかかっている。全国書誌の利用者の多くは、書籍流通業者、図書館その他の情報センターで、購入、選書や収集に携わっている。近刊出版物についての先行報知や最新の出版物に関する速報は、不可欠である。

速報性は、全国書誌のサンプルレコードの速報性を定期的に採取することで測定できる。1974 年から 2005 年 3 月まで、UKOLN は『英国全国書誌』の速報性調査を行っていた。その調査は、レコードのサンプルについて、発注作業の時点と目録作業の時点におけるヒット率を測定するものだった。サンプルのヒット率は、六ヵ月後に再度測定された。この方法はヒット率を測定するには確実なものだったが、調査を実施する図書館を集めることができなくなり、2005 年に打ち切られた。

1991年のデンマーク政府と全国書誌の作成を司るデンマーク書誌センターとの間での協定では、速報性に関する目標が含まれていた。協定では、書誌センターに納本された資料は、受入から4週間以内に登録されるべきと規定された。協定は、目標が達成されない場合でも特に制裁事項は定めていない。速報性は、毎週チェックされているが、登録は平均2週間となっている。デンマーク書誌センターは、登録の待ち時間を推定し、次のように受入から登録までの週数（W）を計算した数値を公表している。

$$W = \frac{\text{登録待ち資料数}}{\text{週平均登録数（前年）}}$$

### 6.9.3 全国書誌の利用法

誰が全国書誌を利用しているか、なんのために利用しているかを知ることが重要である。誰が利用しているかについては、物理媒体の配布リストとオンラインメディアの登録状況から調べられるかもしれない。しかし、全国書誌を購入している人がエンドユーザーであるとは限らない。市場調査を計画する場合は、このことに留意しなければならない。どのような調査を行うにしても、利用者を含めなければならない。

### 6.10 他機関から学ぶべきこと

本章の例が示しているように、全国書誌サービスの実現、あるいは既存のサービスの電子メディアへの拡張という課題にうまく対応していくためには、多くのアプローチが存在する。新しい技術は幾つかの問題を解決することができるが、新しいメディアは新しい課題を提起する。

1. 全国書誌に従事した経験のない国は、実施している国からアドバイスを求めるべきである。他者の成功や失敗から、学ぶべき教訓がある。
  - ・可能であれば、長期的な協力者を選ぶこと。協力者の選択には、特定のニーズを反映すべきである。
  - ・全ての国は、全国書誌の提供を行う際の固有の要件を持っている。
  - ・経験ある専門家やその国の識者がつどう地域的なワークショップに参加したり開催したりすることで、良い出発点を提供することができる。
2. 国、地域、または国際的なコミュニティからの技術支援のための雇用や依頼は、計画から実現段階に移行するための良い方法かもしれない。
  - ・この点については、ICNBSの勧告19でも確認できる。「IFLAは、必要などころでは、全国書誌作成機関がその活動（例：全国書誌を開発するための試行的な枠組みの確立、全国書誌を製作するためのガイドラインの策定、国、地域または国際的なセミナーおよび研修ワークショップの開催）を発展させるための援助を行うべきである。」
3. 国内協力のための協力体制を開発することが推奨される。
  - ・全国書誌は、利用法が複雑であり、利用者層も、一般公衆から、出版者や他の図書館、さらに非常に特化された利用者まで、多岐にわたっている。
  - ・様々な意見を聞くことのできるフォーラムを開発する。フォーラムでは、全国書誌の使命、構造、提供方法、機能および発展について論じることができる。これは、共通の基盤を形成し、うまくいけば意思決定を改善し、国の成果物にアクセスするための主たるツールとして全国書誌を強化していくだろう。

- ・全国書誌の責務が複数機関の間で分担される場合、評価基準を確立することによって、期待される品質を維持することが重要である。全国書誌の管理と開発を監督するために、関係機関の代表者で構成される編集委員会が設置されるべきである。この委員会は、書誌コントロールへの全体的なアプローチを確実にするため、書誌と同様、法定納本の問題についても専門的知識を持つべきである。
  - ・IFLA は、国際標準と同様、国内標準の利用と開発についての責任を国立図書館に課している。この点について、全国書誌作成機関はリーダーシップを執るべきであるが、他の書誌コミュニティに協力を求め、国内の専門家を用いるべきである。
4. 全国書誌が成功し持続可能であるためには、出版者その他の出版物の供給者との協力が非常に重要である（第7章をも参照のこと）。
- ・出版者は、全国書誌の情報源である。
  - ・法定納本または自発的納本の運営の成功は、出版者の協力にかかっている。
  - ・出版者（および納税者）は、全国書誌作成機関が法定納本または自発的納本を確実に効果的に処理することを期待する権利がある。
  - ・出版者は、成功した全国書誌から恩恵を得るべきである。
  - ・全国書誌作成機関にとってためになるのは、強制でなく、協力である。

## 文献

British Library. (2006, September). *Intellectual property: A balance: The British Library manifesto*. 2009 年 3 月 25 日 <http://www.bl.uk/news/pdf/ipmanifesto.pdf> から取得。

British Library. (2006, December). *Response to the Gowers Review of Intellectual Property (IP)*. 2009 年 3 月 25 日 <http://www.bl.uk/news/2006/pressrelease20061207.html> から取得。

International Federation of Library Associations and Institutions. (1986). *Recommended standards for Cataloguing-in-Publication: The CIP data sheet and the CIP record in the book*. London: IFLA International Programme for UBC. International Conference on National Bibliographic Services. (2002, October 1). *The final recommendations of the International Conference on National Bibliographic Services: ICNBS: Copenhagen 25-27 November 1998*. 2009 年 2 月 6 日 <http://www.ifla.org/VI/3/icnbs/fina.htm> から取得。

International Federation of Library Associations, IFLA International Office for UBC, & UNESCO. (1979). *Guidelines for the national bibliographic agency and the national bibliography*. Paris: UNESCO.

Larivière, J. (2000). *Guidelines for legal deposit legislation: A revised, enlarged and updated edition of the 1981 publication by Dr. Jean Lunn*. 2009 年 2 月 6 日 <http://www.ifla.org/VII/s1/gnl/legaldep1.htm> から取得。

*Survey of CIP programs report*. ([2005]). Washington, DC: Library of Congress. 2009 年 2 月 6 日 [http://www.loc.gov/catdir/cipsurvey/IFLA\\_CIP\\_Survey\\_Report.pdf](http://www.loc.gov/catdir/cipsurvey/IFLA_CIP_Survey_Report.pdf) から取得。

## 7. 出版者との協力:メタデータの統合と共有

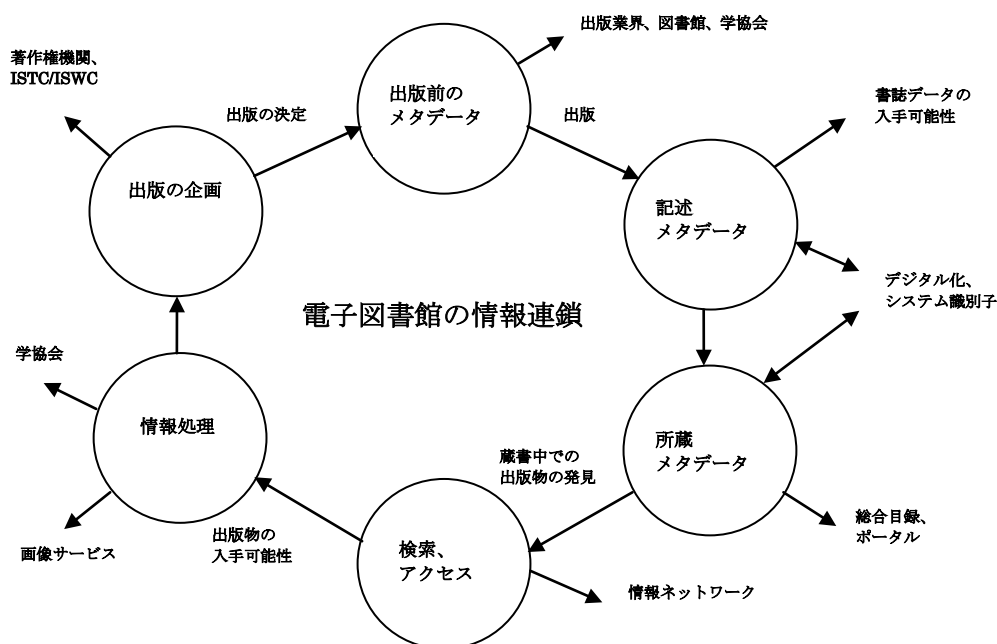
Anders Cato (スウェーデン国立図書館)

Tuula Haapamäki (フィンランド国立図書館)

### 7.1 序

国立図書館と全国書誌作成機関は、書誌記述とメタデータの専門家であり、そのため、出版業界と図書館界の交点における積極的な行為主体である。図書館界と出版業界においては、多くの行為主体が、出版物の一生における様々な時点で記述メタデータを作成する。このようにバラバラとメタデータを作成しても、常に容易に活用され、先々で使われるとは限らない。出版者による出版前のメタデータその他の書誌情報および内容に関するメタデータは、必ずしも図書館の標準に従って構築されているわけではない。目録作業で用いられるメタデータ要素の定義、概念、および名称は、理解しにくいかもしれない。時には、出版者のデータベースと図書館のデータベース間で書誌的要素が対応しないことがある。また、図書館員なら精通している書誌記述の正確性と一貫性が、他のメタデータ作成者にとっては障害となることもありえる。

出版物のライフサイクルは、以下のような情報連鎖として説明することができる。情報連鎖は、一方では、出版プロセスの様々な段階でどのように、また誰によって出版メタデータが作成されるかを記述しており、他方では、出版物とメタデータが、様々な行為主体の現在のニーズにどのように活用されるかを記述している。



説明：出版業界におけるメタデータの使用を構造化し、作成するための情報連鎖。出版物の企画から、出版メタデータが作成する新しいメタデータへのプロセス、さらに、そのプロセスに関連したメタデータがポイントごとに育っていくことを示している。情報連鎖の各段階は、顧客やパートナーなどの外部関係者に接続されている。

### 協力の目的

全国書誌の作業の共通の目的は、全ての行為主体にとって有益である。その目的とは、出版物の識別、検索、入手可能性、および出版物の最新で質の高い記述である。

出版業界におけるメタデータの共通の目標は、次のとおりである。

- ・出版メタデータの記録は一回のみ、できる限り版元から近いところで行い、出版者、製作者、著者、タイトル等を含む。
- ・様々な行為主体は、それぞれのニーズに応じてメタデータを活用し、増強する。
- ・様々な用途に合わせて様々なレベルのメタデータを提供する。
- ・出版者の規模に関係なく、協力の機会を創造する。
- ・販売促進を支援する。
- ・入手可能性の保証を支援する。
- ・最新の情報を支援する。
- ・メタデータの作成を増加させる。
- ・最も経済的な選択肢を用いて、出版業界における効率的な協力を推進する。
- ・共通の目的を持つ統一されたユニットとして機能するよう、情報連鎖内の全ての行為主体に働きかける。
- ・出版業界の行為主体とエンドユーザー間の効果的かつ高品質な通信とネットワークを強化する。
- ・国際的なメタデータ開発への一層の参加を可能にする。

## 7.2 フィンランド国立 ONIX センター

フィンランド ONIX センターは、出版者と書店の協力およびメタデータ共有を促進するための手段として典型的な例である。

フィンランド国立図書館と Kirjaväityys 社（フィンランドの情報業者、書籍関連の物流サービス会社）が共同で、ONIX センターの運営を管理している。

ONIX センターは、書籍産業のための共有フォーラムである。フィンランド国立 ONIX センターの運営は、フィンランドにおける EDItEUR 参加機関と以下の団体等の代表によって行われている。

- ・フィンランド出版者協会
- ・フィンランド書店協会
- ・フィンランドの最大手の出版者 2 社
- ・フィンランドの最大手の書店 2 社
- ・図書館サービス業者 1 社（BTJ フィンランド社）
- ・Kirjaväityys 社
- ・フィンランド国立図書館
- ・出版業界の専門家 1 名

### 目標および目的

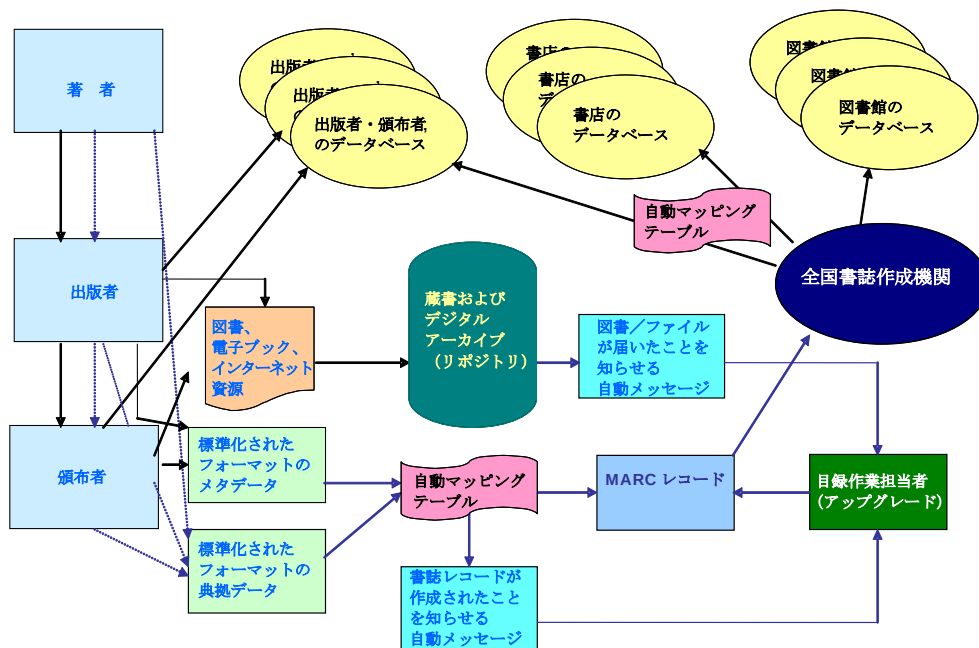
- ・出版物に付与されるメタデータの作成を最適化し、迅速化する。
- ・メタデータの範囲を拡大する。
- ・様々な領域間でメタデータの最新の配信を促進する。
- ・情報システムの開発を支援する。
- ・サービスを発展させる能力を高める。
- ・EDItEUR 参加機関における ONIX の国際開発に参加する。

- ・各種標準の継続的な開発と維持管理を行う。
- ・メタデータのための共通の標準を開発する。
- ・標準および技術的なプラットフォームを構築する。
- ・様々な組織間でメタデータを障害なく転送するための共通の基盤を作成する。
- ・製品情報を管理するための技術的能力を保証する。
- ・各種標準に従ったメタデータの製作を確認する。
- ・出版前メタデータのフォーマットを活用する。
- ・電子的製品情報が出版者から ONIX センターに配信されるよう手配する。
- ・出版者に対するネットワークサービスとして、レコードのプラットフォームを配信する。
- ・Kirjavälitys 社とフィンランド国立図書館のウェブサイトの両方で、オープンネットワークサービスを共有する。

## コミュニケーション手段

- ・フィンランド国立図書館と Kirjavälitys 社のウェブサイト
- ・ONIX センターによる全般的な広報
- ・印刷可能な ONIX フォーマットおよび利用者マニュアル
- ・最近の話題、催し、研修等
- ・ベストプラクティス：方向性とフィードバック
- ・文書庫
- ・出版業界向けの ONIX ニュースレター
- ・年に 3、4 回刊行される電子ニュースレター
- ・ウェブアーカイブ
- ・出版業界の出版物に寄稿した論文

## 7.3 スウェーデンのモデル



## 図の説明

最初に、著者が著作を作成したいと考える。著作の表現形は、非デジタル形式またはデジタル形式で実現される。著者が自分自身で出版する場合もあるが、たいていは出版者との間で著作の出版に関する契約を結ぶ。この時点から、著作は資料と呼ばれる。

資料の出版準備が整うと、資料は、その物理的な頒布を扱う仲介者（頒布者）に渡されることがある。出版者自身が頒布の管理を行うこともある。

出版者および頒布者は、在庫管理のために、各自の内部データベースに資料に関する情報を記録する。これらのデータベース内のレコードは、多くのフォーマットで格納することができる。迅速に地歩を固めつつあるフォーマットの一つに、XML をベースとした ONIX（Online Information Exchange Format）がある。内部フォーマットが異なる場合でも、ONIX フォーマットは出版者、頒布者および／または図書館の間での交換に非常に適している。

印刷物や電子資料は、書店が販売したり図書館が貸出したりするためにも利用可能となっている。電子資料については、資料へのアクセス権を購入した人のためのアクセスの目的や、国のデジタル遺産を保存する目的のために、デジタルアーカイブに格納することができる。国のデジタルアーカイブやリポジトリは、国立図書館によって維持されることもあれば、別の単位（例：民間企業）によって運営されることもある。電子資料以外の資料は通常、国立図書館によって保存される。

出版者および／または頒布者は、書店の内部販売システムに格納するために、書店にメタデータを送付する。さらに、図書館目録に格納したり、または単に資料の目録作業において図書館員を支援したりするために、図書館にメタデータを送付する。出版者や頒布者から送付されたメタデータを受け取れるためには、図書館目録は出版者や頒布者が提供するフォーマット（例：ONIX）を処理できるようにする必要がある。ONIX と MARC21 との間の変換テーブルは、米国議会図書館によって用意されている。

図書館または民間企業が用意したフォームを用いて図書館にメタデータを提供する、多くの方法がある。これらのフォームは、その後、書誌レコードを自動的に作成するために用いることができる。

資料が出版者から書籍流通業者または図書館に送付される際には、それと同時またはその前に、メタデータのファイルが、出版者や頒布者のデータベースに、さらに図書館のデータベースに、とりわけ全国書誌作成機関のデータベースに送付される。ファイルが全国書誌作成機関のデータベースに格納され終わったときには、データベース内に確認すべき新しい予備的書誌レコードがあることを目録作業担当者に自動的に知らせるべきである。

資料が電子資料の場合は、資料がデジタルアーカイブ（リポジトリ）に送付され終わったときに、目録作業担当者に知らせるべきである。そうすれば、目録作業担当者は、開くべきデジタルファイルが存在すること、ファイルをチェックし、以前に送付されたメタデータから自動的に生成された書誌レコードとの比較を行う必要があることを知るようになる。今日の目録においては、書誌レコードは通常、MARC フォーマットである。

分かりやすくするため、上記のスウェーデンの例は多少簡略化されていることに留意すべきである。公開された資料の著作権がまだ残っている場合、資料は通常のデジタルアーカイブには格納されず、図書館の外部からアクセスできない特別なデータベースに格納される。これは、資料の不正コピーを防ぐためである。

全国書誌作成機関が書誌レコードを完成したら、完成したレコードは他のシステムに抽出することができる。他のシステムは、図書館システムだけではない。出版者や頒布者のデータベースにも還元され、それらをより完全なものとする。

最善の例として、著者、出版者、頒布者から典拠メタデータが自動的に全国書誌に送付され、その後図書館員がメタデータをチェックするような仕組みもある。

出版者と頒布者は、さらに幾つかの事例では著者も、図書館と密接に協力するよう奨励されるべきである。両部門間での全ての遣り取りにおいて、協力の利点が明確に強調されなければならない。協力の最良の方法は、出版業界に、出版／頒布している資料のメタデータを作成させることである。メタデータには、幾つかの種類がある（例：記述メタデータ、権利メタデータ、技術メタデータ）。メタデータは、国際的に認められた標準（例：ONIX、ダブリンコア）に従って作成されるべきである。

メタデータは、少なくとも以下の段落で特定される要件に従うべきであるが、付加価値を持つデータ（例：目次、書影、件名標目）で、向上させることも可能である。

総合目録が早い段階でメタデータを提供されている場合、出版物の近刊情報は、はるかに早く利用可能となる。資料が実際に出版される前に近刊情報を入手できるようになれば、図書館目録だけでなく、著者や出版者、頒布者もが利益を得ることになる。著者や出版者、頒布者の成果物により見やすくなるからである。この事実は、書籍業界との交渉において強調されるべきである。業界が内部システムで既に持っているメタデータを公に利用可能とすることによって、業界はその出版物をよく知られるようにし、ついには、より多くの読者に届ける機会を得ることになる。

後の段階で、国立図書館は、全国書誌の製作時にメタデータを再利用することによって恩恵を受けられる。図書館目録に一度入力されたデータは、決して再入力すべきものではなく、再利用すべきものである。この事実により、最初に受け取るデータは、予備的なものであっても、書誌レコードを完全なものとする際に不要な作業を避けるため、できる限り高品質のものであるべき、ということが重要となる。

## 図で用いた用語

### 様々な種類の資料（印刷された図書、電子ブック等）

行為主体、すなわち著者、出版者および製作者（頒布者を含む）は、資料を作成し、製作し、提供する。全国書誌への収録においては、資料の形式や媒体・容器が何であるかは問わない。全ての種類の資料が含まれるべきである。

一国の法定納本制度は、国立図書館または全国書誌作成機関に法定納本資料を提出するのは誰か（例：出版者、製作者、印刷者）を決定する。法定納本資料の提出が（自発的な）協定に基づいている国もあれば、一部の資料（例：デジタル資料）に限って協定に基づいている国もある。

### 標準化されたフォーマットのメタデータ（例：XML 形式の ONIX）

作成者、製作者または出版者は、出版物に属するメタデータを標準化されたフォーマットで提供し、出版物の出版前に全国書誌作成機関に出版物を提供する際にメタデータをも提供する。また、多くのデジタル資料のように、メタデータが資料自体に埋め込まれていることもある。提供されるメタデータは、以下のいずれかである。

- ・ ISBN 規格（2005）に準拠した、近刊出版物のレコード／予備的書誌メタデータ

- ・ CIP プログラムに準拠した CIP レコード
- ・ 国の法定納本制度の規定に基づいたレコード
- ・ 契約に基づいて提供されるメタデータ

レコードには、出版物の目次、イラスト、出版者が提供する件名標目、要約、レビュー、または書影が含まれることがある。最初から提供されるメタデータが多ければ多いほど、全国書誌作成機関が受け取る資料の取扱いが容易になる。

### 標準化されたフォーマットの典拠データ（例：XML）

標準化されたテンプレートを用いることによって典拠情報を提供するように、製作者は奨励されるべきである。テンプレートは、ネットワークサービスに含まれることもある。データの提供先は、次のとおりである。

- ・ 国立図書館または全国書誌作成機関
- ・ 製作者自身のデータベース

この方法によって、著者は（団体の場合も）、典拠レコード中の自分自身に関する情報が正しいものであることを確認することができる。

### 蔵書およびデジタルアーカイブ（リポジトリ）

出版物は、国の蔵書または、より一般的にはリポジトリとして知られるデジタルアーカイブに格納される。リポジトリ内の全てのデジタル資料は、リポジトリにアクセスする利用者にとって読みやすい形式で保持される。たとえば、多くの資料は、時間がたって古いプログラムがもはや存在しなくなってもアクセスできるよう、一つのフォーマットから別のフォーマットに変換されたり転送されたりする必要がある。たとえば、PDF ファイルは、今から 100 年後には機能しないかもしれず、将来にも読み取り可能なフォーマットに変換される必要がある。将来のためにファイルを変換する際は、常に元の資料のコピーも保持することが賢明かもしれない。

### MARC レコード

MARC は、書誌メタデータを格納する方法の一つで、いまだに最も一般的である。MARC にはたいいていのメタデータを受け入れられるが、全てではない。書誌メタデータおよび権利メタデータは通常 MARC にマッピングされるが、技術メタデータを MARC 内で処理することはより困難である。

### 図書／ファイルが届いたことを知らせる自動メッセージ

メッセージの受け手は、国立図書館／全国書誌作成機関の目録作業担当者である。メッセージを受け取った目録作業担当者は、図書を集めるかファイルにアクセスして、データベース中の予備的書誌レコードを完全なものにする。

### 書誌レコードが作成されたことを知らせる自動メッセージ

メッセージの受け手は、国立図書館／全国書誌作成機関の目録作業担当者である。目録作業担当者は、受け取った資料と受け取った予備的書誌レコードを比較し、メタデータが妥当であることを検証する。書誌レコードは、全国書誌データベースに受け取られ、更新される。

### 自動マッピングテーブル

資料の書誌記述レコードと名称典拠レコードは、メタデータ（通常は MARC レコード）を格納する国立図書館／全国書誌作成機関のフォーマットに自動的に変換される。たとえば、今日、書籍産業の ONIX フォーマットと MARC21 フォーマットの間には既に、米国議会図書館が開発したマッピングプログラムが存在している。

### 全国書誌／全国書誌作成機関

全国書誌には、その国で発行された全ての資料のメタデータが含まれている。全国書誌は、異なる書誌レベルを用いて記述された書誌レコードを含んでいるが、それらは全て全国書誌作成機関の決定によるものである。出版者や書店は、自らの情報管理において、全国書誌の情報を様々な方法で再利用することができる。たとえば、出版者や書店は、希望する場合には、全国書誌作成機関のデータベースの完全な書誌情報や典拠情報によって、自らが保持している記事情報を更新することができる。国内外の図書館は、データベースの書誌レコードにアクセスしてダウンロードしたり、様々な検索インターフェースを介してレコードをアクセス可能にしたりすることができる。

## 8. 用語・略語集

**Bohdana Stoklasová** (チェコ国立図書館)

**AACR2** 英米目録規則第2版 (Anglo-American Cataloguing Rules, 2<sup>nd</sup> ed.)

**AAP** 米国出版者協会 (Association of American Publishers)

**Access point control** アクセスポイント・コントロール  
→ **Authority control** 典拠コントロール

**ALA** 米国図書館協会 (American Library Association)

**ANSI** 米国規格協会 (American National Standards Institute)

**APA** 米国心理学会 (American Psychological Association)

**ARK** 米国国立医学図書館で開発され、カリフォルニア電子図書館で維持管理されている URL スキーム。 (Archival Resource Key)

**ASCII** 米国規格協会が定めた情報交換用の文字コード体系。 (American Standard Code for Information Interchange)

**Authority control** 典拠コントロール

蔵書に新しい資料が加えられる際、典拠ファイルと呼ばれる信頼できるリストを適用することによって、図書館目録や書誌レコードファイルの標目 (名称、統一タイトル、シリーズタイトル、件名) の形式を維持管理する仕組み。 (Reitz, 2004, p.53)

**Bibliographic control** 書誌コントロール

図書館や文書館の所蔵資料、または索引やデータベースでリスト化された情報源に含まれている情報へのアクセスを容易にするための全ての活動を包括する幅広い用語。所蔵資料や情報源を記録する書誌レコードのファイルの作成、組織化および維持管理。書誌コントロールには、統一的な目録規則、分類システム、名称典拠および優先される標目という手段による書誌記述および主題アクセスの標準化や、蔵書目録、総合目録および検索ツールの作成と維持管理、さらには蔵書中の特定資料への物理的なアクセスの提供が含まれる。 (Reitz, 2004, p.69)

**Bibliographic record** 書誌レコード

図書館目録または書誌データベースにおいて特定の資料を表すレコード。完全な書誌記述のために必要な全てのデータ要素を含み、特定の書誌フォーマットで表現される。現代の目録作業における標準フォーマットは機械可読だが、コンピュータを利用するようになる以前の伝統的なフォーマットは目録カードだった。 (Reitz, 2004, p. 71)

**Bibliographic resource** 書誌的資源

書誌記述の基本となる、著作の表現形または体現形、あるいは個別資料。書誌的資源は、あらゆる媒体または媒体の組み合わせがありえ、有形または無形どちらの可能性もある。 (ISBD(CR), p. 3)

**BIC** 英国書籍産業コミュニケーション (Book Industry Communication)

**BLIC** 英国図書館所蔵資料統合検索システム (British Library Integrated Catalogue)

**BNB** 英国全国書誌 (British National Bibliography)

**BnF** フランス国立図書館 (La Bibliothèque nationale de France)

### **Book trade** 書籍流通

特定の国における、公衆に対して図書を製作、頒布、販売するための事業および取り決め。出版者およびその関連業者である印刷業者と製本業者、小売書店およびその業界団体、仲買業者、販売業者。それらの活動を律する、一般的に受け入れられている慣行、標準および規則。米国における書籍流通の統計は、”Bowker Annual Library and Book Trade Almanac”で見ることができる。団体の名簿は、同じく R.R.Bowker 社から出版されている年鑑”American Book Trade Directory”で見ることができる。(Reitz, 2004, p. 97)

### **Cataloguing (cataloging)** 目録作業

目録のレコードを作成する工程。図書館においては通常、書誌記述、主題分析、分類記号付与および資料を実際に書架に納めるための全ての作業が含まれる。この作業は通常、目録担当者として訓練された図書館員の監督の下で行われる。(Reitz, 2004, p. 122)

**CDL** カリフォルニア電子図書館 (California Digital Library)

**CDNL** 国立図書館長会議 (Conference of Directors of National Libraries)

**CD-ROM** (Compact Disk Read Only Memory)

**CERL** 欧州研究図書館コンソーシアム (Consortium of European Research Libraries)

### **CIP** (Cataloguing-In-Publication)

CIP は、1971 年に米国議会図書館が他に先駆けて開始した。イギリスにおける CIP プログラムは、米国のシステムとよく似ているが、本格稼働は 1977 年からである。このプログラムの目的は新刊図書の書誌情報を出版前に提供することであり、出版者の自発的な協力に大きく依存している。書誌レコードは、標準的なデータシートによって出版者から提供された情報を編集したものであり、さらに、通常は図書自体のタイトルページの裏に表示される。(Prytherch, 2005, p. 115)

**CNRI** 全国的な電子情報基盤整備の推進を目的とする米国の非営利団体。(Corporation for National Research Institute)

### **Copyright** 著作権

一定の期間の間、著作を販売、複製または公開する際に著者、作曲者または出版者に対して法律によって与えられる排他的権利。著作権は、作成者の技能と労働の成果である著作(例：小説、雑誌記事)や、製作者の投資の成果であるその他の主題(例：映画)を保護するための一つの形式である。(Mortimer, 2001, p. 50)

**CQL** 共通クエリ言語 (Common Query Language)

**DC** ダブリンコア (Dublin Core)

**DCMI** ダブリンコア・メタデータイニシアティブ (Dublin Core Metadata Initiative)

**DDC** デューイ十進分類法 (Dewey Decimal Classification)

**Digital publication** デジタル出版物  
→ **Electronic publication** 電子出版物

**Digital resource** デジタル資料  
→ **Electronic resource** 電子資料

**DOI** デジタルオブジェクト識別子 (Digital Object Identifier)

**DTD** 文書型定義 (Document Type Definition)

**DVD** (Digital Video Disc)

**E-publication**  
→ **Electronic publication** 電子出版物

**E-resource**  
→ **Electronic resource** 電子資料

**EAD** 符号化記録史料記述 (Encoded Archival Description)

**Electronic publication** 電子出版物  
読みとり、またはその他の方法で感知可能なデジタル形態で一般公衆に提供される著作。電子ジャーナル、電子化されたプレプリント、電子雑誌・新聞、電子ブック、ウェブサイト、ブログ等。電子出版物は、印刷出版物のオンライン版である場合があり、「ボーン・デジタル」である場合もある。(Reitz, 2004, p. 244)

**Electronic resource** 電子資料  
コンピュータで処理するためにコード化された資料(データおよび/またはプログラム)。コンピュータに付属する周辺装置(例: CD-ROM プレイヤー)の利用が必要な資料、およびオンラインサービス(例: 電子掲示板、ディスカッショングループ/リスト、ウェブサイト)を含む。(ISBD(CF) Review Group, 1997)

**FRAD** 典拠データの機能要件 (Functional Requirements for Authority Data)

**FRANAR** 典拠レコードの機能要件と典拠番号 (Functional Requirements and Numbering of Authority Records)

**FRBR** 書誌レコードの機能要件 (Functional Requirements for Bibliographic Records)

**HTML** ウェブページを記述するためのマークアップ言語。(Hyper Text Markup Language)

**IANA** インターネット資源 (IP アドレス、ドメイン名等) の割当、管理等を行う団体。(Internet Assigned Number Authority)

**ICNBS** 全国書誌サービスに関する国際会議 (International Conference on National Bibliographic Services)

**IEC** 国際電気標準会議 (International Electrotechnical Commission)

**IFLA** 国際図書館連盟 (International Federation of Library Associations and Institutions)

**IME ICC** 国際目録規則に関する IFLA 専門家会議 (IFLA Meetings of Experts on an International Cataloguing Code)

**Integrated library system (ILS)** 統合図書館システム

図書館の内部管理業務および図書館サービスに関連する管理情報を提供するソフトウェア（当初はソフトウェアとハードウェアの組み合わせだった）。利用可能なモジュールには、目録作業、収集、閲覧、OPAC、図書館間貸出、定期刊行物処理、課題図書リストの組織化などがある。これらのシステムの構成要素を図書館のより大きなシステム（例：図書館ポータルやバーチャル学習環境）と相互運用することは、ますます重要になってきている。(Prytherch, 2005, p. 361)

**Interoperability** 相互運用性

共通のプロトコル・セットを用いてコンピュータが相互に通信する能力。(Mortimer, 2001, p. 96)

**ISBD** 国際標準書誌記述 (International Standard Bibliographic Description)

**ISBN** 国際標準図書番号 (International Standard Book Number)

**ISMN** 国際標準楽譜番号 (International Standard Music Number)

**ISO** 国際標準化機構 (International Organization for Standardization)

**ISRC** 国際標準レコーディングコード (International Standard Recording Code)

**ISSN** 国際標準逐次刊行物番号 (International Standard Serial Number)

**ISTC** 国際標準テキストコード (International Standard Text Code)

**ISWC** 国際標準音楽著作コード (International Standard Musical Work Code)

**LC/NACO** 米国議会図書館名称典拠ファイル共同作成プログラム (Library of Congress Name Authority Cooperative Program)

**LC/NACO Authority File** LC/NACO 名称典拠ファイル

米国議会図書館が維持管理する、国際的な名称典拠ファイル。米国議会図書館および共同目録作業プログラムの参加機関が作成した典拠データで構成される。

**LCC** 米国議会図書館分類表 (Library of Congress Classification)

**LCCN** 米国議会図書館コントロール番号 (Library of Congress Control Number)

**Legal deposit** 法定納本

出版物を国の蔵書に加えるため、出版者、頒布者、さらに国によっては印刷者に対して課される法定義務。

**LIBIS** リトアニア統合図書館情報システム (Lithuanian Integrated Library Information System)

**MADS**      メタデータ典拠記述スキーマ (Metadata Authority Description Schema)

**MARC**      機械可読目録 (Machine Readable Cataloging)

**Metadata**      メタデータ

様々な目的のため、情報源／対象を記述するために用いられる構造化された情報。AACR2 と MARC による目録作業も正式にはメタデータだが、図書館界における一般的な用法としては、この用語は、非伝統的な体系 (例: ダブリンコア・メタデータ要素セット、VRA Core Categories、符号化記録史料記述 (EAD)) に対して用いられる。メタデータは、記述メタデータ、構造化メタデータ、管理メタデータのように分類できる。(Reitz, 2004, p.448)

**MIME**      電子メール (インターネット) において、文字、画像、音声等を扱うための規格。  
(Multipurpose Internet Mail Extensions)

**MLA**      米国現代語学文学協会 (Modern Language Association)

**MODS**      メタデータオブジェクト記述スキーマ (Metadata Object Description Schema)

**National bibliographic agency (NBA)**      全国書誌作成機関

一国の図書館システムの中に設置される組織体であり、その国で発行された新規の出版物ごとに信頼できる包括的な書誌レコードを準備する責務を有する。レコード作成は国際的に認められた書誌標準に従い、レコードを全国書誌で公開する際の遅延は最小限とする。全国書誌は、定期的に出版する。(International Federation of Library Associations, IFLA International Office for UBC & UNESCO, 1979, p. 7)

**National bibliographic control**      全国書誌コントロール

一国で生産される全ての出版物を発見、識別、記録する活動。その目的は、国立図書館・文書館の蔵書構築、国民の情報ニーズの充足、さらには図書館・情報および記録管理全体の基盤の発展への貢献である。(International Federation of Library Associations, IFLA International Office for UBC & UNESCO, 1979, p. 2)

**National bibliography (NB)**      全国書誌

言葉の現代的な意味において、全国書誌は、国の成果物 (すなわち国内出版業界の生産物) の信頼できる包括的な記録の集積であり、定期的に出版され、遅延は最小限とする、と定義される。全国書誌は、全国書誌作成機関によって、国際標準に従って作成される。出版物の詳細と著者性が調査され、詳細に検証される。

**National imprint**      国の出版物  
国内出版業界の生産物。

**National output**      国の成果物

その国で出版された全ての資料。フォーマット (媒体) は問わない (例: 印刷物、視聴覚資料、電子資料)。

**NBN**      全国書誌番号 (National Bibliography Number)

**NID**      名前空間識別子 (Namespace Identifier)

**NISO**      米国情報標準化機構 (National Information Standards Organization)

**NLM/DTD** 米国国立医学図書館が開発した文書型定義。(National Library of Medicine Document Type Definition)

**NSS** 名前空間固有文字列 (Namespace Specific String)

**OAI** オープンアーカイブスイニシアティブ (Open Archives Initiative)

**OAI-PMH** OAI によって開発が進められた、メタデータを収集するためのプロトコル。(Open Archives Initiative Protocol for Metadata Harvesting)

**OCLC** 米国に本拠を置く、非営利、メンバー制の、世界規模の図書館サービス機関。(Online Computer Library Center)

**ONIX** 書籍流通において書誌情報を交換するための形式。(Online Information Exchange)

## **OPAC**

オンライン閲覧目録 (online public access catalogue) の頭字語。図書館または図書館システムが所蔵する図書その他の資料を記述する書誌レコードで構成されるデータベースで、通常は、利用者が訓練された図書館のレファレンス担当者の支援を求めやすいように、レファレンス窓口の近くに集中的に設置された公衆端末やワークステーションからアクセス可能となっている。たいていのオンライン目録は、著者、タイトル、件名およびキーワードで検索可能であり、利用者は検索結果を印刷したり、ダウンロードしたり、電子メールのアカウントにレコードを抽出したりすることができるようになっている。(Reitz, 2004, p.501)

**OWL** ウェブオントロジー言語 (Web Ontology Language)

**PADI** オーストラリア国立図書館 (NLA) が運営するイニシアティブで、電子情報の長期的にわたる保存とアクセスの保証に関する活動を行っている。(Preserving Access to Digital Information)

**PDF** 電子文書のためのフォーマット。(Portable Document Format)

**Persistent identifier** 永続的識別子

永続的識別子は、デジタル資源 (文書、オブジェクトまたは書誌レコード) を一切の曖昧さなしに識別するコードであり、情報検索のために長期間にわたって引用可能である。資源が情報システム内で移動しても、公に知られている識別子とシステム内の現在の物理的アドレスとの間で永続的な対応を行うリゾルバのおかげで、永続的識別子は同一のままとなる。

**PREMIS** デジタル保存に関するメタデータの開発を行う国際的な作業グループ。(PREservation Metadata Implementation Strategies)

**Publisher** 出版者

公衆に販売または頒布するために印刷物を準備し、発行する個人または団体。通常、出版者は、法的な契約に基づき、出版の財務リスクを想定しつつ利益を共有することによって著者への報償に同意することと引き換えに、販売または頒布について一定の独占権を持つ。(Reitz, 2004, p. 579)

**PURL** URL の一貫性を保証するサービス。(Persistent Uniform Resource Locator)

**RAK** ドイツ語圏のアルファベット順目録規則。(Regeln für die alphabetische Katalogisierung)

**RDA** 資源記述とアクセス (Resource Description and Access)

**RDF** W3C によって規格化された、メタデータを記述する枠組みの一つ。(Resource Description Framework)

**RFC** インターネット関連技術の標準化団体である IETF (Internet Engineering Task Force) が発行する文書 (技術仕様等)。(Request for Comments)

**RSS** ウェブサイトの更新情報を要約、配信するための文書フォーマットの総称。名称の異なる複数の規格が存在し、RDF を採用するもの (RDF Site Summary) と採用しないもの (Really Simple Syndication) の二系統に分かれる。

**SACO** 件名典拠ファイル共同作成プログラム (Subject Authority Cooperative Program)

**SGML** マークアップ言語の一つで、他の言語の源流に位置する。(Standard Generalized Markup Language)

**SKOS** セマンティック・ウェブ環境でメタデータを表現するためのモデルの一種。(Simple Knowledge Organisation System)

**SRU (Search/Retrieve via URL)**

インターネットにおける情報検索クエリーのための標準的なプロトコル。クエリーを表現するための標準クエリー構文である CQL (共通クエリー言語: Common Query Language) を用いる。

**SRW (Search Retrieve Web Service)**

様々なネットワーク資源へのアクセスを統合し、分散したデータベース間の相互運用性を促進することを目的として、Z39.50 の経験とウェブ技術の発展をまとめたプロトコル。ZING イニシアティブの一部分である。(Prytherch, 2005, p. 659)

**Standard identifier** 標準識別子

資料のある版が最初に出版されるときに割り当てられる一意の識別番号。国際的に標準化された識別システムに準拠しており、通常は、資料のどこかに表示される。ハードカバーで出版される書籍の場合、国際標準図書番号 (ISBN) が標題紙の裏面および、通常はブックジャケットの前側見返し部分に印刷される。ペーパーバック版では、ISBN は標題紙の裏面および、裏表紙 (通常は右下隅) に表示される。逐次刊行物の場合、国際標準逐次刊行物番号 (ISSN) がマストヘッド (奥付)、各号の目次、または各巻 (またはシリーズの部編) の著作権表示ページに表示される。楽譜では、国際標準音楽番号 (ISMN) が著作権表示ページに表示される。ISBD に拠る書誌記述では、標準番号は、標準番号と入手条件に関する事項に記録される。

**Standard number** 標準番号

→ **Standard identifier** 標準識別子

**SWD** ドイツの件名標目典拠ファイル。(Schlagwortnormdatei)

**TEI** 人文科学におけるテキスト符号化イニシアティブ。(Text Encoding Initiative)

**UBC** 国際書誌コントロール (Universal bibliographic control)

**UBCIM**

→ **Universal Bibliographic Control and International MARC** 国際書誌コントロールおよび国際 MARC

**UDC** 国際十進分類法 (Universal Decimal Classification)

## **UKOLN**

電子図書館、情報システム、書誌情報管理およびウェブ技術の分野における実践を報知し、政策に反映させることを目的とする研究組織。前身は、図書館および情報ネットワーク英国オフィス (UK Office for Library and Information Networking)。

**UNESCO** 国際連合教育科学文化機関 (United Nations Educational Scientific and Cultural Organization)

**UNIMARC** 書誌データ交換用の標準的な MARC フォーマット。 (Universal MARC)

**Universal bibliographic control and International MARC (UBCIM)** 国際書誌コントロールおよび国際 MARC

目録専門家による 1969 年の活動を受け、IFLAによって 1974 年に国際書誌コントロール (UBC) プログラムが設立された。プログラムの目的は、書誌データの交換における国際的整合性を奨励することであった。1986 年には、国際 MARC プログラムが UBC と合併し、UBCIM が形成された。多くの事柄が達成され、プログラムとしては冗長なものになったため、プログラムは 2003 年に終了した。UBCIM の主要なプロジェクトだった UNIMARC フォーマットについては、ポルトガル国立図書館によって継続されることになった。プログラムの他の事項は、ICABS (書誌標準のための IFLA-CDNL 同盟) によって継続される予定である<sup>5</sup>。(Prytherch, 2005, p. 717)

**URL** インターネット情報資源を所在場所で識別するための記述方式。(Uniform Resource Locator)

**URN** インターネット情報資源を名前で識別するための記述方式。(Uniform Resource Name)

**Virtual International Authority File (VIAF)** バーチャル国際典拠ファイル

ドイツ国立図書館 (dnb)、米国議会図書館 (LC)、フランス国立図書館 (BnF) および OCLC は共同して、dnb、LC および BnF の遡及的個人名典拠ファイル中の個人名典拠レコードを照合しリンクさせるというプロジェクトを進めている。詳細については、<http://www.oclc.org/research/activities/viaf/>を参照のこと。

**Voluntary deposit** 自発的納本

出版者が全国書誌作成機関に資料を納本することを約する協定。

**W3C** ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム (World Wide Web Consortium)

**XML** 拡張可能なマークアップ言語 (eXtensible Markup Language)

## **Z39.50**

遠隔のコンピュータデータベースから情報を探索・検索するためのクライアント・サーバー型プロトコル。ANSI/NISO 規格 Z39.50 および ISO 規格 23950 となっており、規格の維持管理は、米国議会図書館が行っている。詳細については、<http://www.loc.gov/z3950/agency/>を参照のこと。

---

<sup>5</sup> (訳注) 2003 年に設立された ICABS の活動は、2008 年の ICADS (デジタル戦略のための IFLA-CDNL 同盟) への改組により、電子情報資源関係のものを除いて終了した。ICADS 自体も 2011 年末に活動を終了している。

## 9. 参考文献

Anderson, D. (1974). *Universal bibliographic control: A long term policy, a plan for action*. Pullach/München: Verlag Dokumentation.

Bates, M. J. (1977). Factors affecting subject catalog search success. *Journal of the American Society for Information Science*, 28(3), 161-169.

Bates, M. J. (2003, June 1). *Task force recommendation 2.3, research and design review: Improving user access to library catalog and portal information*.

2009年2月6日 <http://www.loc.gov/catdir/bibcontrol/2.3BatesReport6-03.doc.pdf> から取得。

Battison, S. (2007, June 8). *The South African national bibliography: 1933-to date: From isolation to co-operation*.

2008年3月29日 <http://www.ifla.org/IV/ifla73/papers/136-Battison-en.pdf> から取得。

Beaudiquez, M. (2002). What will be the usefulness of national bibliographies in the future? *IFLA Journal*, 28(1), 28-30.

Bell, B. L. (1998). *An annotated guide to current national bibliographies* (2<sup>nd</sup> completely rev. ed.). München: K.G. Saur.

Bell, B. L., & Langballe, A. M. H. (2001). *An examination of national bibliographies and their adherence to ICNBS recommendations*.

2009年2月6日 <http://www.ifla.org/VII/s12/pubs/sbrep.pdf> から取得。

Bermès, E. (2006, December). Persistent identifiers for digital resources: The experience of the National Library of France. *International preservation news: a newsletter of the IFLA Core Activity on Preservation and Conservation*, 40, 22-27.

2009年3月25日 <http://www.ifla.org/VI/4/news/ipnn40.pdf> から取得。

Borgman, C. L. (1996). Why are online catalogs still hard to use? *Journal of the American Society for Information Science*, 47(7), 493-503.

Bourdon, F., & Landry, P. (2007, August 14). *Best practices for subject access to national bibliographies: Interim report by the Working Group on Guidelines for Subject Access by National Bibliographic Agencies* (2<sup>nd</sup> version).

2008年3月25日 [http://www.ifla.org/IV/ifla73/papers/089-Bourdon\\_Landry-en.pdf](http://www.ifla.org/IV/ifla73/papers/089-Bourdon_Landry-en.pdf) から取得。

British Library. (2006, September). *Intellectual property: A balance: The British Library manifesto*.

2009年3月25日 <http://www.bl.uk/news/pdf/ipmanifesto.pdf> から取得。

British Library. (2006, December). *Response to the Gowers Review of Intellectual Property (IP)*.

2009年3月25日 <http://www.bl.uk/news/2006/pressrelease20061207.html> から取得。

Buxton, A. B., & Meadows, A. J. (1977, March). The variation in the information content of titles of research papers with time and discipline. *Journal of Documentation*, 33(1), 46-52.

Byrum, J. D., Jr. (2005, June 14). *Recommendations for urgently needed improvement of OPAC and the role of the national bibliographic agency on archiving it*.

2008年3月25日 <http://www.ifla.org/IV/ifla71/papers/124e-Byrum.pdf> から取得。

Calhoun, K. (2006). *The changing nature of the catalog and its integration with other discovery tools*.<sup>6</sup>  
2009 年 2 月 6 日 <http://www.loc.gov/catdir/calhoun-report-final.pdf> から取得。

Carlyle, A., & Timmons, T. (2002, April). *Default record displays in Web-based catalogs*. *Library Quarterly*, 72(2), 179-204.

Cello, J., & Wiggins, B. (2004, August). *Survey of national CIP programs: Results and analysis*.<sup>7</sup>  
2009 年 2 月 8 日 <http://www.ifla.org/VII/s12/pubs/s12-Survey-National-CIP-Programs.pdf> から取得。

CENL/FEP Committee. (2005). *Statement on the development and establishment of voluntary deposit schemes for electronic publications*.  
2008 年 12 月 25 日 [http://www.nlib.ee/cenl/docs/05-11CENLFEP\\_Draft\\_Statement050822\\_02.pdf](http://www.nlib.ee/cenl/docs/05-11CENLFEP_Draft_Statement050822_02.pdf) から取得。

Chaplin, A. H., Anderson, D., & Honoré, S. (1970). *Report of the International meeting of cataloguing experts, Copenhagen, 1969*. Copenhagen: IFLA.

Chung Yeon-Kyoung. (2006, June 22). *National bibliographies: Past, present and future: The Korean experience*.  
2008 年 3 月 29 日 <http://www.ifla.org/IV/ifla72/papers/109-Chung-en.pdf> から取得。

Chung Yeon-Kyoung. (2007). *National Bibliographies: Past, present and future – the Korean experience*. *IFLA Journal*, 33(3), 220-228.

Conference on the Improvement of Bibliographic Services. (1950). *General report of the Conference on the Improvement of Bibliographical Services, UNESCO House, Paris, 7-10 November, 1950*. Paris: UNESCO.

Conover, H. F. (1955). *Current national bibliographies*. Washington: U.S. Government Printing Office.

Cooper, W.S. (1988). Getting beyond Boole. *Information Processing & Management*, 24(4), 243-348.

Drabenstott, K. M. (1984). *Subject searching in library catalogs: Before and after the introduction of online catalogs*. Dublin, OH: OCLC Online Computer Library Center.

Dzhigo, A. A., & Teplitskaya, A. V. (2006, June 22). *Status of national bibliographies in the CIS countries of Central Asia*.  
2008 年 3 月 29 日 [http://www.ifla.org/IV/ifla72/papers/109-Dzhigo\\_Teplitskaya-en.pdf](http://www.ifla.org/IV/ifla72/papers/109-Dzhigo_Teplitskaya-en.pdf) から取得。

Ensor, P. (1992, September). User practices in keyword and Boolean searching on an online public access catalog. *Information technology in libraries*, 11(3), 210-219.

Fourie, I., & Burger, M. (2007, September 7). *Bibliographic control in South Africa* (2<sup>nd</sup> version).  
2008 年 3 月 29 日 [http://www.ifla.org/IV/ifla73/papers/075-Fourie\\_Burger-en.pdf](http://www.ifla.org/IV/ifla73/papers/075-Fourie_Burger-en.pdf) から取得。

García-Carranza, A. (2004). *La bibliografía nacional como sistema de reportorios bibliográficos para el estudio de la cultura cubana*.  
2008 年 3 月 25 日 <http://www.ifla.org/IV/ifla70/papers/075s-Carranza.pdf> から取得。

Gu, B. (2006, July 4). *National bibliographies: The Chinese experience* (2<sup>nd</sup> version).  
2008 年 3 月 29 日 <http://www.ifla.org/IV/ifla72/papers/109-Gu-en.pdf> から取得。

.

<sup>6</sup> (訳注) 概要については、次の文献を参照のこと。 渡邊隆弘, 研究図書館目録の危機と将来像. カレントアウェアネス, CA1617, 2006.12. <http://current.ndl.go.jp/ca1617>.

<sup>7</sup> (訳注) 概要については、次の文献を参照のこと。 柴田洋子, IFLA の CIP プログラム調査. カレントアウェアネス, CA1557, 2005.6. <http://current.ndl.go.jp/ca1557>.

- Hakala, J. (2003). *Future role of (electronic) national bibliographies*.  
2008 年 3 月 25 日 <http://www.ifla.org/IV/ifla69/papers/155e-Hakala.pdf> から取得。
- Hancock-Beaulieu, M. (1992). User friendliness and human-computer interaction in online library catalogues. *Program*, 26(1), 29-37.
- Harman, D. (1992). User-friendly systems instead of user-friendly front-ends. *Journal of the American Society for Information Science*, 43(2), 164-174.
- Hazen, D. (2004). *National bibliography in a globalized world: The Latin American case*.  
2008 年 3 月 29 日 <http://www.ifla.org/IV/ifla70/papers/158s-Hazen.pdf> から取得。
- Hegna, K., & Murtomaa, E. (2002, March 13). *Data mining MARC to find: FRBR?*  
2009 年 2 月 6 日 <http://folk.uio.no/knuthe/dok/frbr/> から取得。
- Hickey, T.B., O'Neill, E. T., & Toves, J. (2002). Experiments with the IFLA Functional Requirements for Bibliographic Records (FRBR). *D-Lib Magazine*, 8(9).  
2009 年 2 月 6 日 <http://www.dlib.org/dlib/september02/hickey/09hickey.html> から取得。
- Howard-Reguindin, P. (2007, June 11). *Out of Africa: Into international libraries: The role of the Library of Congress Nairobi Office in building Africana library collections*.  
2008 年 3 月 25 日 <http://www.ifla.org/IV/ifla73/papers/136-Howard-Reguindin-en.pdf> から取得。
- Huey, T., & Stoklasová, B. (2005, August 4). *IFLA Bibliography Section activities*.  
2008 年 3 月 25 日 <http://www.ifla.org/IV/ifla71/papers/171e-Stoklasova-Huey.pdf> から取得。
- Huey, T., Stoklasová, B., & Knutsen, U. (2004). *IFLA Bibliography Section activities*.  
2008 年 3 月 25 日 [http://www.ifla.org/IV/ifla70/papers/006e-huey\\_stoklasova\\_knutsen.pdf](http://www.ifla.org/IV/ifla70/papers/006e-huey_stoklasova_knutsen.pdf) から取得。
- Identifiers Interoperability Group. (2007, May 3). *Report to the TC46.SC9 Plenary, 10 May 2007*.  
2009 年 3 月 25 日 <http://www.collectionscanada.gc.ca/iso/tc46sc9/docs/sc9n460.pdf> から取得。
- IFLA Study Group on the Functional Requirements for Bibliographic Records. (1998). *Functional requirements for bibliographic records: Final report*. München: K.G. Saur.<sup>8</sup>
- International Conference on Cataloguing Principles. (1969). *International Conference on Cataloging Principles, Paris, 9-18 Oct. 1961. Report*. London: Bingley.
- International Conference on National Bibliographic Services. (2002, October 1). *The final recommendations of the International Conference on National Bibliographic Services: ICNBS: Copenhagen 25-27 November 1998*.<sup>9</sup>  
2009 年 2 月 6 日 <http://www.ifla.org/VI/3/icnbs/fina.htm> から取得。
- International Federation of Library Associations, IFLA International Office for UBC, & UNESCO. (1979). *Guidelines for the national bibliographic agency and the national bibliography*. Paris: UNESCO.
- International Federation of Library Associations and Institutions. (1986). *Recommended standards for Cataloguing-in-Publication: The CIP data sheet and the CIP record in the book*. London: IFLA International Programme for UBC.
- International Federation of Library Associations and Institutions. (2007). *Manuel UNIMARC: Format bibliographique* (5e éd. version française). München: K.G. Saur.

<sup>8</sup> (訳注) 日本語訳あり。和中幹雄, 古川肇, 永田治樹. 書誌レコードの機能要件. 日本図書館協会, 2004.3. (オンライン版が日本図書館協会目録委員会のウェブサイト <http://www.jla.or.jp/portals/0/html/mokuroku/link.html> から入手可能。)

<sup>9</sup> (訳注) この会議の概要および勧告内容については、次の文献を参照のこと。石川史士. 第二回全国書誌国際会議報告. 国立国会図書館月報. 458, 1999.5, p.14-23.

International Federation of Library Associations and Institutions, Cataloguing Section, Standing Committee. (2007). *International standard bibliographic description (ISBD)* (prelim. consolidated ed). München: K.G. Saur.

International Federation of Library Associations and Institutions, Cataloguing Section, Standing Committee. (2009). *Statement of international cataloguing principles*.<sup>10</sup>

2009年3月25日 [http://www.ifla.org/VII/s13/icp/ICP-2009\\_en.pdf](http://www.ifla.org/VII/s13/icp/ICP-2009_en.pdf) から取得。

International Federation of Library Associations and Institutions, Working Group on GARE Revision. (2001). *Guidelines for authority records and references* (2<sup>nd</sup> ed.). München: K.G. Saur.

ISBD(CF) Review Group. (1997). *ISBD(ER): International standard bibliographic description for electronic resources: Revised from the ISBD(CF): International standard bibliographic description for computer files*. München: K.G. Saur.

*ISBD(CR): International standard bibliographic description for serials and other continuing resources: Revised from the ISBD(S): International standard bibliographic description for*. (2002). München: K.G. Saur.

Klingbiel, P. H. (1970). *The future of indexing and retrieval vocabularies*. Alexandria, VA: Defense Documentation Center.

Knutsen, U. (2001). *Changes in the national bibliographies, 1996-2001*.

2009年2月6日 <http://www.ifla.org/IV/ifla67/papers/143-199e.pdf> から取得。

Knutsen, U. (2003). *Electronic national bibliographies: State of the art review*.

2008年3月25日 <http://www.ifla.org/IV/ifla69/papers/109e-Knutsen.pdf> から取得。

Knutsen, U. (2005, July 22). *Bibliographic control in the Nordic countries*.

2009年2月8日 <http://www.ifla.org/IV/ifla71/papers/166e-Knutsen.pdf> から取得。

Knutsen, U. (2006, July). *Survey on the state of national bibliographies in Asia*.

2009年2月9日 [http://www.ifla.org/VII/s12/pubs/Survey-Asia\\_MiddleEast-report.pdf](http://www.ifla.org/VII/s12/pubs/Survey-Asia_MiddleEast-report.pdf) から取得。

Knutsen, U. (2007, August). *Survey on the state of national bibliographies in Africa*.

2009年2月9日 <http://www.ifla.org/VII/s12/pubs/Survey-Africa-report.pdf> から取得。

Knutsen, U., & Lopez, F. M. (2004, April). *Survey on the state of national bibliographies in Latin America*.

2009年2月8日 <http://www.ifla.org/VII/s12/pubs/s12-national-bibliography-latinamerica.pdf> から取得。

Kopaleva, V. A. (2005). Archiving of Internet scientific information resources: The basic conceptual positions. *The Library News*, 2005(#2).

Larivière, J. (2000). *Guidelines for legal deposit legislation: A revised, enlarged and updated edition of the 1981 publication by Dr. Jean Lunn*.

2009年2月6日 <http://www.ifla.org/VII/s1/gnl/legaldep1.htm> から取得。

Larson, R. R. (1992). Evaluation of advanced retrieval techniques in an experimental online catalog. *Journal of the American Society for Information science*, 43(1), 34-53.

Lee, J. (2006, July 20). *Bibliographic control in Korea: Focused on the National Library of Korea*.

2008年3月25日 <http://www.ifla.org/IV/ifla72/papers/084-Lee-en.pdf> から取得。

---

<sup>10</sup> (訳注) 日本語訳「国際目録原則覚書」が国立国会図書館のウェブサイト <http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/kokusai.html> から入手可能。

Lewis, P.R. (1991). The development of national bibliographic services: Issues and opportunities. In P. R. Lewis (Ed.), *National bibliographic services in the European Communities: Roles and perspectives: Report of a workshop held in Luxembourg, 12 February 1990*. Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities.

Lupovici, C. (2005, June 9). *Web crawling: The Bibliothèque nationale de France experience*. 2008 年 3 月 29 日 <http://www.ifla.org/IV/ifla71/papers/074e-Lupovici.pdf> から取得。

Madsen, M. (2000). The national bibliography in the future: New recommendations. *Alexandria*, 12(1), 45-50.

Mann, T. (1993). *Library research models: A guide to classification, cataloging, and computers*. New York, NY: Oxford University Press.

Mann, T. (2005, August 15). *Will Google's keyword searching eliminate the need for LC cataloging and classification?* 2007 年 4 月 2 日 <http://www.guild2910.org/searching.htm> から取得。

Matthews, J. R. (1987). Suggested guidelines for screen layouts and design of online catalogs. *Library trends*, 35(4), 555-568.

Matthews, J. R., Lawrence, G. S., & Ferguson, D. K. (1983). *Using online catalogs: A nationwide survey*. New York, NY: Neal-Schuman.

McCallum, S. H. (2006, July 18). *A look at new information protocols: SRU, OpenSearch/A9, CQL and Xquery (2<sup>nd</sup> version)*. 2009 年 2 月 6 日 <http://www.ifla.org/IV/ifla72/papers/102-McCallum-en.pdf> から取得。

McKeen, L. (2008, June 4). *Canadiana, the national bibliography for Canada, in the digital age*. 2009 年 4 月 6 日 <http://www.ifla.org/IV/ifla74/papers/162-McKeen-en.pdf> から取得。

*Models for service supply in Europe based on national bibliographic data*. (1995). European Commission Directorate General XIII, CoBRA.

Mortimer, M. (2001). *LibrarySpeak : A glossary of terms in librarianship and information management (4<sup>th</sup> Australian ed.)*. Canberra: DocMatrix.

Olson, H. A., & Boll, J. J. (2001). *Subject analysis in online catalogs*. Englewood, CO: Libraries Unlimited.

Parent, I. (2007, July 9). *The importance of national bibliographies in the digital age (2<sup>nd</sup> version)*. 2008 年 3 月 25 日 <http://www.ifla.org/IV/ifla73/papers/089-Parent-en.pdf> から取得。

Patton, G. (2006, July 14). *What's new with FRAR (Functional Requirements for Authority Records)?* 2008 年 3 月 25 日 <http://www.ifla.org/IV/ifla72/papers/084-Patton-en.pdf> から取得。

Plassard, M.-F. (Ed.). (2007). *UNIMARC & friends: Charting the new landscape of library standards: Proceedings of the international conference held in Lisbon, 20-21 March 2006*. München: Saur.

Prytherch, R. J. (2005). *Harrod's librarians' glossary and reference book: A directory of over 10,200 terms, organizations, projects and acronyms in the areas of information management, library science, publishing and archive management (10<sup>th</sup> ed.)*. Aldershot: Ashgate.

Reitz, J. M. (cop. 2004-7). *ODLIS online dictionary for library and information science*. 2008 年 3 月 26 日 <http://lu.com/odlis/> から取得。

Reitz, J. M. (2004). *Dictionary for library and information science*. Westport, CT: Libraries Unlimited..

- Romanos de Tiratel, S. (2004). *La bibliografía nacional Argentina: Una deuda pendiente*.  
2008 年 3 月 29 日 [http://www.ifla.org/IV/ifla70/papers/046s\\_Tiratel.pdf](http://www.ifla.org/IV/ifla70/papers/046s_Tiratel.pdf) から取得。
- Rowley, J. (1994). The controlled versus natural indexing languages debate revisited: A perspective on information and retrieval practice and research. *Journal of Information Science*, 20(2), 108-119.
- Shires, N. L., & Olszak, P. L. (1992). What our screens should look like: An introduction to effective OPAC screens. *Reference quarterly*, 31(3), 357-369.
- Shneiderman, B. (1998). *Designing the user interface: Strategies for effective human-computer interaction* (3<sup>rd</sup> ed.). Reading, MA: Addison Wesley Longman.<sup>11</sup>
- Sidibé, A. B. (2007, June 8). *Bibliographies nationales africaines*.  
2008 年 3 月 25 日 <http://www.ifla.org/IV/ifla73/papers/136-Sidibe-fr.pdf> から取得。
- Stoklasová, B., Balíková, M., & Celbová, L. (2003). *The relationship between subject gateways and national bibliographies in international context*.  
2008 年 3 月 25 日 [http://www.ifla.org/IV/ifla69/papers/054e-Stoklasova\\_Balikova\\_Celbova.pdf](http://www.ifla.org/IV/ifla69/papers/054e-Stoklasova_Balikova_Celbova.pdf) から取得。
- Survey of CIP programs report*. ([2005]). Washington, DC: Library of Congress.  
2009 年 2 月 6 日 [http://www.loc.gov/catdir/cipsurvey/IFLA\\_CIP\\_Survey\\_Report.pdf](http://www.loc.gov/catdir/cipsurvey/IFLA_CIP_Survey_Report.pdf) から取得。
- Vitiello, G. (1999, February 2). *Legal deposit and national bibliographic services: Developments in the framework of the cooperative perspective and the convergence phenomenon*.  
2009 年 2 月 6 日 <http://www.ifla.org/VI/3/icnbs/vitg.htm> から取得。
- Wiggins, B. (2005, August 8). *IFLA survey on inclusion of electronic resources in national bibliographies*.  
2008 年 3 月 25 日 <http://www.ifla.org/IV/ifla71/papers/177e-Wiggins.pdf> から取得。
- Wiggins, B. (2006). *IFLA Bibliography Section's survey of European national libraries: Composite data*.  
2009 年 2 月 8 日 <http://www.ifla.org/VII/s12/pubs/SurveyEuNationalLibraries24jul06.pdf> から取得。
- Yee, M. (2006). *Beyond the OPAC: Future directions for web-based catalogues*.  
2007 年 4 月 2 日 [http://www.nla.gov.au/lis/stdnrd/s/grps/acoc/documents/Yee\\_Keynote.doc](http://www.nla.gov.au/lis/stdnrd/s/grps/acoc/documents/Yee_Keynote.doc) から取得。
- Yokoyama, Y. (2006, September 5). *Japanese national bibliography in the digital environment*.  
2008 年 3 月 29 日 <http://www.ifla.org/IV/ifla72/papers/109-Yokoyama-en.pdf> から取得。
- Zaher, C. R. (2004). *Electronic consortium of libraries: A bibliographical cooperation scheme*.  
2008 年 3 月 25 日 <http://www.ifla.org/IV/ifla70/papers/010e-Ribeiro-Zaher.pdf> から取得。
- Žumer, M. (2003). *Guidelines for electronic bibliographies: Are they needed?*  
2008 年 1 月 2 日 <http://www.ifla.org/IV/ifla69/papers/108e-Zumer.pdf> から取得。
- Žumer, M. (2005, June 9). *Guidelines for (electronic) national bibliographies: Work in progress*.  
2008 年 3 月 25 日 <http://www.ifla.org/IV/ifla71/papers/073e-Zumer.pdf> から取得。
- Žumer, M. (2007, July 9). *The new "Guidelines for national bibliographies in the digital age"*.  
2008 年 3 月 25 日 <http://www.ifla.org/IV/ifla73/papers/089-Zumer-en.pdf> から取得。

---

<sup>11</sup> (訳注) 初版および第 2 版は日本語訳あり。ベン・シュナイダーマン著、ユーザー・インタフェースの設計、日経マグローヒル社、1987.12., 1993.8. なお、原書は 2004 年に第 4 版、2010 年に第 5 版が刊行されている。

## 10. リンク集

### **Authority control: a basic glossary of terms** (典拠コントロール：基本用語集)

<http://ublib.buffalo.edu/libraries/units/cts/ac/def.html>

様々な情報源から編纂された、典拠コントロールに関する基本的用語集。

### **AUTOCAT**

<http://www.cwu.edu/~dcc/Autocat/subscribe.html>

AUTOCAT は、半ば司会進行役が存在する、国際的なディスカッションリストである。図書館における目録作業および典拠コントロールに関する全ての問題の議論のための、電子フォーラムとしての役割を果たしている。

### **Data Dictionary for Preservation Metadata: Final Report of the PREMIS (PREservation Metadata: Implementation Strategies) Working Group**

(保存メタデータのためのデータ辞書：PREMIS 作業グループ最終報告書)

<http://www.oclc.org/research/projects/pmwg/premis-final.pdf>

この出版物は、PREMIS 作業グループの最終報告書、データ辞書および例示を収録している。報告書およびデータ辞書第 1 版は、PREMIS 参加者による 2 年近い努力の成果である。

データ辞書は、デジタル保存リポジトリへの幅広い適用性を持つ保存メタデータのコア要素の実装可能なセットについて定義し、記述している。報告書は、データ辞書を文脈に置き、基礎的前提とデータモデルを説明し、データ辞書で定義されている「意味単位」の意味と使用に関する追加情報を提供することを意図したものである。

### **DCMI Metadata Terms** (DCMI メタデータ語彙)

<http://dublincore.org/documents/dcmi-terms>

この文書は、DCMI が維持管理する全てのメタデータ語彙（エレメント、エレメント詳細化、符号化スキーム、および用語（DCMI タイプ語彙））の最新かつ信頼できる仕様である。

### **DCMI Type Vocabulary** (DCMI タイプ語彙)

<http://dublincore.org/documents/dcmi-type-vocabulary/>

DCMI タイプ語彙は、資源のジャンルを識別するための要素である「資源タイプ」の値として使用できる承認された語の一般的なクロスドメインのリストを提供する。ここに記載された語は、より包括的な文書「DCMI メタデータ語彙」（<http://dublincore.org/documents/dcmi-terms/>）にも収録される。

### **Dewey Decimal Classification (DDC)** (デューイ十進分類法)

<http://www.oclc.org/dewey/>

デューイ十進分類法 (DDC) は、図書館の先駆者である Melvil Dewey が 1870 年代に考案し、1988 年以降は OCLC が所有しているもので、図書館蔵書の組織化のためのダイナミックな構造を提供す

る。現在は、第 22 版が印刷物およびウェブ版で入手可能である<sup>12</sup>。DDCは、世界で最も広く使われている図書館分類システムである。

DDC は、各自の図書館の独自の蔵書の全ての資料を組織化するための論理システムを提供する。世界の 20 万もの図書館で使用されている由緒ある分類システムは、図書館利用者に親しみやすさと一貫性を提供する。

DDC は、広く認識されるアラビア数字による意味のある表記法、よく定義されたカテゴリと階層、およびテーマ間の関連の豊かなネットワークを提供する。

### **Digital Libraries: Metadata Resources**

<http://www.ifla.org/II/metadata.htm>

一般的な資料および索引。

### **Dublin Core Metadata Element Set, Version 1.1: Reference Description** (ダブリンコア・メタデータ要素セット)

<http://dublincore.org/documents/dces>

ダブリンコア・メタデータ要素セットは、クロスドメインの情報資源記述のための規格であり、事物をより容易に発見できるような方法でオンライン記述するための、単純かつ標準的な一連の規則を提供する。ダブリンコアは、デジタル資料（例：映像、音、画像、テキスト、およびウェブページのような複合メディア）を記述するために広く使用されている。ダブリンコアの実装は、一般的には XML を使用し、RDF をベースとする。ダブリンコアは、2003 年に ISO 規格 15836 として、2007 年には NISO 規格 Z39.85 として定義された。

より包括的な文書である「DCMI メタデータ語彙」（<http://dublincore.org/documents/dcmi-terms/>）は、「ダブリンコア・メタデータ要素セット」バージョン 1.1 のための最新かつ信頼できる語彙の宣言を含んでいる。

### **Fiction Listserv**

<http://lcweb.loc.gov/catdir/pcc/gsafdlst.html>

図書館のデータベースや目録において、フィクションの個々の著作への主題アクセスを提供することに関心を抱く人のための、司会進行役が存在しないディスカッションリスト。フィクションの個々の著作に対してテーマ、人物、設定、ジャンルに関する標目を付与する際の理論的および実践的な問題に焦点を当てている。登録利用者のみがリストに直接投稿できる。

### **The final recommendations of the International Conference on National Bibliographic Services (1999 : Copenhagen)** (全国書誌サービスに関する国際会議の最終勧告)

<http://www.ifla.org/VI/3/icnbs/fina.htm>

全国書誌サービスの特定テーマ（例：法定納本、全国書誌の範囲および表示方法、使用される国際標準）についての勧告。

### **Functional Requirements for Authority Records (Draft)** (典拠レコードの機能要件(草案))<sup>13</sup>

<http://www.ifla.org/VII/d4/franar-conceptual-model-2ndreview.pdf>

<sup>12</sup> (訳注) 2011 年に第 23 版が刊行された。

<sup>13</sup> (訳注) 2009 年 6 月に「典拠データの機能要件」として次のとおり刊行された。 IFLA Working Group on Functional Requirements and Numbering of Authority Records. *Functional requirements for authority data: A conceptual model*. München: K.G. Saur, 2009.6.

概念モデルは、（レコード中では別個のデータ要素として反映されている）特定の属性および関連と、典拠レコードを参照する際に利用者が実行する様々なタスクとの関連付けの基礎としての役割を果たす。

### **Functional Requirements for Bibliographic Records**（書誌レコードの機能要件）

<http://www.ifla.org/VII/s13/frbr/frbr.pdf>

概念モデルは、（レコード中では別個のデータ要素として反映されている）特定の属性および関連と、書誌レコードを参照する際に利用者が実行する様々なタスクとの関連付けの基礎としての役割を果たす。このモデルは、現在更新中である<sup>14</sup>。

（<http://www.ifla.org/VII/s13/wgfrbr/expression-invitation.htm>）

### **IFLA. Bibliography Section**（IFLA 書誌分科会）

<http://www.ifla.org/VII/s12/index.htm>

IFLA 書誌分科会は、主として書誌情報の内容、整理、作成、配布および保存に関係している。特に全国書誌サービスが対象となるが、それ以外の書誌情報を扱わないわけではない。分科会は、（国立図書館だけでなく）全ての種類の図書館の専門家、出版者、頒布者、書店およびエンドユーザーに対して、書誌の分野の重要性について理解を促すことにも関係している。技術的な可能性については十分に考慮しているが、分科会は、世界の一部地域ではこのような展開をまだ利用できないことを認識している。また、分科会は、その問題解決法を必ずしも特定の技術に依存しないことを保証する。

分科会は、必要に応じて、書誌調整部会内の他の分科会や UBCIM プログラムとだけではなく、情報技術分科会や国立図書館分科会とも密接に連携している。

### **IFLA. Cataloguing Section**（IFLA 目録分科会）

<http://www.ifla.org/VII/s13/index.htm>

目録分科会は、全ての利用者の利益のために、書誌情報および典拠情報の両方を含む、全ての種類の資料および媒体に関する目録作業活動の機能を分析する。

分科会は、書誌情報および典拠情報への国際的アクセスと情報交換を促進するため、電子ネットワーク環境の発展を考慮しつつ、書誌情報のための目録規則、ガイドラインおよび標準を提案、開発する。

### **IFLA. Classification and Indexing Section**（IFLA 分類・索引分科会）

<http://www.ifla.org/VII/s29/>

### **IFLA. Division of Bibliographic Control**（IFLA 書誌調整部会）

<http://www.ifla.org/VII/d4/dbc.htm>

この部会は、図書館活動の種類によって設立されたものの一つであり、特に、書誌情報の作成および交換を通じた蔵書と情報の組織化に関連する活動を扱う。部会には、目録、分類、書誌およびナレッジマネジメントを扱う専門グループがある。

---

<sup>14</sup>（訳注）IFLA 目録分科会常任委員会の下に FRBR レビューグループが組織され、同グループがモデルの維持管理を行っている。2011 年 9 月には、グループ内の作業チームによる集成的実体（aggregates）に関する最終報告書が了承された。

## **IFLA-CDNL Alliance for Bibliographic Standards (ICABS)**(書誌標準のための IFLA-CDNL 同盟)

<http://www.ifla.org/VI/7/icabs.htm>

オーストラリア国立図書館、米国議会図書館、英国図書館、オランダ王立図書館およびドイツ国立図書館は、全ての種類の資料のための書誌調整と資料調整、関連するフォーマットおよびプロトコルの標準の分野における主要な活動について進行中の調整、連絡、支援を保証するため、ポルトガル国立図書館、IFLA および CDNL との間で共同の同盟に参加することに同意した。この新しい同盟は、「書誌標準のための IFLA-CDNL 同盟」(ICABS)として知られている。同盟の焦点は戦略的なものであり、国際調整を改善し、上記の主要な分野における発展を導くための実用的な方法を提供する。同盟の目的は、書誌調整および資料調整に関連する既存の標準や概念を維持し、促進し、調和させることと、電子情報資源の長期的なアーカイビングに関連する問題の理解を深めることである。そこには、アーカイビングのための新たに推奨される規則を促進することも含まれる。

ICABS は 2003 年に国立図書館のイニシアティブとして設立されたが、2008 年 8 月にはその後継として ICADS が設立された。ICABS の作業計画は、書誌標準の開発と使用、資料へのアクセス、および電子資料の管理に関連する幾つかの目標を支援した。2003 年以来、たいていの国立図書館にとって主要な課題はデジタル資料の管理であることが、ますます明らかになってきた。このような進展に対応して、IFLA と CDNL は、ICABS が電子図書館の問題により強く焦点を当てることを期待した。その結果、ICABS 諮問委員会によって、電子図書館の管理に関連する広範囲な問題についてより包括的な見解を提供し、関連する革新的なプロジェクトやイニシアティブを立ち上げるための新しい枠組みが開発された。新しい枠組みは、電子図書館の開発と管理に一層集中することを反映して、ICADS と改名された。

## **ISBDs**

<http://www.ifla.org/VII/s13/pubs/cat-isbd.htm>

ISBDs (International Standard Bibliographic Description : 国際標準書誌記述) は、資料の記述と識別のための要件を指定し、記述要素に順番を割り当て、記述のための区切り記号法を指定している。

## **Library of Congress Classification Outline** (米国議会図書館分類表の概要)

<http://www.loc.gov/catdir/cpsolcco/lccowp.html>

リストには、米国議会図書館分類表の主要なクラスを表す文字と見出しが含まれている。

任意のクラスをクリックすると、そのサブクラスの概要が表示される。分類表の完全な内容は、印刷物の場合、米国議会図書館の目録頒布サービスから購入できる。オンライン版は、やはり目録頒布サービスから購入できる Classification Web という製品で利用可能である。

## **MADS – XML Format for Authorities Data** (典拠データののための XML フォーマット)

<http://www.loc.gov/standards/mads/>

米国議会図書館のネットワーク開発・MARC 標準室は、関心を持つ専門家とともに、メタデータ典拠記述スキーマ (MADS : Metadata Authority Description Schema) を開発した。MADS は、行為主体 (人、組織)、出来事、および用語 (テーマ、地理、ジャンル等) に関するメタデータを提供するために用いられる典拠要素セットのための XML スキーマである。MADS は、メタデータオブジェクト記述スキーマ (MODS : Metadata Object Description Schema) に対応して機能するように作成された。MADS は MARC21 典拠フォーマットと、MODS は MARC21 書誌フォーマットと関連しており、双方とも MARC21 から選択したデータを持つ。MADS は、ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム (<http://www.w3.org/>) の XML スキーマ言語

(<http://www.w3.org/XML/Schema>) を用いて表現される。この標準は、利用者からの入力と合わせて米国議会図書館ネットワーク開発・MARC 標準室 (<http://www.loc.gov/marc/ndmso.html>) によって開発、維持管理される。

## MARC21

<http://www.loc.gov/marc/>

機械可読形式でデータを表現し交換するための標準。MARC レコードの構造は、国内・国際標準（例：情報交換用フォーマット（ANSI Z39.2）、情報交換用フォーマット（ISO2709））を実装したものである。MARC21 フォーマットは、カナダ国立図書館・文書館標準・知的財産管理室および英国図書館全国書誌サービスの協力により、米国議会図書館ネットワーク開発・MARC 標準室によって提供される。MARC21 の変更は、米国図書館協会図書館資料・テクニカルサービス部会、図書館情報技術部会、レファレンス・利用者サービス部会（ALA ALCTS/LITA/RUSA）の機械可読書誌情報委員会（MARBI : Machine-Readable Bibliographic Information Committee）

（<http://www.ala.org/ala/mgrps/divs/alcts/mgrps/divgroups/marbi/marbi.cfm>）、カナダ MARC 委員会（CCM : Canadian Committee on MARC）および英国書籍産業コミュニケーション書誌標準技術サブグループ（BIC/BSTS : Book Industry Communications/Bibliographic Standards Technical Subgroup）によって検討された提案に基づいて行われる。

## METS – XML Format

<http://www.loc.gov/standards/mets/>

メタデータ符号化・伝送標準（METS : Metadata Encoding and Transmission Standard）スキーマは、電子図書館内部のオブジェクトに関する記述メタデータ、管理メタデータおよび構造メタデータを符号化するための標準であり、ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアムの XML スキーマ言語を用いて表現される。この標準は、米国議会図書館ネットワーク開発・MARC 標準室で維持管理されているが、開発は電子図書館連合（Digital Library Federation）のイニシアティブによって進行中である。

## MIME Media Types（MIME メディアタイプ）

<http://www.iana.org/assignments/media-types/>

内容タイプおよびサブタイプの仕様。MIME（多目的インターネットメール拡張 : Multipurpose Internet Mail Extensions）は、異なる電子メールシステム間でメッセージを交換するためにはメッセージをどのようにフォーマットしなければならないかを指定する、インターネットにおける公式の規格である。

ダブリンコアにおいては、「フォーマット」という用語は、資源を表示または操作するために必要なソフトウェア、ハードウェアまたはその他の機器を決定するために使用されることがある。推奨されるベストプラクティスは、統制語彙（例：コンピュータのメディアフォーマットを定義する MIME メディアタイプのリスト）から値を選択することである。

RFC2045 (<http://www.isi.edu/in-notes/rfc2045.txt>) と RFC2046 (<http://www.isi.edu/in-notes/rfc2046.txt>) は、内容タイプ、内容サブタイプ、文字セット、アクセスタイプ、および MIME メールのための変換値が、IANA（Internet Assigned Numbers Authority）によって割り当てられ、リスト化されるよう指定している。

MIME タイプを登録するための手順は、RFC4288 (<http://www.isi.edu/in-notes/rfc4288.txt>) および RFC4289 (<http://www.isi.edu/in-notes/rfc4289.txt>) で見ることができる。

## **MODS – Metadata Object Description Schema** (メタデータオブジェクト記述スキーマ)

<http://www.loc.gov/standards/mods/>

米国議会図書館のネットワーク開発・MARC 標準室は、関心を持つ専門家とともに、様々な目的、特に図書館アプリケーションで用いられる書誌要素セットのためのスキーマを開発した。XML スキーマとして、「メタデータオブジェクト記述スキーマ」(MODS)は、既存の MARC21 レコードから選択したデータを持つだけでなく、独自に資料を記述したレコードを作成することができるようになっている。MODS は、MARC フィールドのサブセットを含んでいるが、タグ付けは数字でなく言語ベースのものを用いている。また、MARC21 書誌フォーマットのデータ要素を再構成している箇所もある。MODS は、ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム (<http://www.w3.org/>) の XML スキーマ言語 (<http://www.w3.org/XML/Schema>) を用いて表現される。この標準は、利用者からの入力と合わせて米国議会図書館ネットワーク開発・MARC 標準室 (<http://www.loc.gov/marc/ndmso.html>) によって維持管理されている。

## **OAI-PMH** (オープンアーカイブスイニシアティブ・メタデータハーベスティングプロトコル)

<http://www.openarchives.org/pmh/>

OAI-PMH (Open Archive Initiative – Protocol for Metadata Harvesting) は、ウェブ上の資源(デジタルだけでなく非デジタルも)の記述を向上するプロトコル仕様である。デジタルオブジェクトそのものではなく、メタデータの交換および普及が可能となる。

## **PADI – Preservation metadata** (保存メタデータ)

<http://www.nla.gov.au/padi/topics/32.html>

図書館界における保存メタデータに関する作業の研究概要(2003年2月付け)。

デジタル資料の保存を管理するために必要な情報を記述し、記録するための構造化された方法を開発することが、長期的なアクセス可能性を保証するためには不可欠である。これは一般的に、保存メタデータと呼ばれる。

保存メタデータは、デジタルコンテンツの形式、構造および利用法に関する技術的詳細、資源に対して実行された全てのアクション(変更や決定を含む)の履歴、技術的特徴または保管履歴のような信頼できる情報、および保存という活動に適用される責務と権利に関する情報を格納するためのものである。

## **Resource description and access (RDA)** (資源記述とアクセス)

<http://www.collectionscanada.ca/jsr/rda.html>

RDA(資源記述とアクセス)は、AACR2(英米目録規則第2版)の後継である。RDA開発の責務は、合同運営委員会が担っている。RDAは、全ての形態の情報資源の提供者および利用者とのより円滑なデータ交換を促進するため、21世紀のデジタル世界のためにAACR2を近代化し、より一貫性のある規則に再構成し、より国際的な規則を作成し、図書館界の外に位置する他のメタデータコミュニティに呼び掛ける、という願望から発展したものである。RDAは、ウェブ上で扱うツールとして設計されているが、印刷物も予定されている。出版は、2009年の第3四半期中を目標としている<sup>15</sup>。

## **Resource Description and Classification** (資源記述と分類)

<http://xml.coverpages.org/classification.html>

---

<sup>15</sup> (訳注) 実際には、2010年6月にオンライン版として刊行された。

主題分類法、タクソノミー、オントロジー、索引法、メタデータ、メタデータレジストリ、統制語彙、用語法、シソーラス、ビジネスセマンティクスの事項に関する参照の集成。

インターネット上の様々な資源からのリンクと無断転載に基づいた参照および調査の集成。未完成であり、参考資料として信頼できるものではない。この文書で引用された参照は、XML に付随して関連するだけのものである。調査は、OASIS Registry and Repository Technical Committee の作業（1999 年秋から 2000 年春）との関係で行われた。

## **The role of classification schemes in Internet resource description and discovery**（インターネット資源の記述および発見における分類体系の役割）

<http://www.ukoln.ac.uk/metadata/desire/classification/>

分類体系は、ネットワーク環境における情報検索を支援する役割がある。特にインターネットでは、サブジェクトゲートウェイにおける一覧の構造を提供する。分類体系を用いることの利点には、主題による一覧機能の改善、多言語アクセスの可能性、および他のサービスとの相互運用性の改善が含まれる。分類体系は、範囲と方法論が様々だが、国際的な体系、国レベルの体系、特定主題を対象とした体系、および独自体系に分けることができる。しかし、どの種類の体系を用いるかは、サービスの規模と範囲がどのように設計されているかに依存する。インターネットにおける検索・発見サービスで現在用いられている分類体系についての研究によれば、特に参照されている体系は、デューイ十進分類法（DDC）、国際十進分類法（UDC）、米国議会図書館分類表（LCC）、Nederlandse Basisclassificatie（BC：オランダ基本分類表）、Sveriges Allmänna Biblioteksförening（SAB：スウェーデン図書分類システム）、Iconclass（美術・図像学研究のための分類システム）、米国国立医学図書館分類表（NLM）、Engineering Information（Ei：技術関連情報のための分類システム）、Mathematics Subject Classification（MSC：米国数学会数学科目分類）、および ACM Computing Classification System（CCS：米国計算機学会分類システム）である。研究では、自動化サービスにおける分類の適用を試行するプロジェクトについても記述されており、北欧 WAIS/WWW プロジェクト、Project GERHARD、Project Scorpion 等が挙げられている。

## **SRU/SRW**

<http://www.loc.gov/standards/sru/>

SRU（Search/Retrieve via URL）は、クエリーを表現するための標準構文である CQL（コンテキストクエリー言語：Contextual Query Language）を用いた、インターネットにおける検索クエリーのための、標準的な XML による検索プロトコルである。

## **Statement of International Cataloguing Principles**（国際目録原則覚書）

<http://www.ifla.org/VII/s13/icc/#imeicc>

効率性の観点により、毎年 8 月に開催される IFLA 総会に概ね合わせる形で、世界の五つの地域で地域会議を開催することが決定された。会議は、2003 年にドイツのフランクフルトで（対象：欧州各国および英米の目録規則作成者）、2004 年にアルゼンチンのブエノスアイレスで（ラテンアメリカおよびカリブ海諸国）、2005 年にエジプトのカイロで（中東のアラビア語圏および北アフリカ諸国）、2006 年に韓国のソウルで（アジア諸国およびアジアの目録規則作成者）、2007 年に南アフリカのプレトリアで（サハラ以南のアフリカ諸国）開催された。この文書は、地域、言語および文字の違いを越えて書誌情報の共有を高めるという IFLA の当初の目標を達成するための枠組みを提供するものである。

## **Subject Authority Cooperative Program (SACO)**（件名典拠ファイル共同作成プログラム）

<http://www.loc.gov/catdir/pcc/saco/>

件名典拠共同作成プログラム（SACO）は、図書館が共同目録作業プログラム（PCC：Program for Cooperative Cataloging）によって米国議会図書館に件名標目と分類記号を提案する手段を提供するために設立された。

### **Subject Headings Authority File (SWD)**（ドイツの件名標目典拠ファイル）

<http://www.d-nb.de/eng/standardisierung/normdateien/swd.htm>

件名標目典拠ファイル（SWD）は、正規化された専門用語の統制語彙を提供する。典拠ファイルに用いられる情報源は、「典拠ファイルで利用可能な情報源リスト」

（<http://support.d-nb.de/swd/listeNSW/index.htm>）に列挙される。典拠ファイルには、「件名目録規則」（[http://www.d-nb.de/service/publikationen/publ\\_gedr.htm#rswk](http://www.d-nb.de/service/publikationen/publ_gedr.htm#rswk)）および「件名目録規則・件名典拠ファイル適用細則」（[http://www.d-nb.de/eng/service/publikationen/publ\\_gedr.htm#praxis](http://www.d-nb.de/eng/service/publikationen/publ_gedr.htm#praxis)）に従って決定された件名標目のリストと参照プロトコルが含まれている。件名標目は、知識の全分野を対象としており、ISO 国名コード（[http://www.d-nb.de/eng/standardisierung/normdateien/lc\\_hilfe.htm](http://www.d-nb.de/eng/standardisierung/normdateien/lc_hilfe.htm)）および SWD 主題グループ（[http://www.d-nb.de/eng/standardisierung/normdateien/swd\\_not\\_hilfe.htm](http://www.d-nb.de/eng/standardisierung/normdateien/swd_not_hilfe.htm)）によって分類される。SWD は、参加図書館の索引作業担当者によって作成され、日次で更新される。

### **Tools for Authority Control – Subject Headings**（件名標目の典拠コントロールのためのツール）

<http://www.loc.gov/cds/lcsh.html>

このリストには、米国議会図書館の目録頒布サービスによって提供される「件名標目の典拠コントロール」のためのツールが含まれる。

### **UNIMARC**

<http://www.ifla.org/VI/8/up.htm>

機械可読形式でデータを表現し、交換するための規格。現在四つのフォーマット（書誌、典拠、分類、所蔵）からなる UNIMARC の維持管理および更新は、常設 UNIMARC 委員会が責任を負っている。

### **Universal Decimal Classification**（国際十進分類法）

<http://www.udcc.org/>

国際十進分類法（UDC）は、知識の全分野のための世界で最も重要な多言語の分類体系であり、索引および検索のための洗練されたツールである。UDC は、Melvil Dewey の十進分類法を基に、Paul Otlet とノーベル賞受賞者 Henri La Fontaine によって作成され、最初は 1904 年から 1907 年にかけて（フランス語で）刊行された。それ以来、UDC は広範囲に改訂、開発され、媒体がどんなものであれ、あらゆる種類の情報の書誌レコードを組織化するための非常に柔軟で効果的なシステムとなっている（マルチメディア情報の蔵書に適している）。UDC は、知識の新たな進展や新しい分野を容易に組み込むことができるような構成となっている。標数自体は、特定の言語または文字に依存せず（アラビア数字と共通の句読記号で構成）、付随する各区分の説明は、多くの翻訳版が存在する。UDC は、世界中で用いられており、部分訳を含めると 23 の異なる言語で刊行されている。英語版は、英語圏の国々および英語が公用語のうちの一つであるかまたは共通語となっている国々（ブリテン諸島、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、インド、幾つかのアフリカの国々）で広く用いられており、他の文化圏と同様、重要な存在となっている。

### **USEMARCON Plus – The Universal MARC Record Converter**（MARC レコードコンバータ）

<http://www.bl.uk/bibliographic/usemarcon.html>

USEMARCON は、利用者が書誌レコードを特定の MARC フォーマットから別の MARC フォーマットに変換できるようにするためのアプリケーションソフトである。

**Using National Bibliography Numbers as Uniform Resource Names** (全国書誌番号の URN としての利用)

<http://www.ietf.org/rfc/rfc3188.txt>

全国書誌番号 (国立図書館によって割り当てられた永続的かつ一意の識別子) は、URN という枠組み、および RFC2141 で定義される URN 構文によって支援される。

**Web world of authority control** (ウェブ世界の典拠コントロール)

<http://www.lib.byu.edu/%7Ecatalog/catalogwebsite/authority/index.htm>

典拠コントロールを扱っているか、または典拠を確立するために役立つかもしれない、各種ツール、シソーラス、米国議会図書館のウェブサイト、雑誌記事、ワークショップ、雑誌、ALA 委員会、リストサーブ、図書館および業者の文献リスト。このリストは、典拠作業担当者およびその他の図書館員が典拠コントロールを行う際に、インターネット上の多くのサイトを確認するよりも容易かつ迅速に典拠作業を行えるようにする試みである。

## **Z39.50**

<http://www.loc.gov/z3950/agency/>

Z39.50 (ISO 23950) は、情報検索のための標準であり、公式には「ANSI/NISO Z39.50-1995 : 情報検索 (Z39.50) : アプリケーションサービス定義およびプロトコル仕様」として知られている。この文書は、データベース検索および情報検索を目的として二つのシステム間で通信を行うための一連の規則と手順を定めたものである。

## 11. 付録:全国書誌番号(NBN)

### 構造

執筆時点では、全国書誌番号に関する国際的に合意された仕様は存在しない。国立図書館長会議(CDNL)は、NBNのためにURN名前空間識別子を登録済である。

URNは全て、文字列「urn:」、続けて名前空間識別子(NID)、さらに名前空間固有文字列(NSS)で構成される。全国書誌番号のためのNIDは「nbn」であり、NSSは次の三つの部分で構成される。

#### 1. 接頭辞

ISO 3166 国名コードのうちの2字コード(例:GB)、またはISO以外の接頭辞(例:LCCN)。

NBN 名前空間およびISO以外の接頭辞に関する国際登録機関は、米国議会図書館である。

#### 2. 制御文字

ハイフン: 常に、接頭辞と第三の要素(NBN 文字列)を分かつために用いられる。

コロン: 国名コードによるNBN 名前空間が、委託機関に割り当てられた下位名前空間にさらに分割される場合にのみ用いられる。

例: urn:nbn:fi:st      フィンランド統計局 (Statistics Finland)  
urn:nbn:fi:vn      フィンランド内閣府 (Finnish State Council)

#### 3. NBN 文字列

国レベルで、電子文書を一意に識別するものである。

NBN 文字列は、検証を可能とするためのチェック用文字を含むことがある。チェック用文字は必須ではない。

以上のことは、次のように図式化できる。

urn:nbn<ISO 3166 国名コード>-<割り当てられた NBN 文字列>

例: urn:nbn:fi-fe976238

urn:nbn:<ISO 3166 国名コード:下位名前空間コード>-<割り当てられた NBN 文字列>

例: urn:nbn:fi:st-123456

urn:nbn:<ISO 以外の登録接頭辞>-<割り当てられた NBN 文字列>

例：urn:nbn:LCCN-9920567

## その他の問題

ある著作の異なる版に同一の **NBN** を割り当てるか否かは、個々の国立図書館が採用するガイドラインで定める。このことが該当するのは、割り当てを手作業で行うときのみである。

**NBN** のための解決システムは定義されていない。**CDNL** による登録文書では、全国書誌データベースを通じて、またはウェブ上の索引またはアーカイブを通じて、解決が行われるかもしれない、と示唆されている。